

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画

平成26年 3月

山口県萩市



0 100 250 500 750 1000m

巻頭-1 恵美須ヶ鼻造船所跡と周辺
○が恵美須ヶ鼻造船所跡、○が萩反射炉



巻頭-2 萩三角州遠景（南から撮影） ○が恵美須ヶ鼻造船所跡、○が萩反射炉



巻頭-3 恵美須ヶ鼻造船所跡遠景（北西から撮影） ○が恵美須ヶ鼻造船所跡、○が萩反射炉



巻頭-4 萩反射炉から恵美須ヶ鼻造船所跡をみる（南東から撮影）



巻頭-5 恵美須ヶ鼻造船所跡（上空から）「萩市の航空写真」より

序

幕末の萩藩は欧米列強への脅威が高まる中、海防の危機意識から、新たに学んだ西洋技術と日本の伝統技術を融合させ、自力で試行錯誤しながら、近代化に取り組みました。

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡は萩藩が洋式軍艦の建造という難題に果敢に挑戦し、近代化に取り組んだ貴重な産業遺産です。

現在、世界遺産登録を目指している「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の取組みと連動し、構成資産の一つである本史跡の文化財としての価値を後世に確実に継承していくため、保存管理計画を策定することとなりました。

本計画では、これまで行われた調査・研究の成果を整理し、史跡の本質的価値を明確に示すとともに、史跡を構成する諸要素を特定し、その保存管理の具体的方策と整備・活用に関する基本的な考え方や現状変更の取扱基準を定めました。今後は本計画に基づき、市民の皆様とともに、史跡の保護と活用に努めてまいります。

本計画策定のためにご指導とご助言を賜りました「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、文化庁並びに山口県教育委員会、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

萩市長 野村興兒

例 言

- 1 本書は、山口県萩市大字椿東字小畑浦に所在する恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理計画書である。
- 2 遺跡内の施設名等の表記は、『恵美須ヶ鼻造船所跡（萩市埋蔵文化財報告 第9集）』（萩市歴史まちづくり部文化財保護課 2013年）に従った。
- 3 本保存管理計画策定事業は、萩市歴史まちづくり部が主体となり実施した。
- 4 本計画は、計画策定にあたり設置した「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」における協議によってまとめられたものである。また、計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び山口県教育委員会社会教育・文化財課の指導・助言を受けた。
- 5 計画策定に係る事務は、「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」における協議結果を踏まえ、萩市歴史まちづくり部が担当し、関連業務を株式会社 都市景観設計に委託した。
- 6 本計画策定にあたり、恵美須ヶ鼻造船所跡とその周辺の現況地形測量を株式会社 タマエンジニアリングに委託した。測量成果は萩市歴史まちづくり部が保管・管理している。
- 7 報告書内資料の提供は、山口県文書館の協力を得た。
- 8 本報告書の執筆・編集は、萩市歴史まちづくり部と株式会社 都市景観設計が行った。

目 次

第 1 章 保存管理計画策定の目的と経緯

1. 計画策定の目的と経緯	
(1) 計画の目的	1
(2) 計画策定の経緯	2
2. 計画策定の経過	
(1) 計画策定組織	3
(2) 計画策定の経過	7
3. 関連計画	8

第 2 章 史跡の概要

1. 地理的位置	10
2. 史跡の概要	13
3. 自然的調査	
(1) 地形・地質	18
(2) 植生・景観	19
4. 歴史的調査	
(1) 歴史資料	21
(2) 日本及び萩（長州）藩における 洋式造船技術の推移と恵美須ヶ鼻造船所	22
(3) 恵美須ヶ鼻造船所の歴史	24
(4) 造船所施設の概要	31
(5) 発掘調査	42
5. 社会的調査	
(1) 史跡に係る法令	54
(2) 利用状況	61

第 3 章 保存管理

1. 史跡の本質的価値	62
2. 史跡を構成する要素	
(1) 史跡の本質的価値を示す構成要素の特定	63
(2) 各構成要素の概要	64
3. 保存管理上の課題	70
4. 保存管理の基本方針	
(1) 基本方針	72
(2) 地区区分	73
(3) 具体的方策	75
5. 現状変更等に対する基準	
(1) 現状変更の意思決定のプロセス	77
(2) 現状変更の取扱方針及び基準	77
6. 史跡の保全へのリスクと脅威	81
7. 周辺の環境に対する考え方	83

8. 経過観察の体制	84
------------	----

第4章 整備活用

1. 基本方針	86
2. 整備・活用の方法	87
3. 整備・活用の進め方	90

第5章 運営及び体制整備

1. 基本方針	91
2. 保存管理活用の体制	91

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

1. 計画策定の目的と経緯

(1) 計画の目的

江戸時代、萩は毛利氏 36 万石の城下町として栄え、幕末には吉田松陰をはじめ木戸孝允、高杉晋作、伊藤博文など近代日本の夜明けを告げた多くの人々が育ち、“明治維新胎動の地”として知られている。

同時に、幕末の萩（長州）藩は欧米列強への脅威が高まる中で、薩摩藩や佐賀藩とともに西洋技術を積極的に習得し、近代化の先駆的役割を担った“日本の近代化始まりの地”でもある。1850 年代に入り、萩（長州）藩は海防の危機意識から、軍備の近代化を図る必要性を強く認識し、新しく学んだ西洋技術と日本に蓄積されていた伝統技術を融合させ、反射炉の建設や洋式大砲の鋳造、洋式軍艦の建造などに取り組んだ。

恵美須ヶ鼻造船所跡では、安政 3 年（1856）12 月には萩（長州）藩最初の洋式軍艦（スクーナー船）、「丙辰丸」^{へいしんまる}が進水し、万延元年（1860）4 月には、萩（長州）藩 2 隻目の洋式軍艦、「庚申丸」^{こうしんまる}が進水した。恵美須ヶ鼻造船所跡は、萩（長州）藩が洋式軍艦の建造という難題に果敢に挑戦し、自力による近代化に取り組んだ貴重な産業遺産である。

また、恵美須ヶ鼻造船所跡をはじめとした萩市の近代化産業遺産は、他地域と比べると、幕末に築造・操業されたものであるという特徴が挙げられる。現在、日本各地に残されている近代化産業遺産の大半は明治時代以降に築かれたものが多いが、萩市の近代化産業遺産は、日本が産業の近代化に取り組み始めた最も早い時期の様子を伝えており、全国的にも特異な位置に存在するものといえる。

本計画は、史跡とその周辺環境を適切に保護し、後世に継承していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、史跡を構成する要素の整理、現況の課題を抽出することで、それらを適切に保存管理していくための基本方針、保存管理方法、現状変更の取扱基準を定める。同時に、保存管理と一体となって進められる整備活用の基本的な考え方を示すものである。

(2) 計画策定の経緯

恵美須ヶ鼻造船所跡は、萩市文化財保護課によって、平成 21 年（2009）度から平成 24 年度にかけて発掘調査が実施され、その結果、幕末の造船所の遺構が残存していることが判明した。

平成 25 年（2013）10 月 17 日幕末の洋式造船技術の導入期の様相を知るうえで貴重な遺構であるとして国史跡に指定された。史跡の価値を後世に確実に継承していくため、その価値の明確化、保存管理及び整備活用の考え方を示し、現状変更の取扱基準を定めることとなった。

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理は、萩市内に存する近代化産業遺産、「国指定史跡 萩反射炉」、「国指定史跡 松下村塾」、「国指定史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅」、「国指定史跡 大板山たたら製鉄遺跡」と一体的に推進していくため、「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」の中で併せて検討され、萩市の文化遺産としての位置づけを行うこととなった。

また、現在、恵美須ヶ鼻造船所跡は「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の一つとして位置づけられ、平成 27 年（2015）にはユネスコの世界文化遺産の登録を目指した取り組みが行われている。

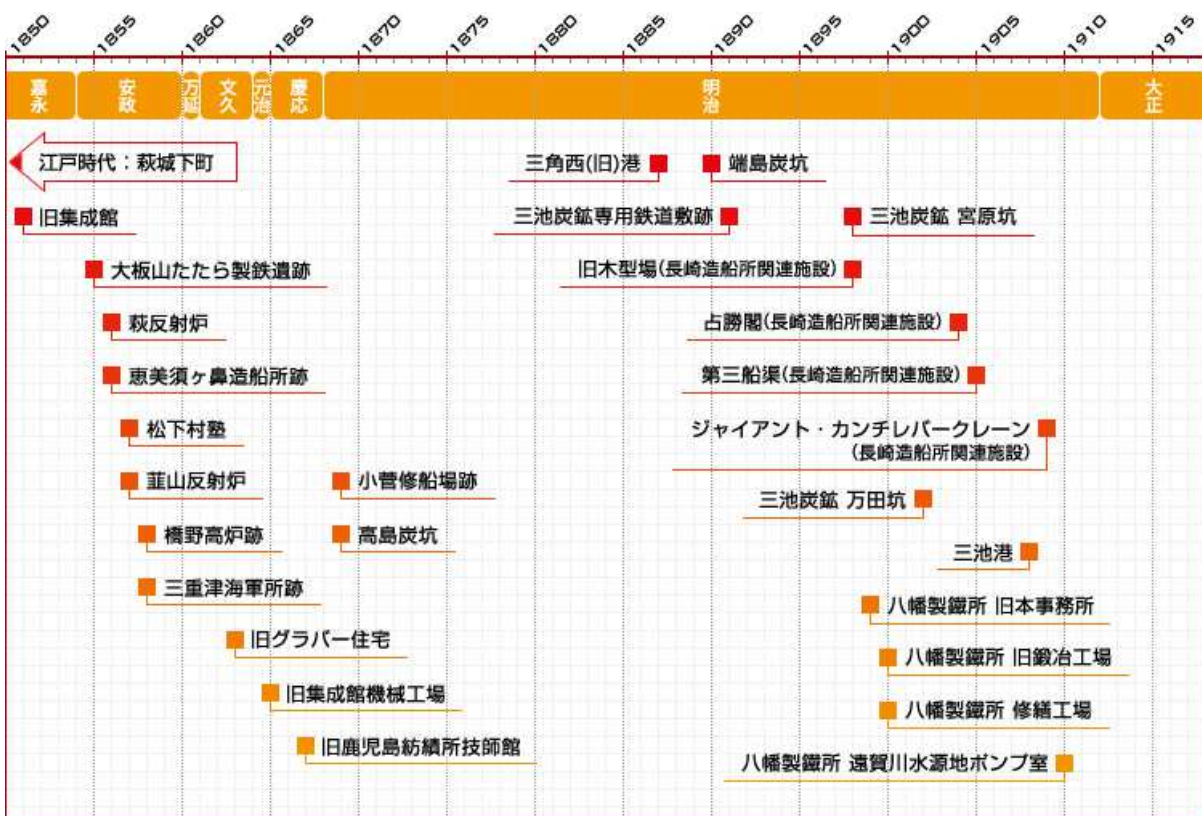


図 1-1 九州・山口の近代化産業遺産群年表

【参考文献】「九州・山口の近代化産業遺産群ホームページ」

2. 計画策定の経過

(1) 計画策定組織

当計画の策定に当たっては、学識経験者等から構成される「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、専門的な立場からの助言、地元関係者による整備にかかる意見等を求めながら協議を進めた。また、保存管理の内容については分科会を設置し、詳細な検討を行った。

委員会では、事務局が保存管理計画案を提示し、協議を進めた。なお、随時、文化庁、山口県教育委員会の指導を仰いだ。

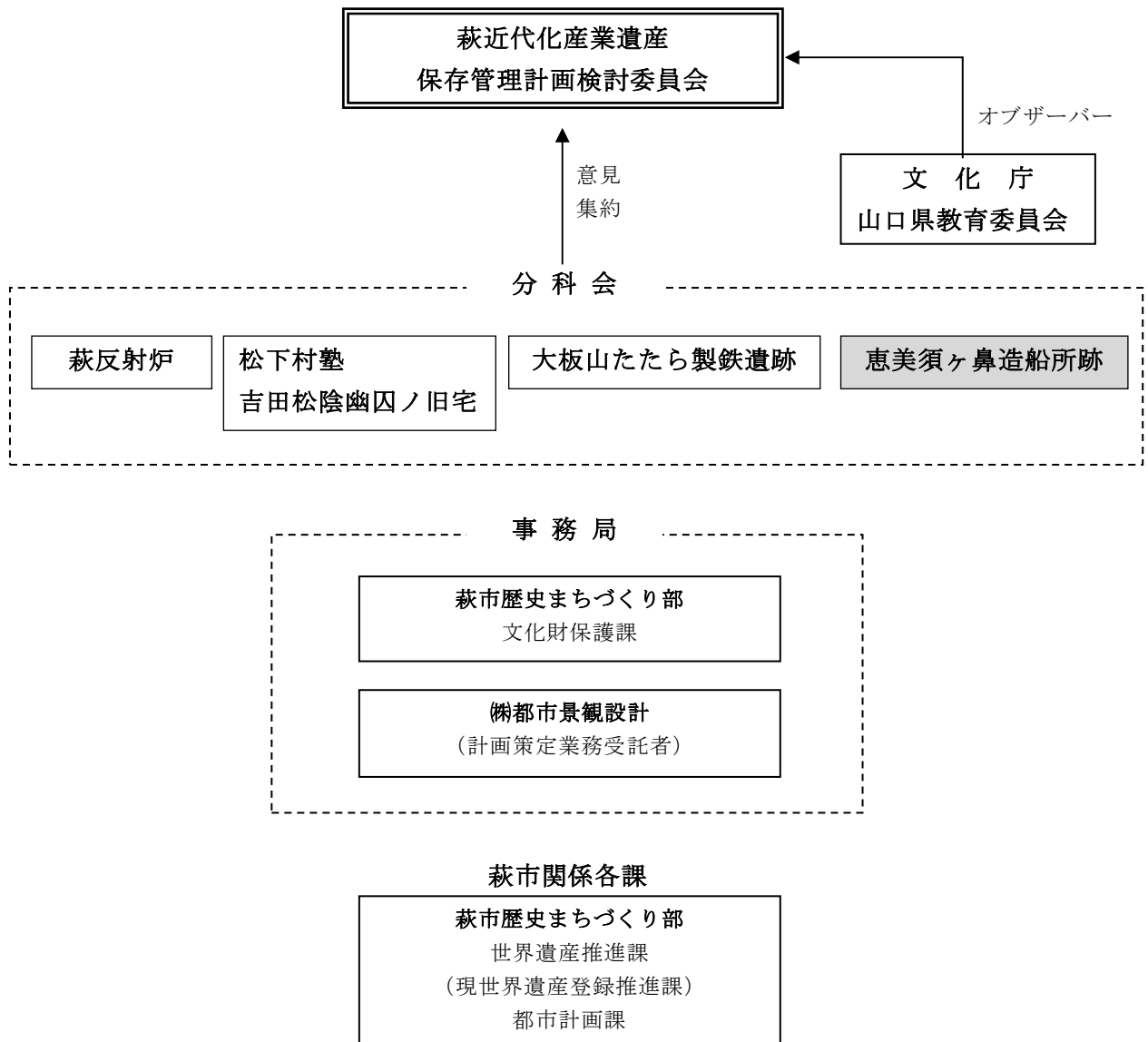


図 1-2 保存管理計画策定の体制

(別表1)

表 1-1 萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属	専 門
タナカ テツオ 田中 哲雄	日本城郭研究センター（姫路城）名誉館長	考古学・庭園・城郭
アダチ ヒロユキ 安達 裕之	日本海事史学会会長	海事史
ゴトウ オサム 後藤 治	工学院大学工学部建築都市デザイン学科教授	建築史
ノリヤス カズフミ 乗安 和二三	山口県埋蔵文化財センター所長	考古学
ワタナベ カズオ 渡辺 一雄	梅光学院大学教授	考古学
ムラカミ リュウ 村上 隆	京都国立博物館 学芸部部长	科学技術史
オガワ アヤコ 小川 亜弥子	福岡教育大学教授	歴史学
ウエダ トシシゲ 上田 俊成	松陰神社宮司	史跡所有者代表
クボタ タクゾウ 久保田 拓造	NPO萩まちじゅう博物館理事長	資産活用団体
ヒグチ ナオキ 樋口 尚樹	萩博物館副館長	歴史学
ドウサコ シンゴ 道迫 真吾	萩博物館主任研究員	歴史学

検討委員会における主な担当

- ・ 恵美須ヶ鼻造船所跡にかかる文化遺産の価値付け、保存整備、活用について検討
安達裕之委員、乗安和二三委員、小川亜弥子委員、道迫真吾委員
- ・ 萩反射炉にかかる保存整備、活用について検討
田中哲雄委員、村上 隆委員、道迫真吾委員
- ・ 大板山たたら製鉄遺跡にかかる保存整備、活用について検討
渡辺一雄委員、久保田拓造委員、道迫真吾委員
- ・ 松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅にかかる保存整備、活用について検討
後藤 治委員、上田俊成委員、樋口尚樹委員

分科会 委員構成

恵美須ヶ鼻造船所跡	萩反射炉	大板山たたら製鉄遺跡	松下村塾 吉田松陰幽囚ノ旧宅
安達 裕之 乗安 和二三 小川 亜弥子 道迫 真吾	田中 哲雄 村上 隆 道迫 真吾	渡辺 一雄 久保田 拓造 道迫 真吾	後藤 治 上田 俊成 樋口 尚樹

オブザーバー

文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 山下信一郎
山口県教育委員会社会教育・文化財課

事務局

萩市歴史まちづくり部 文化財保護課
株式会社 都市景観設計（計画策定業務受託者）

萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、萩市が策定する萩近代化産業遺産保存管理計画内容の検討を目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表1の者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、保存管理計画の策定が完了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員会に分科会を置くことができる。分科会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、萩市歴史まちづくり部文化財保護課及び株式会社都市景観設計に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が会議に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成24年4月25日から施行する。

(2) 計画策定の経過

本保存管理計画策定事業は検討委員会と分科会を合わせて計4回開催し、検討を進めた。委員会の日程調整や運営は、計画策定業務受託者である(株)都市景観設計が行った。

表 1-2 委員会開催の経過

日 程		主な協議内容
第1回検討委員会	平成24年(2012) 4月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・計画策定の目的、スケジュールの確認 ・史跡の概要 ・世界遺産登録推薦について
第1回分科会	平成24年(2012) 8月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の現状と課題 ・史跡の本質的価値と構成要素の整理
第2回分科会	平成24年(2012) 11月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理の基本方針 ・保存管理の方法 ・現状変更の取扱基準 ・整備活用の基本的な考え方 ・保存管理及び整備活用の体制
第2回検討委員会	平成25年(2013) 2月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画 最終確認

表 1-3 萩近代化産業遺産保存管理計画策定の経過

項目	年月	平成24年										平成25年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
検討委員会・分科会		●				●			●				●	
現状把握、本質的価値や構成要素の整理		→												
保存管理基本方針、保存管理方法、現状変更取扱基準等検討			→											
整備活用の考え方体制の検討							→							
報告書概要版作成									→					

3. 関連計画

史跡の関連計画を表 1-4 に示し、史跡の位置づけをまとめた。

表 1-4 関連計画一覧表

No.	名 称	内 容	策定年月
1	萩市将来展望	萩市の基本構想	平成 19 年 (2007) 3 月
2	萩まちじゅう博物館構想 萩まちじゅう博物館条例	萩市のまちづくりの基軸となる構想	平成 15 年 (2003) 10 月
3	萩市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく計画	平成 23 年 (2011) 3 月
4	萩市景観計画	景観法及び萩市景観条例に基づく計画	平成 19 年 (2007) 12 月
5	萩市歴史的風致維持向上計画	歴史まちづくり法に基づく計画	平成 20 年 (2008) 12 月
6	萩市緑の基本計画	都市緑地法に基づく計画	平成 23 年 (2011) 3 月
7	萩市観光戦略 5 か年計画	萩市まちじゅう博物館構想を主軸に置いた観光戦略	平成 22 年 (2010) 6 月
8	萩市環境基本計画	環境基本法に基づく計画	平成 19 年 (2007) 3 月
9	萩市地域防災計画	災害対策基本法に基づく計画	平成 18 年 (2006) 3 月

1. 萩市将来展望

「誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち」を目指し、恵美須ヶ鼻造船所跡を含む文化財の保護、及び景観保全の推進を挙げている。

2. 萩まちじゅう博物館構想 ・ 萩まちじゅう博物館条例

萩市全体を博物館にとらえ、萩の魅力を再発見するとともに、文化や歴史、自然の「おたから」を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうとする観光地づくり・まちづくりの取り組みが行われている。平成 16 年(2004)には萩まちじゅう博物館条例が施行され、中核施設として萩博物館が位置づけられている。

3. 萩市都市計画マスタープラン

『海・川・山の豊かな自然に囲まれた歴史文化都市・萩』を将来像として掲げ、恵美須ヶ鼻造船所跡を含む椿東地区は『豊かな海と歴史遺産を活かした維新のまちづくり』を目標としている。貴重な歴史遺産や豊かな自然環境を維持・保全するとともに、中心商業地等に位置する都市機能と連携し、観光レクリエーション機能の充実を図りつつ、日常生活に密着した機能を誘導し、住商工のバランスと適正配置のとれた土地利用が図られるように都市機能を誘導する。



図 1-3 萩市都市計画マスタープラン地区別構想図

4. 萩市景観計画

萩市においては市域全域が「景観計画区域」に設定されている。恵美須ヶ鼻造船所跡は、「一般景観計画区域－川外都市計画区域B地区」に指定されており、地域の自然条件や歴史的・文化的資産を活用しながら、美しい自然環境と調和した落ち着きのあるまちなみ景観の形成を図る区域となっている。概要を第2章5.社会的調査に示す。

5. 萩市歴史的風致維持向上計画

恵美須ヶ鼻造船所跡を含む一帯は、「萩市歴史的風致保存区域」の「重点区域」に指定されている。都市計画法、景観法、屋外広告物法等に基づき、これらと調和した環境、景観の規制及び誘導が行われ、道路景観の整備などの必要事業を進めていく。

6. 萩市緑の基本計画

「誇るべき歴史と美しい自然を感じ、心がふれあう緑のまちづくり」を理念に掲げている。恵美須ヶ鼻造船所跡の位置する中ノ台の沿岸部は「北長門海岸国定公園」に指定されており、地域性緑地として、豊かな自然環境を残す自然公園の緑の保護を図りながら、優れた海岸景観の保全に努める。

7. 萩市観光戦略5か年計画

「萩まちじゅう博物館で体感するゆったり・じっくり観光」をコンセプトに掲げ、「萩まちじゅう博物館構想」の推進、地域資源の発掘・活用による滞在型・体験交流型観光の推進と広域連携の強化、観光情報の発信強化、観光アクセスの向上等に関する観光重点事業を挙げている。

8. 萩市環境基本計画

「未来に向けて 美しいまち・萩」を目標として掲げ、歴史や自然の保全整備を含めた総合的な環境保全施策の展開を進めることを目的に環境保全を総合的かつ計画的に推進している。重点取り組み事項として、まちを美しく一住みよい環境づくり、二酸化炭素排出抑制のための省エネルギー－地球環境の保全、リサイクルの推進－萩第二リサイクルセンターの積極的活用を挙げている。

9. 萩市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成された計画である。防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、萩市並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、萩市における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、行政、指定機関、防災上重要な施設の管理者等及び市民が処理すべき事項の大綱を定めたものである。

恵美須ヶ鼻造船所跡の一部を含む斜面は土砂災害警戒区域に指定されている。概要を第2章5.社会的調査に示す。

第2章 史跡の概要

1. 地理的位置

萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は698.79 km²で、県土の11.4%を占める。市域の北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県（益田市、津和野町）と接し、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接している。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地であり、南部の市境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られる。

丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度であり、大半を山地が占めている。萩市内の河川は市南部の阿武川水系、中央部の大井川水系、北部の田万川水系に大別され、山間部からの豊富な湧水に源を発する阿武川、大井川、田万川等の主要河川が日本海に注いでいる。

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡は、三角州の北東、萩市大字椿東字小畑浦に所在する。萩市の中心部である萩三角州から北東へ2.5kmの位置にあり、近傍には同時代の近代化産業遺産である萩反射炉（国指定史跡）が所在する。

遺跡所在地は、阿武火山群に属する溶岩台地、中ノ台（今浦台、標高35m）の南端に当る。標高は2mである。中ノ台の南には、同様の溶岩台地である鶴江台（標高47m）が所在する。中ノ台と鶴江台に挟まれた湾入部が小畑浦である。小畑浦のほぼ中央には、庄屋川が流れ込んでいる。また、中ノ台の北には、狐島（標高28m）が位置しており、狐島のさらに北には笠山が位置している。

原始・古代

庄屋川扇状地の扇端付近にある前小畑遺跡では、弥生終末期から古墳時代にかけての土器がまとまって出土した。しかし、住居跡等は検出できず、出土した遺物も表面が摩滅しているため、庄屋川上流部から流れてきた可能性が指摘されている。また、鶴江台の麓の香川津遺跡からも弥生土器が出土した。その他、笠山遺跡や、あるいは阿武川沿いの霧口遺跡・椿遺跡、中津江遺跡等でも弥生から古墳にかけての土器が採集されているが、いずれも散布地であり、住居跡等の遺構は検出されていない。当地域における古代の中心地は、日本海沿いをさらに北上した大井地区であり、阿武国造の本拠地とされる。なお、香川津遺跡と、姥倉運河を挟んで対峙する海岸沿いの長添山山頂西寄り（標高42m）に、竪穴式石室を持つ長添山古墳（萩市指定史跡）が所在する。古墳時代中期（5世紀）の築造であり、現在萩市内最古の古墳である。

また、古代の官道として、長門国阿武・大津・美祢の3郡を通して山陽道と山陰道を連結する、陰陽連絡道があったとされ、その内の垣田（又は埴田）駅を小畑地区に比定する説もあるが詳細は不明である。

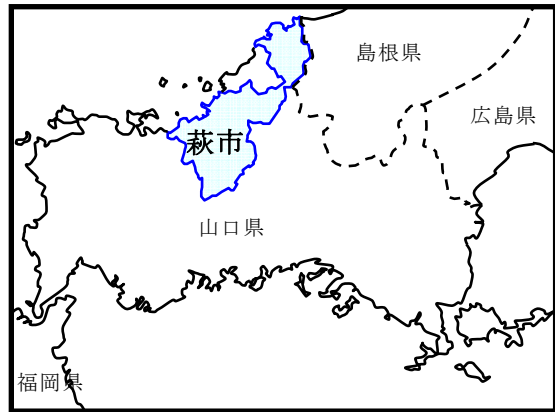


図 2-1 萩市の位置

中世

先述の長添山山頂には、山城遺構が見受けられる。また、この長添山と街道を挟んで城ノ腰山城が位置する。こうした山城遺構は、阿武川両岸の面影山、茶臼山などでも確認されている。また、毛利氏入城以前の指月山と萩三角州には、津和野城主吉見氏による小城下町的なものが形成されていたと言われるが、それが、現在の萩城と城下町にどのように受け継がれているかは不明である。

近世

江戸時代には、遺跡所在地は行政上小畑浦に属していた。萩城下周辺の日本海沿岸には、「萩七浦」と呼ばれる7つの漁村があり、小畑浦はその一つである。萩城及び城下町から見ると北方に位置する。浦町の北端に「中ノ台（今浦台）」という陸繋島があり、南側の鶴江台との間に囲まれた潟港は天然の良港である。このため、諸国の船の寄港地としても栄えていた。なお、小畑内陸部は小畑村として地方の支配であった。

江戸時代中期の萩（長州）藩内の記録「防長地下上申」、後期の「郡中大略」とも、小畑浦の戸数は124軒と記し、増減がない。ちなみに南に隣接する鶴江浦の戸数は、「地下上申」が99軒、「郡中大略」が154軒。北に隣接する越ヶ浜浦の戸数は、「地下上申」が103軒、「郡中大略」が202軒である。

江戸時代後期には、小畑浦の内陸部に当たる小畑村で、小畑焼が開窯された。小畑焼は民窯であり、文政11年（1828）の開始当初は京焼風の陶器を焼いていたが、やがて経営に行き詰まった。天保年間頃から萩（長州）藩が介入し、磁器生産に転ずる。寿丘山国本窯、大向早川窯、泉流山大賀窯、青雲山岡田窯、素玉山山下窯等があり、庄屋川沿いには、陶土を搗くための水車小屋が、各窯元に設けられていた。また、幕末には当恵美須ヶ鼻造船所や、萩反射炉が設置されるなど、萩（長州）藩の科学技術の中心的な地域であった。その理由の一つとして、こうした小畑焼の窯業技術があったとされる。

近・現代

明治12年（1897）、小畑浦は合併によって椿郷東分村になった。さらに昭和30年（1955）、椿郷東分村は萩市に合併し、大字椿東となった。現在の地名は山口県萩市大字椿東字小畑浦である。明治以降も、小畑浦は漁港として栄えていた。一方、小畑焼は、明治以後も日常雑器として生産された。船便を利用することで、日本海側一帯や、遠くは朝鮮半島にまで販路を拡大したという。しかし、大正11年に山陰本線が開通すると、瀬戸・美濃から大量生産による安価な陶磁器が輸入されるようになり、磁器の生産をやめ、萩焼に転じることとなった。

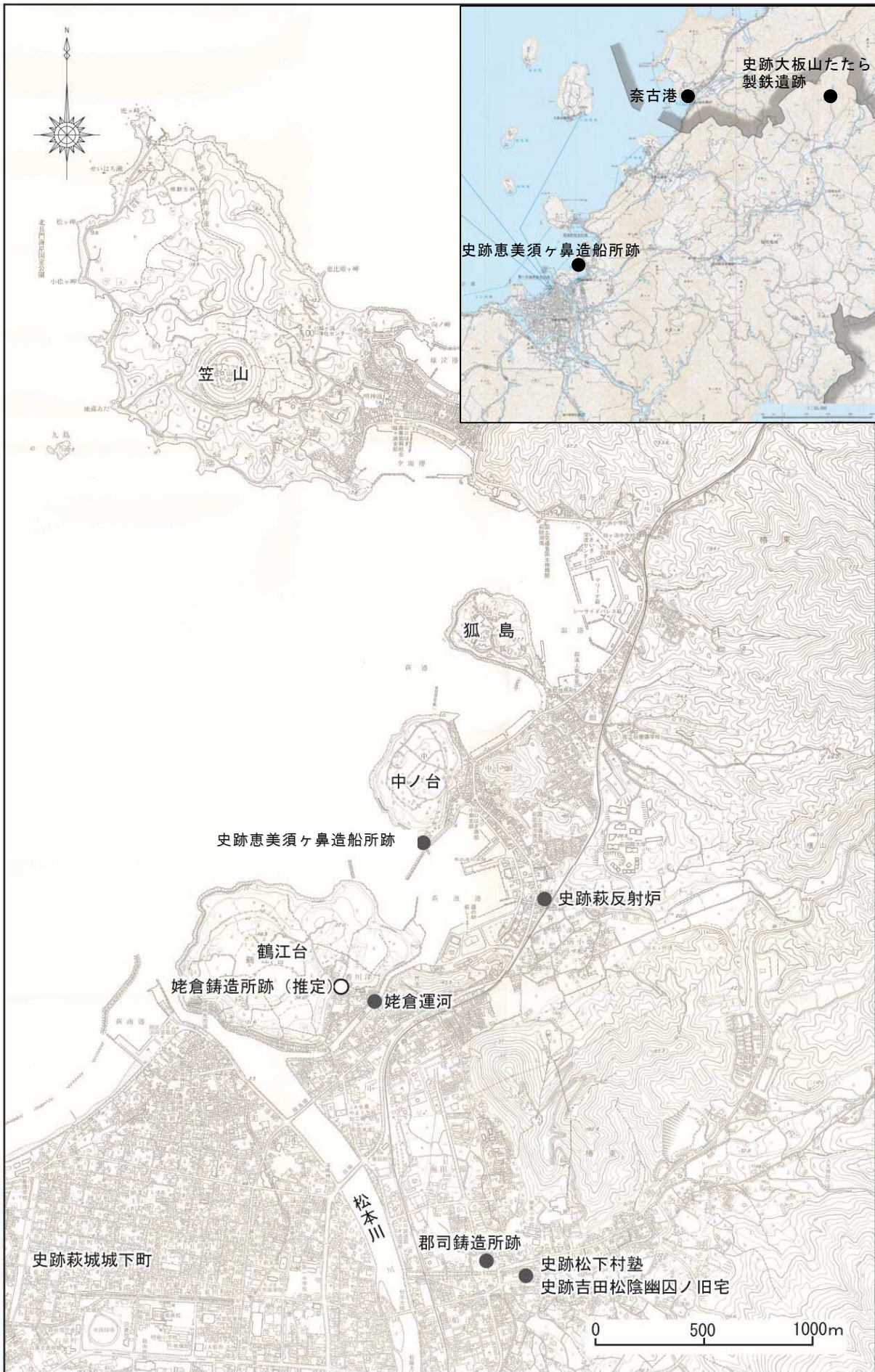


図 2-2 恵美須ヶ鼻造船所跡の位置

2. 史跡の概要

萩市大字椿東字小畑浦に位置する恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末期に萩（長州）藩の近代化を図る一環として、近代以前の港湾施設を利用して建設された造船所跡である。

幕府は、嘉永6年（1853）、ペリー来航の衝撃から、各藩の軍備・海防力の強化を目的に大船建造を解禁し、安政元年（1854）には萩（長州）藩に対して大船の建造を要請した。ついで安政2年（1855）、伊豆^{へだ}戸田村において西洋式帆船の君沢型（スクナー船）を建造した。

それを受けて安政3年（1856）1月、萩（長州）藩は藩士の桂小五郎（後の木戸孝允）の軍艦製造の意見書に応じ、洋式造船技術と運航技術を学ばせるため、船大工棟梁の尾崎小右衛門を伊豆と江戸に派遣した。2月には萩（長州）藩主毛利^{たかちか}敬親がスクナー船の建造を決定し、尾崎をスクナー船製造御用掛に任命した。4月、尾崎は戸田村でスクナー船建造にあたった船大工棟梁の高崎伝蔵らとともに萩に帰り、近海を視察、小畑浦の恵美須ヶ鼻に軍艦製造所を建設することを決定した。

安政3年（1856）12月には萩（長州）藩最初の洋式軍艦（スクナー船）が進水した。このスクナー船はこの年の干支にちなんで「丙辰丸」と命名された。丙辰丸は全長約24.5m（8丈1尺）の木造帆船で、2本のマストに3枚の帆がついていた。なお、丙辰丸建造に際しては、萩市^{しぶき}紫福の大板山たたら製鉄所（国指定史跡）の鉄が使用された。

安政4年（1857）8月には造船所は閉鎖されたが、翌年、萩（長州）藩では周布政之助^{すうまさのすけ}が政務座役として安政の軍政改革を開始、その総責任者に山田亦介^{またすけ}を登用するとともに2隻目の建造を企画する。山田は閉鎖されていた恵美須ヶ鼻造船所の引き渡しを受け、現場を整備した。また、萩（長州）藩は13名の技術者を長崎に派遣して、更なる知識を習得させた。

こうして万延元年（1860）3月には、萩（長州）藩2隻目の洋式軍艦の内部工事が終わった。この船もこの年の干支にちなんで「庚申丸」と命名され、5月には進水式が行われた。庚申丸は全長約43.6m（14丈4尺）、幅約8mで、丙辰丸の2倍近い全長があり、製造費も丙辰丸の約5倍かかっている。

文化財的調査については、山口県教育委員会が平成8・9年（1996・1997）度を実施した、「山口県近代化遺産（建造物等）総合調査」において、石造突堤が「恵美須ヶ鼻防波堤」として取り上げられ、「江戸時代以来の典型的な防波堤の特徴を今に伝えている点で極めて貴重である」との評価を受けている。その後、恵美須ヶ鼻造船所跡が、萩（長州）藩の近代化遺産のひとつとして注目されるようになったことから、平成20・21年（2008・2009）度に試掘調査・文献調査を実施し、平成24年（2012）に周知の埋蔵文化財包蔵地に決定した。さらに同年遺構確認調査を実施した。平成25年（2013）には幕末の洋式造船技術の導入の様子を理解する上で貴重な遺跡であるとして、国史跡に指定された。

【参考文献】

「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会 「九州・山口の近代化産業遺産群」ホームページ

指定概要

平成 25 年（2013）10 月 17 日付けの官報告示により、恵美須ヶ鼻造船所跡は国の史跡に指定された。指定の内容は以下のとおりである。

文部科学省告示第 142 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 25 年 10 月 17 日

文部科学大臣 下村 博文

名 称	史跡恵美須ヶ鼻造船所跡（えびすがはなぞうせんじょあと）
指定年月日	平成 25 年 10 月 17 日（文部科学省告示第 142 号）
所在地	山口県萩市大字椿東字小畑浦 5159 番 14、5159 番 36、5165 番 2、5166 番 1、5166 番 2、5166 番 3、5166 番 4、5166 番 5、5166 番 6、5167 番、5168 番、5169 番、5170 番、5171 番 1、5171 番 2、5171 番 3、5172 番、5173 番、5174 番 山口県萩市大字椿東字戎ヶ鼻 530 番 1 のうち実測 686.63 m ² 上の地域に介在する道路敷、山口県萩市大字椿東字小畑浦 5169 番に西接し 5165 番地先に西接するまでの防波堤のうち実測 1064.26 m ² を含む。
指定面積	7,867.22 m ²
所有者	山口県 2,051.52 m ² 萩市 145.00 m ² 社寺 234.71 m ² 民有地 5,435.99 m ²
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部六による。 六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
管理団体	萩市（平成 26 年 3 月 24 日付け 文化庁告示第 10 号）

指定説明

恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末に萩藩が洋式帆船を建造した造船所跡である。遺跡は山口県萩市中心部から北東へ約 2.5 キロメートルの小畑浦に位置し、近傍には史跡萩反射炉（大正 13 年（1924）12 月 9 日指定）が所在する。

嘉永 6 年（1853）のペリー来航に衝撃を受けた江戸幕府は、海防強化を図るため諸藩に大船建造を解禁し、翌安政元年（1854）には浦賀警備にあっていた萩藩等に対して大船建造を要請した。萩藩は財政逼迫等の理由から、当初これに消極的であったが、桂小五郎の尽力によって安政 2 年に大船建造を決定した。桂は浦賀奉行組与力の中島三郎助の助言を得ながら、伊豆の戸田でロシアのスクーターを建造した経験を有する大工高崎伝蔵を萩

に招聘した。安政3年4月、萩小畑浦北端の恵美須神社の先、当寺は武家下屋敷および埋立地であった恵美須ヶ鼻の地が建設場所に選定され、「スクー子ル打建木屋」「絵図木屋」「蒸気製作木屋」「大工居屋」「会所」等が置かれ（『丙辰丸製造沙汰控』による）、萩藩最初の西洋式木造帆船の建造が進められた。同年12月に進水、安政4年春に完成し、丙辰丸と命名された。丙辰丸の規模は総長81尺、肩20.15五尺、深さ10.3尺、2本マストの「スクーナー君沢形」である。造船に必要な原料鉄は大板山鑪場（史跡大板山たたら製鉄遺跡）から供給された。完成した丙辰丸はおもに大坂や長崎を往復して物資輸送に当たった。

その後安政6年、萩藩は再度帆船の建造を進めた。山田亦介らが責任者となり、長崎の海軍伝習所等でオランダのコットル船建造技術を学んだ藤井勝之進が設計にあたり、長崎の船大工を招いて建造を進め、万延元年（1860）に完成、庚申丸と命名された。庚申丸は総長144尺、肩27.72尺、深さ26.4尺、3本マスト（三檣帆船）のバーク型であり、萩藩の海軍教育にあてられた。

こうして萩藩は洋式木造帆船の自力建造に成功したが、蒸気船が主流となる趨勢の中、外国製蒸気船を購入することに方針を変更し、恵美須ヶ鼻造船所での新たな艦船建造は行われず、閉鎖されたものと考えられる。

萩市教育委員会では、平成21年度から平成24年度にかけて、恵美須ヶ鼻造船所跡の発掘調査や文献調査等を実施した。その結果、丙辰丸建造に際して設けられた造船場「スクー子ル打建木屋」想定地点で落ち込み遺構、「大工居屋」「綱製作木屋」と考えられる遺構、「カジ場」想定位置で炉跡遺構等を検出した。また、平成24年度には庚申丸建造時の造船場にかかわると想われる石積遺構を検出した。また、現存する石造防波堤は、当時の史料にみえる「今浦波戸」と考えられる。

このように、恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末に萩藩が洋式木造帆船を建造した造船所跡である。発掘調査によって造船所の遺構が残存していることが判明し、幕末の洋式造船技術の導入期の様相を知る上で貴重であることから、往時の造船所跡の範囲を史跡に指定してその保護を図るものである。

【引用】文化庁文化財部監修 『月刊文化財9月号（600号）』 平成25年9月1日発行

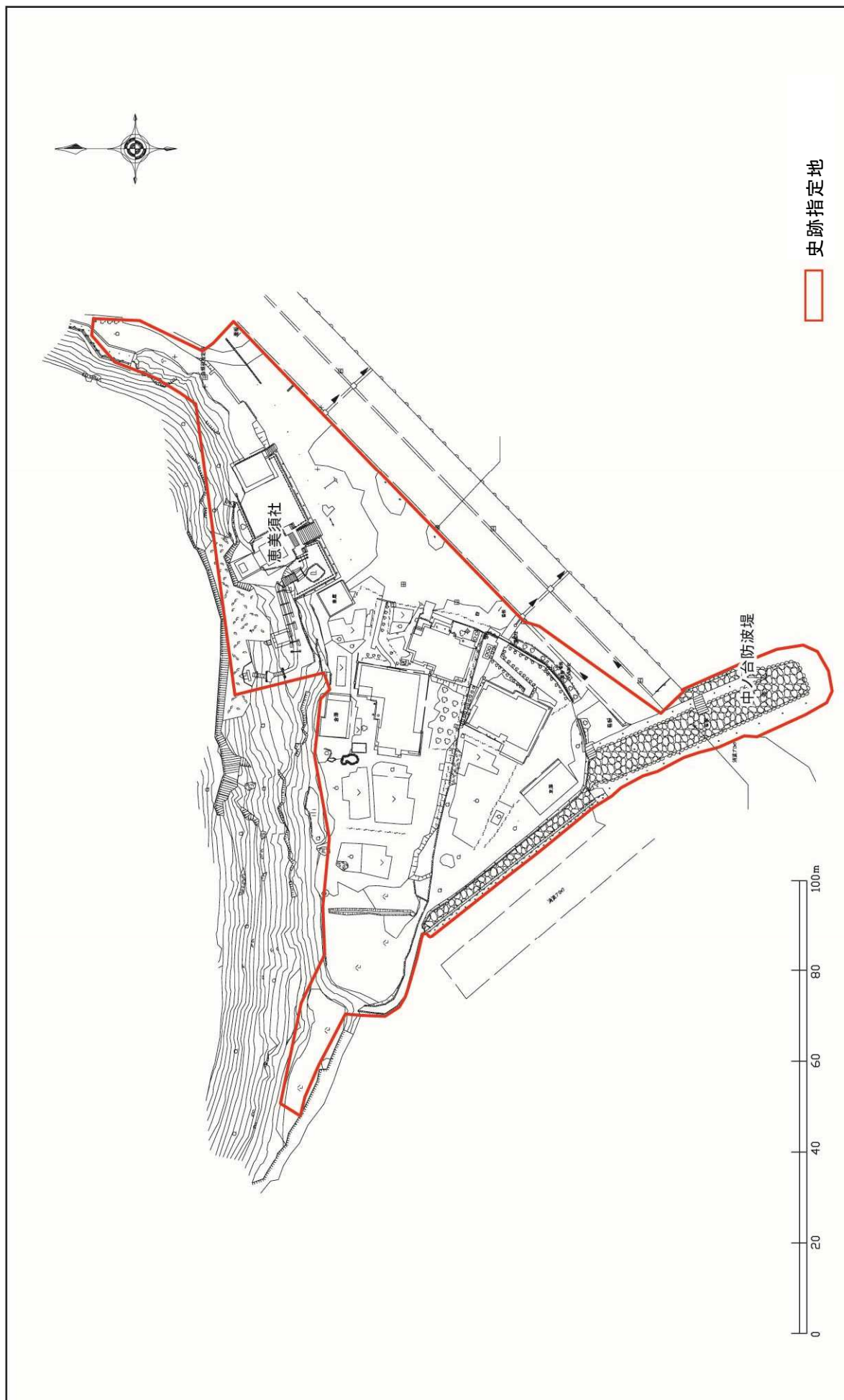


图 2-3 史跡指定範圍

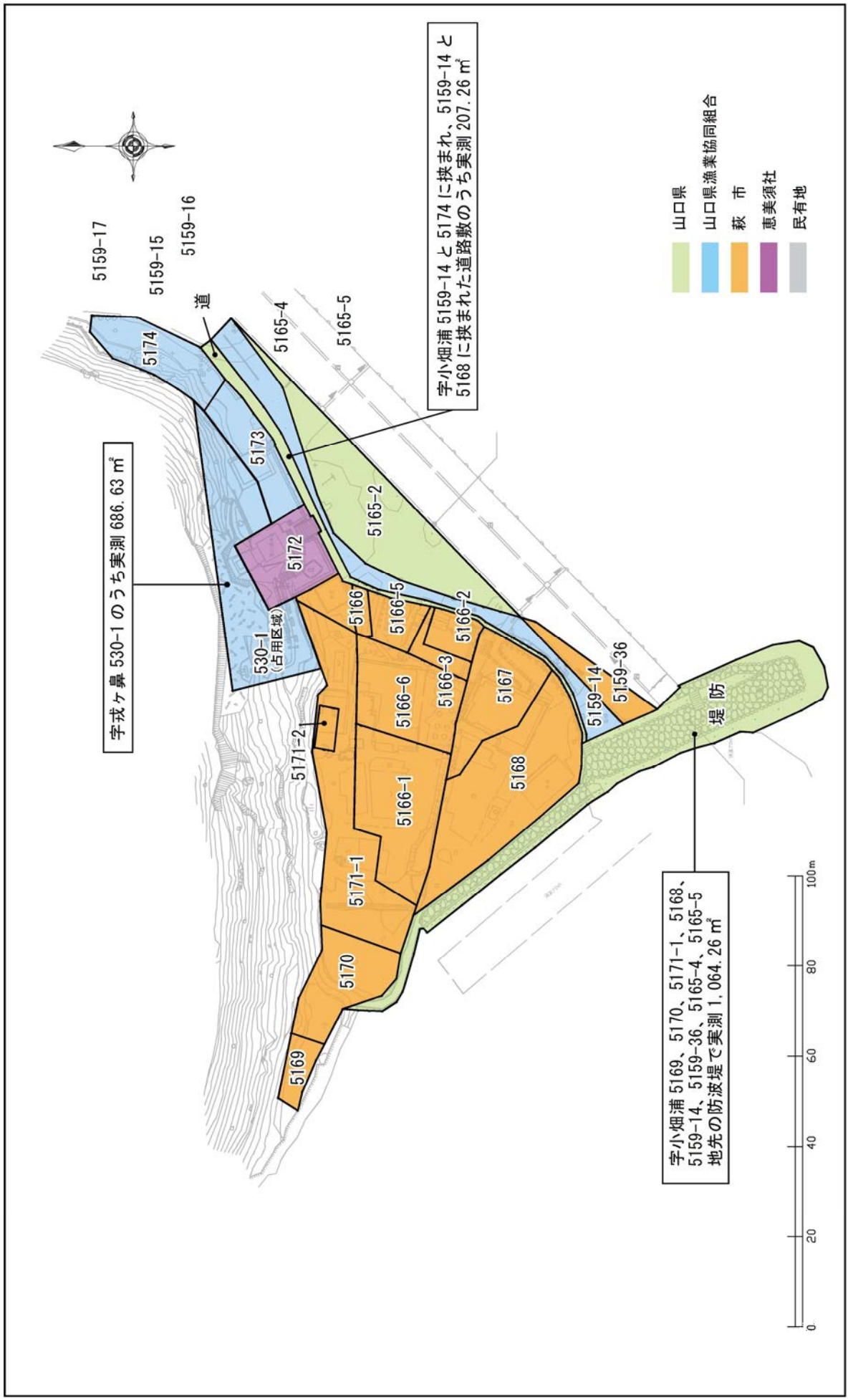


図 2-4 地籍図

3. 自然的調査

(1) 地形・地質

① 地形

恵美須ヶ鼻造船所跡は、阿武火山群に属する中ノ台（標高約 35m）の 14 万年前の噴火によって形成された溶岩台地の南端に位置する。中ノ台は陸繋島となっており、造船所跡の標高は約 2m である。遺跡の中央には東西方向に構築された石垣が残されており、高低差約 1m の段差が見られる。

② 断層

萩市地域における断層系は北東—南西方向が優勢で、これにより北西—南東方向の断層系が切断されている。市内河川の多くは断層帯に沿っている。

③ 地質

恵美須ヶ鼻造船所跡の立地する中ノ台は、玄武岩からなる溶岩台地である。

【参考文献】萩市 『萩市史』(第 3 卷) 1987 年



図 2-5 萩付近の地形と断層系



図 2-6 萩市地質図

(2) 植生・景観

萩市の植生は大體的には二次的植生である。萩市一帯は対馬暖流の影響で、年平均気温は山口県下でも高い地方で、年間の降水量も適当にあるため、原植生はシイ類、タブノキ・カシ類などが優占する常緑広葉樹林で、ヤブツバキクラス域に属する。

中ノ台の台地上は果樹園、畑地として利用されており、ツバキ、トベラ等の防風植栽が見られる。恵美須ヶ鼻造船所跡側の斜面はヤマモモ、マサキ、トベラ、ユズリハ、カシ類、ネムノキ、ウルシ、イヌビワ等の自然植生となっている。恵美須神社石垣上にはサクラが列植され、社殿前のエノキの大木は神社のシンボル植生と言える。

現況景観は、造船所跡内部から見た景観では、造船所跡から南東方向に萩反射炉の位置する丘陵を望むことができる。西方向には鶴江台を望むことができる。

造船所跡を外部から見た景観では、造船所跡の南東に位置する史跡萩反射炉から、造船所跡や小畑浦、鶴江台を一望することができる。造船所跡の南に位置する道の駅「萩しーまーと」からは、中ノ台と造船所跡の全景を見ることができる。

【参考文献】萩市 『萩市史』(第3巻) 1987年



写真 2-1 道の駅から中ノ台を見る



写真 2-2 道の駅から造船所跡を見る



写真 2-3 萩反射炉から造船所跡を見る



写真 2-4 中ノ台防波堤から萩反射炉方向を見る



写真 2-5 中ノ台防波堤から鶴江台を見る



写真 2-6 中ノ台沿岸の植生



写真 2-7 恵美須神社周辺の植生

4. 歴史的調査

(1) 歴史資料

恵美須ヶ鼻造船所跡について記載された資料は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 歴史資料一覧表

番号	資料名	年代	所蔵	内容
i	「丙辰丸製造沙汰控」	安政 3 年 (1856) ～万延元年 (1860)	山口県 文書館	萩 (長州) 藩が安政 3 年 (1856) から翌年にかけて一隻目の洋式軍艦、丙辰丸を建造した際の関係資料をまとめたもの。幕府若年寄本多忠徳 (陸奥泉藩主) の家臣で船大工棟梁高崎伝蔵と伊豆国戸田村船大工の招聘、船や造船所の設計図、資材・費用、進水式の模様などに関する記事がある。
ii	「大艦製造一件沙汰控」	安政 6 年 (1859)	山口県 文書館	萩 (長州) 藩が安政 6 年 (1859) から翌年にかけて二隻目の洋式軍艦、庚申丸を建造した際の関係資料をまとめたもの。丙辰丸の改修、船大工棟梁尾崎小右衛門への軍艦製造御用掛任命、船の設計図、船材の確保、造船作業の進捗状況報告、進水式の模様などに関する記事がある。



写真 2-8 「丙辰丸製造沙汰控」 山口県文書館蔵



写真 2-9 「大艦製造一件沙汰控」 山口県文書館蔵

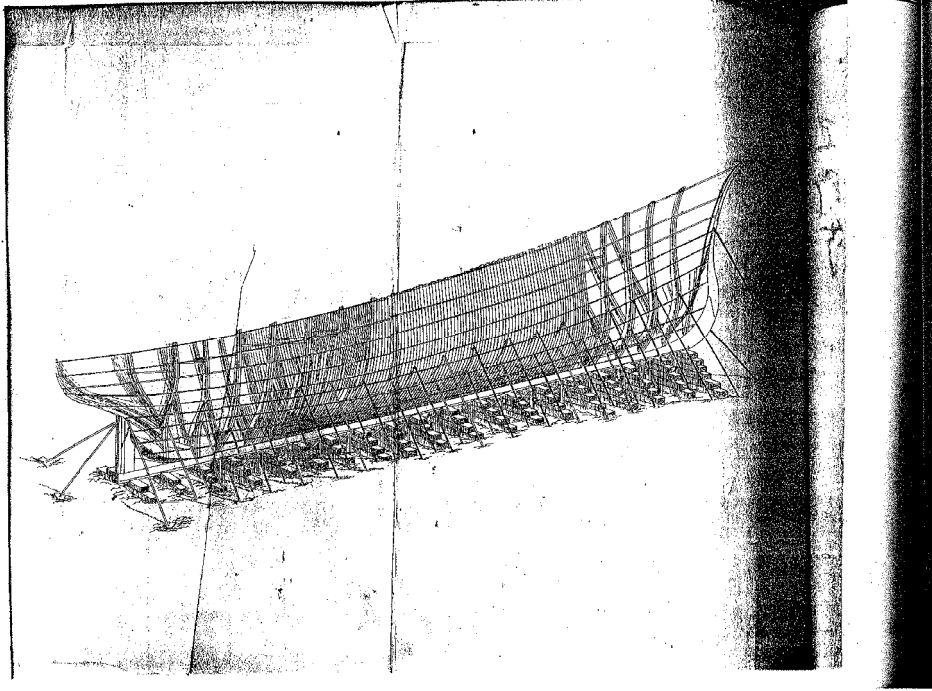


図 2-7 「庚申丸」建造の図（「大鑑製造一件沙汰控」山口県文書館蔵）

（2）日本及び萩（長州）藩における洋式造船技術の推移と恵美須ヶ鼻造船所 造船蘭書による洋船建造

日本に西洋式の造船技術の伝わった18世紀段階、欧米では、帆船から蒸気船へ移行する過渡期に当たっていたため、日本には両方が同時に伝わった。このうち帆船は従来の造船技術の応用で対応が可能であったが、蒸気船は製造プラントから輸入する必要があったため、すぐには根付かなかった。また、西洋式造船技術の移入については、西洋から技術者を招聘して実地で学ぶことが早道と考えられていたが、日本が鎖国を行っていることなどから容易ではなかった。このため、初期段階では、造船蘭書を解読し、これを日本の和船技術に応用することが行われた。薩摩藩の昇平丸、水戸藩の旭日丸などがこれにあたる。洋式船を建造するには造船蘭書の研究で事足りたが、造船蘭書の入手が難しいこともあって、ペリー来航に伴う大船建造禁止令の解禁に即応できたのは両藩だけであった。一方幕府では、浦賀奉行所が、スループの雛形（佐賀藩がオランダ船の大工に作らせたもの）を入手し、それをたたき台として大型化したスループ形蒼隼丸を嘉永2年（1849）3月に起工している。

外国人による実地技術指導

文久元年（1861）2月に幕府からコルベットの建造を命じられた長崎奉行がオランダから造船師を招聘したことを除けば、幕府が外国から船大工を招いて、洋式船を建造したことはない。しかし、偶然に近い形ではあるが、外国人の指導の下に洋式船が造られたことが二度ある。最初は安政元年（1854）の津波で乗艦を失ったロシア使節一行が伊豆の戸田で造ったスクナー、次が安政3年（1856）に長崎海軍伝習の一環としてオランダ人教官が大波止で造ったコトル船である。

戸田におけるスクーター建造ーロシアの造船技術

安政元年（1854）にロシア使節プチャーチンの船が津波によって大破、沈没したため、翌安政2年（1855）に幕府の支援や伊豆戸田の船大工等の協力を得て、新たにつくられたのがスクーター「ヘダ号」である。偶然の機会ではあったが、日本人が直接西洋の造船術に触れた最初の例である。ただし、後に勝海舟などが強調したほどには新たな技術がもたらされたのではなく、技術の多くは造船蘭書等で既に日本人が了解していたものであったという説もある。

しかし、戸田の造船の意義は2点挙げられる。第一に、現場で多くの船大工が洋式造船術を習得したことである。実際、この技術を習得した船大工が、「君沢型」としてスクーターの量産に入っている。萩藩を含めて、大船建造禁止令解除直後に建造法が分からず右往左往した大名も、入手の難しい造船蘭書を捜し求めて一から洋式造船術を研究しなくとも、戸田の船大工を招聘しさえすれば、洋式船の建造が可能になった。萩藩の丙辰丸はその最初の例であり、恵美須ヶ鼻造船所には、戸田の造船技術がそのまま移入された。

第二に、スクーター導入の契機となったことがあげられる。帆船は軍艦としてはすでに時代遅れになっていたが、第一次大戦後に機帆船化が進むまで、日本に限らず西欧でも国内海運では依然として主役として活躍した。スクーターは、バークやシップのような横帆船に比して、逆風帆走性能に優れ、乗組員も少なくすむため、国内海運向きの船である。幕府もスクーターの性格を十分にわきまえたうえで戸田の船大工に君沢型を造らせている。

長崎伝習所でのコトル船建造ーオランダの造船技術

この船は長崎海軍伝習のエピソードとして語られることはあっても、日本造船史上に位置付けられた例がない。建造の目的は伝習生に造船法を実物について教えることにあり、伝習生の見学の便宜をはかって海軍伝習の教場のある長崎奉行所西役所に隣接する大波戸の入江を板堰で締め切って造船場とした。入江と聞くと天然の海湾と錯覚しかねないが、風波の際に御用船等を繫留するために大波戸に掘られた堀割が入江で、三方を石垣で囲まれていた。建造には地元の船大工の他に幕府の派遣した長崎・戸田・浦賀の船大工と鍛冶、福岡藩・佐賀藩・熊本藩・萩藩の派遣した船大工が参加した。

長崎海軍伝習の造船法の講義録を調べると、造船場について、スクーターで見られた製造場敷板と船卸道具にはまったく言及がない。建造を指揮したオランダ人教官の説明によると、コトル船の建造では船台を造らず、小石を入れて固めた地面に盤木を直に置き、造船中は盤木の勾配を3度とした。軟弱な地盤であれば杭を打ち、上に大材を敷き詰めて船台を造り、盤木を置くが、入江の底面は潮止めに小砂利を突き固めて堅固であったため、船台を造らず、盤木を直置きしたのである。今に伝わる庚申丸の建造中の絵をみると、オランダ人教官の説明通り、盤木は地面に直置きされ、船首にゆくほど高いので、満潮面まで地面を掘り下げ、底面を突き固めて造船したことは容易に想像がつく。

コトル船建造の意義としては、戸田のスクーター同様、現場で多くの船大工が洋式造船術を習得したことであるが、さらに重要なのは、堀割を板堰で締め切れれば、乾船渠の代わりに使用できることがわかったことである。乾船渠あるいは船架は、船体を横倒しにして船底修理ができる洋式帆船には必ずしも必要ではないのに対して、蒸気船の船底修理には不可欠である。しかし、堀割が代替乾船渠の用に供せることがわかっていれば、蒸気船の不時の船底修理に即応できる。

長崎海軍伝習に参加し、蒸気船を所有した幕藩のうち、船底修理に堀割を活用したことが記録で確認できるのは幕府だけである。もっとも、幕府にしても代替乾船渠で満足していたわけではなく、本格的な修船施設の設立をさまざまに計画しながらも、結局、幕府倒壊までに竣工しなかった。

恵美須ヶ鼻造船所での技術系譜

恵美須ヶ鼻造船所跡では、最初に建造した丙辰丸は、ロシアの技術によるスクーナー建造技術者を招聘していることから、この技術を用いている。また、建造の際、藩内からは自ら志願するもの、あるいは要請によって、船大工が集められ、その数は48名に上った。この経験は、1年半後に建造された庚申丸にも活かされた。

一方庚申丸は、長崎伝習生として学んだ藤井勝之進が船の設計を行い、オランダ士官に意見を求めていること、などから、丙辰丸とは異なり、オランダの建造技術を用いていることがわかる。実際、船体も丙辰丸の2倍近くあることから、単なる応用では困難であったと思われる。特に進水式の記録があることは貴重で、使用した機械等がオランダ側の記録に一致する。このように異なる技術による造船を、1つの造船所で同時期に行った例は他にない。

【参考文献】

萩市歴史まちづくり部文化財保護課 『恵美須ヶ鼻造船所跡』（萩市埋蔵文化財調査報告第9集） 2013年

（3）恵美須ヶ鼻造船所の歴史

恵美須ヶ鼻造船所跡は、萩（長州）藩の造船所跡である。安政3年（1856）に開設され、その年に丙辰丸、次いで万延元年（1860）に庚申丸という、2隻の西洋式木造帆船を建造した。

開設の経緯

幕府は、嘉永6年（1853）のペリー来航によって対外的な危機感を強くした。その結果、海防の強化のため、諸藩が500石積み以上の大船を建造することを解禁した。これは、諸藩の財政事情を勘案し、強制的ではなかった。ただし翌安政元年（1854）、浦賀警護に当たっていた萩（長州）藩、熊本藩、岡山藩、鳥取藩等に対しては、ペリーの再来航に備えるためにも必要であるとして、強い態度で大船建造を要請している。

当初萩（長州）藩は大船建造に消極的であった。海岸防御のために急ぎ洋式海軍の創設が必要であり、艦船建造が当面の課題となることは、萩（長州）藩の藩政府首脳陣も十分に認識していた。しかし、藩領での相次ぐ風水害や、莫大な相州警護費などで財政が逼迫し、建造の経験もデータも持ち合わせていない現状に、具体的な対応策を講じることができなかった。しかし、桂小五郎（後の木戸孝允）の建策により、藩政府は重い腰をあげることになる。

桂小五郎は私費での剣術修行のため、萩（長州）藩に3年間の御暇の許可を得て、嘉永5年（1852）11月、江戸の斉藤弥九郎道場に入門した。ペリー来航は、桂が江戸に出て7ヵ月程経った頃の事件であった。その後、ペリーの再来航に備え、幕府は品川に台場を建造した。その際桂は、台場建造の指揮者、江川太郎左衛門の従者として同行し、現場の調査・見学を行った。さらにその後新銭座の江川塾に入門し、洋式砲術の修行に励んだ。

嘉永6年（1853）11月、相州警護を命ぜられた萩（長州）藩は、翌12月、修行中の桂に当地への

出勤を命じた。桂は、これを好機として、浦賀の組奉行同心中島三郎助と師弟関係を結んだ。中島はペリー来航の際に副奉行として交渉しており、ペリーの艦船構造の実地見学経験がある上、幕府が最初に建造した洋式軍艦鳳凰丸（3檣バーク型）の総指揮役を勤めていた。桂は中島から軍艦建造の話聞き、図面を写し取るなどして、艦船建造のための情報収集に尽力した。安政2年（1855）4月初旬に、桂は一旦帰藩し、「大船製造御用」に関する藩命を受けて、5月7日に再度江戸に向かっている。ここに萩（長州）藩の大船建造が決定した。

安政2年（1855）6月、萩（長州）藩御手大工藤井勝之進と船大工藤蔵が、「大船製造御用」の命を受けて江戸に派遣された。桂小五郎は中島三郎助に2人を紹介し、早速、当地の棟梁勘右衛門方へ入り込む手配を行った。この棟梁勘右衛門は、中島とともに幕府の軍艦鳳凰丸の建造に従事した船大工である。

桂も艦船建造技術習得のため、中島のもとに寄食していた。ところが同年8月、中島が幕府の第1期オランダ直伝習生に任命され、9月には長崎に立つことになった。中島の指導を受けられなくなることを恐れた桂は、中島と共に長崎へ行くことを画策した。しかし、萩（長州）藩の許可は得たものの、幕府の許可が下りなかった。このため中島は、桂に伊豆の戸田^{へだ}に行くことを薦めた。戸田では当時、洋式帆船「君沢型」の建造が行われていたからであり、同時に中島は、これを機に萩（長州）藩も同型船を建造することが得策であると教示した。

戸田での洋式帆船建造の経緯は前年の安政元年（1854）に遡る。当時日露和親条約締結を求めて来日していたロシア使節プチャーチンの軍艦ディアナ号が、地震に伴う津波で大破した。伊豆の君沢郡戸田で修理の予定であったが、同地へのえい航中に沈没した。プチャーチンは、幕府の許可と支援のもと、戸田の船大工や住民の協力を得て、小型のスカーナー型洋式帆船「へダ号」を3ヶ月で完成した。その後、幕府は洋式造船技術を習得した船大工に、へダ号の設計図をもとにして、同型船を6隻の建造することを命じた。安政2年当時、戸田では「君沢型」と命名されたスカーナーの量産が行われていた。

こうして桂小五郎は、「君沢型の建造」という、洋式船建造の具体的な方向性を見出した。安政2年（1855）8月、藩政府に対し、「戸田での造船はずでに終わりつつある。この機に乗じて諸藩が領地に造船所を建造し、戸田の船大工を招聘して軍艦建造を起工するとのうわさが江戸中に広まっている。我が萩（長州）藩もこの好機を逃してはならない」と建白した。藩政府は桂の建白を入れ、スカーナー君沢型建造のための準備を開始した。

安政2年（1855）11月、江戸の藩政府は国許に対し、三田尻の小船頭で船大工棟梁の尾崎小右衛門の出府を要請した。また同時に桂小五郎に対し、戸田の造船所視察を命じた。尾崎は、安政3年（1856）2月に江戸に到着した。しかし、この時すでに戸田での君沢型建造は終了していたため、藩は尾崎に対し、その建造方法や手続きなどについて、至急調査するよう指示した。調査の結果、幕府の若年寄本多忠徳の家臣、船大工棟梁高崎伝蔵と船大工藤吉が建造の技術者で、幕府の造船にも関わり、諸事を心得ていることが判明した。尾崎は両名に接触して、スカーナー君沢型の建造法について直接質問するとともに、高崎伝蔵のはからいにより、品川沖に停泊していた同型船を密かに実地見学した。さらに藩政引受家老の浦駟負も他の重臣とともに実際に乗船、視察し、藩主毛利敬親にスカーナーの構造が堅牢であることを報告した。敬親は同型船の建造を決定し、本多家から高崎伝蔵らを招聘するよう、尾崎に命じた。尾崎が同家の家臣より内諾を得たことから、安政3年（1856）2月11日、敬親は本多家に、正式に高崎伝蔵の招聘を依頼し、許可を得るとともに、尾崎に「スカーネル船製造御用掛」を命じた。

江戸出立までに尾崎と高崎伝蔵の間で確認された主な事項は、下記の通りである。

- ① 建造する船はスクーナー君沢型とバッテリー（短艇）の2種類である。
- ② バッテリーは船具の一部と同じ扱いであり、幕府への届出が不用であるため、スクーナーに先行して建造する。期間は4月20日頃から6月下旬までの2ヶ月とする。
- ③ 招聘する船大工は、高崎とともに君沢型の造船に携わった、戸田村出身の金右衛門（造船術）、藤吉（造船術）、又三郎（綱索・タールの製造と運用術指導）の3人とする。彼ら一人当たりの日別賃金は銀16匁5分とする。
- ④ 江戸で帆布・銅板・銅鋳・錐6本を購入する。
- ⑤ 藩地で材木130本を当面調達し、鶴江台に保存されている松材を全て小畑浦の蛭子堂付近に回漕しておくこと。

なお、先に「大船製造御用」として江戸に派遣された藤井勝之進は、中島三郎助の勧めに従って、船大工棟梁勘右衛門に師事し、江戸にとどまることになった。藤井は、安政3年（1856）11月、幕府がオランダ直伝習生の実習用に長崎でコットル船を建造した際には、見学のため藩政府から正式に派遣されるなど、萩（長州）藩第一級の洋式造船技術者となった。後に萩（長州）藩2隻目の洋式帆船庚申丸の設計を担当した。

用地選定

安政3年（1856）4月、尾崎小右衛門と高崎伝蔵は萩周辺を視察し、小畑浦の北端、恵美須ヶ鼻に造船所を建てることを決定した。なお、江戸での取り決めの⑤で、すでに「蛭子堂」という具体的な地名が出ていることから、恵美須ヶ鼻は、候補地の一つとして認識されていたと思われる。

小畑浦は「萩七浦」と呼ばれる漁村の一つである。「萩七浦」は北から、大井浦、越ヶ浜浦、小畑浦、鶴江浦、浜崎浦、玉江浦、三見浦である。行政的には浜崎宰判に属した。

同地には萩（長州）藩重臣榎本伊豆の給領地（下屋敷）があり、その北側に、「今浦新地」と呼ばれる土地があった。今浦新地は、前年の安政2年（1855）3月に完成した姥倉運河に関連する。運河開削によって発生した残土の一部をここに運んで埋め立て、新たに出来た土地である。榎本伊豆の給領地は畠1反8畝19歩程、今浦新地は9畝7歩程であった。これらの土地は造船事業実施の間、藩が借り上げるようになった。造船所は埋立地と榎本伊豆給領地の両方にまたがって設置されるようになった。

丙辰丸の建造

丙辰丸は萩（長州）藩最初の西洋式帆船である。船の形式はスクーナー（当時は「スクー子ル」と表記）である。2本のマストを持ち、全長は8丈1尺。戸田の「君沢型」造船経験者を招聘しての直接指導によるものであり、造船方法を含めて「君沢型」の量産型であった。

事業の開始に当たり、藩政府は、安政3年（1856）4月25日、大検使役であった桂与一右衛門を西洋船製造御用掛に任命し、造船事務一切を担当させた。

実際の作業に当たる技術者については、藩政引受家老浦鞆負の家臣阿武陣平・田中三五が、洋式大船建造技術の習得を目的として大工3人の参加を出願し、また三田尻御船大工4人、浜崎の船大工5人も同様に志願して許可された。しかしこれだけでは人員が不足するため、安政3年（1856）5月16日、尾崎小右衛門は藩に対して、「三田尻の御船大工の内、年齢20歳以上40歳までの経験者10人、他の宰判から大工30人を造船所技術者として集めてほしい」と要請し、受け入れられた。

これにより実際に藩内から集められた船大工は計48人であった。

安政3年（1856）6月頃までに、造船に必要な「スクー子ル打建小屋」「絵図小屋」「蒸気製作小屋」、監督及び作業員のための「大工居屋」、事務所である「会所」等が次々と建てられた。

江戸での打合せどおり、スクーナーに先行して、まずバッテリー建造が5月23日に開始された。バッテリーは6月末には完成した。7月26日には、藩主毛利敬親が造船所を見学し、関係者の労をねぎらった。2日後の7月28日、藩はスクーネル船建造のことを幕府に届け出た。10月25日には、建造中のスクーナーに大砲9門を装備することが決定する。同時に造船の余材を利用し、コットル型船（ボート）1隻を建造することについて、藩の許可が降りた。スクーナーは同年12月13日に進水式を挙行了。翌安政4年（1857）1月27日には帆柱が建てられ、内外装全てが完成した。2月17日に藩主の観覧の下、造船所近くで試運転を行った。3月29日に新船は、安政3年の干支にちなんで丙辰丸と命名された。

丙辰丸はその後、萩（長州）藩の海軍の練習及び国産交易の任務のため、大坂や長崎、江戸を往復した。また丙辰丸完成後、造船所は閉鎖され、産物方の支配下に置かれた。

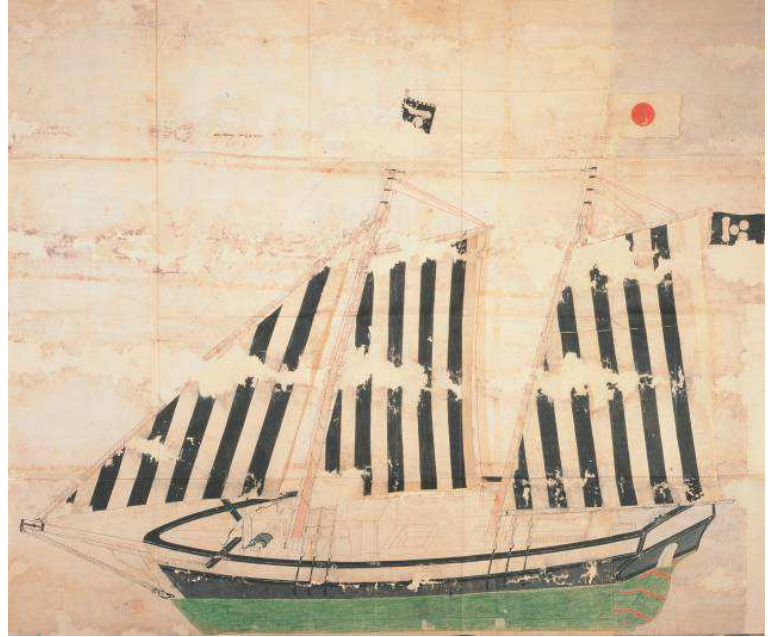


図 2-8 丙辰丸の図
（「丙辰丸製造沙汰控」 山口県文書館蔵）

庚申丸の建造

庚申丸は、萩（長州）藩2隻目の洋式帆船である。藩の洋式海軍教育では、先に完成した丙辰丸で航海訓練を行うことになっていた。しかし、丙辰丸は武器や特産物の輸送など、藩の不定期な用務に優先使用されていたことから、実際の航海訓練はこれに便乗して行うよりほかはなく、計画的な実施は困難を極めていた。こうした実態を克服するため、2隻目の洋式軍艦建造が企てられた。

安政5年（1858）6月、萩（長州）藩の藩政は保守から革新に転じ、周布政之助が、保守派である坪井

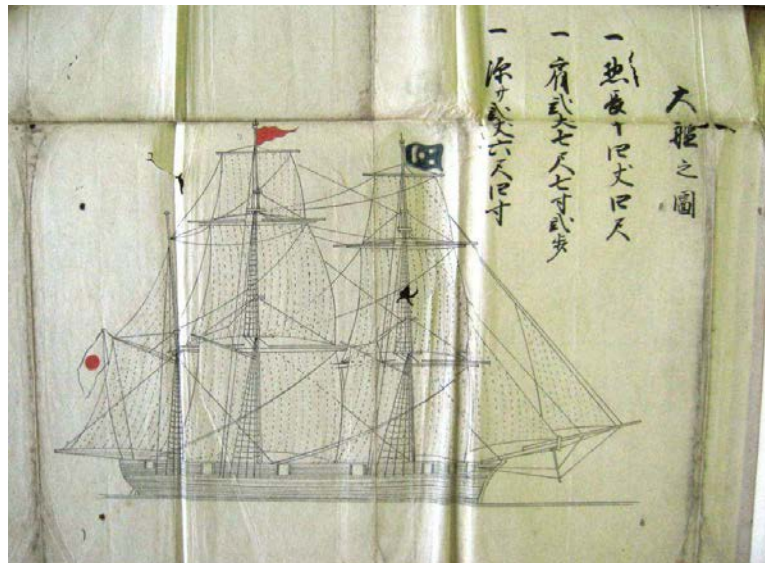


図 2-9 「庚申丸」の図
（「大艦製造一件沙汰控」山口県文書館蔵）

九右衛門・棕梨藤太らに代わって、再度藩政の実権を掌握した。周布は翌年にかけて、いわゆ

る安政の軍制改革を断行する。改革は西洋の近代的軍制を模範とし、海軍においては洋式軍艦の整備を至急の課題とした。

安政5年（1858）7月21日、藩政府は、山田亦介の隠居を解き、改めて軍制改革の総責任者として登用するとともに、軍艦製造御用掛に任命した。これによって、約1年半閉鎖されていた恵美須ヶ鼻造船所は再開に向けて動き出した。8月10日、山田亦介は造船所に関し、①丙辰丸建造の一件記録、②丙辰丸建造での使い残りの材木、③少々の御道具類、④造船場その外固屋々々、を引継いだ。また、同年8月以降、造船技術を学ぶため、第2次オランダ直伝習生として、士分11人、地方組1人、陪臣1人、計13人が長崎に派遣された。

新艦の設計は、先に江戸に派遣されていた藤井勝之進が担当した。安政5年（1858）7月、藤井が新艦の設計図をオランダ仕官に見せて意見を請うたところ、修正箇所は搭載する大砲の規模などわずかであり、仕官は、「日本の設計技術はここまで進んだか」と驚いたという。10月1日、藤井は新艦模型に自作の設計図とオランダ仕官の意見書を添え、山田亦介に提出した。同10月8日、尾崎小右衛門が再び軍艦製造御用掛に任命された。山田亦介は尾崎と相談の上、新艦の建造にはいまだ他藩からの技術指導者の招聘が必要であるとし、藤井にその手配を命じた。藤井は、長崎のコットル船製造工場に出入りした際の仲間である、福岡藩の船大工本島二郎左衛門等4,5人の内諾を取り付けるとともに、長崎の船大工棟梁駒次郎と、その弟子柔吉の招致にも成功した。

翌安政6年（1859）1月27日、萩（長州）藩内諸郡に「軍艦製造御用材採用一件之御用掛」を置き、木材の確保に取り掛かった。同年5月25日付けで山田が藩に提出した中間報告によると、材木は3分の2程集められ、図小屋3箇所を建てたこと、大工20人余、木挽15,6人、鍛冶30人許、日雇27,8人、合計90人程度が作業に従事していること、等が分かる。

同年6月頃から、前年派遣されたオランダ直伝習生が次々と帰藩し、造船所への出勤を開始した。6月10日、藩政府は幕府に大艦建造を願い出で、7月4日に許可を得た。翌7月5日に竜骨の据え付けが終わり、その後、1間に1本ずつ、計23本の肋骨を取り付け、補助櫓を組み船梁を固定する作業がなされた。8月に入ると、肋骨の間を詰め、外板を張るという作業段階に差し掛かった。この頃には常時160人から170人程度の諸職人が働いていたが、8月には流行病のため、人数が減少していた模様である。

8月11日、山田亦介は、黒瀬七十を本締役、藤田作兵衛を米銀方に、12月5日には藤井百合吉を検使役に任命した。船大工及び日雇いの人数も増員して作業は進捗し、翌万延元年（1860）3月には内部工事が完成した。

万延元年（1860）5月1日には船卸（進水式）が挙行された。予定表及び山田亦介の報告によると、朝六ツ時（午前4時頃）に一番太鼓によって諸役人が船の水押（船首）下に整列、諸職人は二人ずつ2列に並んで進み、棟梁役夫がそれぞれの役目を申し渡して左右に分かれ、持ち場に着いた。朝五ツ半時（午前8時前）満潮になったので、弐番太鼓を打ち、留栓や補助柱をはずし、前もって用意しておいた器械で船を揺り動かした。ところが、昨年以來十万貫の船の重量が竜骨にかかっており、船は台に密着し、台との間に蠟油も染み込まず、全く動こうとしなかった。いろいろ工夫をし、器械を増やすなどしたために手間がかかり、四ツ半時（午前10時半頃）になってしまった。そうこうするうちに雨が降り出し、数千人の見物客も大半は帰りかける様子になったので、責任者である山田は、内心はなはだ苦悩したという。九ツ時（午前11時40分頃）に、ようやく船は少し動き出した。間もなく徐々に台を下り、次第に勢いがついて、ついに水しぶきを

揚げて進水、一直線に海上に滑り出した。前もって設置しておいた碇綱で引き止められ、半周回って停泊した。その愉快さは筆舌に尽しがたく、一同思わず関の声を上げたという。

進水した船には全く破損もなく、また、進水の際には職人30人が船内にいたが、第二層に居たものは、船が進水したことに全く気づかないほどスムーズであったという。なお、進水式については次のような逸話が伝わっている。「藤井勝之進の如きは晴れの進水式に船が動かぬので、一時板面棒を振ったが、俄に萩町中からビンツケを買集めて滑らしたところ、こんどは滑り過ぎて鶴江の岸壁へ新船が突き当たった程好成績で、勝之進は嬉しさの余り、その場で狂喜したと言うことである」（山本勉弥編『大萩雑話』、1951）。先の山田亦介の報告にある、「台と船体が密着し、蠟油が染み込まない」と符合する話であり、「萩町中のビンツケ（油）」とは少し大げさなようではあるが、ある程度は事実であろうと思われる。

新船は、この万延元年（1860）の干支にちなんで、庚申丸と命名された。さらに同年8月、建櫓式及び船霊納めの儀式が行われ、庚申丸は起工後約1年半余りにして完成した。その後庚申丸は、博習堂で海軍学の基礎を習得した士官候補生専用の練習艦に当てられることとなった。

造船所の終焉

萩（長州）藩は丙辰丸・庚申丸という、2隻の洋式木造帆船の自力建造には成功したものの、既に世界の船舶の主流は蒸気船であった。経験を持った技術者と在来の技術によって建造が可能な帆船と異なり、蒸気船は外国からプラントごと輸入することが必要であり、一つの藩で実施可能な限界を超えていた。このため、萩（長州）藩は蒸気船に関し、外国船を直接購入する方針に変換した。その結果、庚申丸の建造後、恵美須ヶ鼻造船所で新たな船舶が建造されることはなかった。その後は明確な記録はないが、閉鎖されたものと思われる。明治時代以後、同地は民有地となり、現在に至っている。

表 2-2 恵美須ヶ鼻造船所 歴史年表

年 代		萩（長州）藩	その他国内の出来事
嘉永 6 年 (1853)	11 月 14 日	幕府から萩（長州）藩に相州警備（神奈川県、三浦半島南西海岸）が命じられる。	6 月 3 日 ペリー来航
	12 月 7 日	萩（長州）藩は桂小五郎に相州への出勤を命じる。	9 月 15 日 幕府は、寛永 12 年（1635）に制定した 500 石以上の大船建造の禁を解く。 幕府が萩（長州）藩などに江戸湾警備を命じる。
安政元年 (1854)	2 月 23 日	幕府が萩（長州）藩へ大船建造を要請するも、風水害と相州警備による萩（長州）藩の財政難のため具現化せず。	5 月 幕府が日本で最初の洋式帆走軍艦「鳳凰丸」を浦賀造船所で建造。 12 月 薩摩藩が琉球船をベースにして日本で 2 番目の洋式帆走軍艦「昇平丸」を建造。
安政 2 年 (1855)	6 月末	「大船製造御用」の命を受けて浦賀に派遣された萩（長州）藩の船大工が、江戸にいた桂小五郎の仲介で、鳳凰丸建造に従事した浦賀奉行所与力の中島三郎助に紹介される。桂小五郎も軍艦建造の技術を修業海防に有益な西洋の知識を学ばせるため、「西洋学所」を設置。 藩は桂小五郎の建白書を受け、伊豆戸田村造船所の視察を命じる。	3 月 ブチャーチン（露）が、大破した軍艦の代わりとして、日本で最初の本格的な洋式帆船君沢型「へダ号」（2 本マストの木造帆船、全長 24m）を、伊豆の君沢郡戸田村（静岡県沼津市）で日本人の協力の下に建造し帰露。
	9 月 1 日		
	11 月 20 日		

年 代	萩（長州）藩	その他国内の出来事	
安政3年 (1856)	1月19日	藩は、桂小五郎の軍艦建造の建白に応じ、尾崎小右衛門（三田尻の船大工棟梁）を戸田の造船所へ派遣	
	2月11日	藩主は洋式スクナーの建造を決定。幕府若年寄の本多忠徳に対し、戸田でスクナー建造にあたった船大工棟梁の高崎伝蔵の借用を依頼。さらに、尾崎小右衛門をスクナー製造御用掛に任命	
	4月15日	尾崎小右衛門は、高崎伝蔵らと萩に帰る。まもなく、近海を視察して 恵美須ヶ鼻に造船所を建設することを決定	
	5月	鶴江浦・小畑浦近辺の松を使用して造船所建設にとりかかる。	
	5月23日	バッテリーラ（小型ボート）の建造開始。6月末完成	
	6月24日	藩は幕府に提出するスクナー建造の原案を提出	
	9月11日	藩は幕府にスクナー建造の伺い書を提出	
	9月26日	幕府から仮の許可が下りる。	
	10月25日	建造中のスクナーに9門の大砲を装備することが決定	
	10月31日	幕府から正式に許可の書状が下される。	
	12月13日	萩（長州）藩最初のスクナーが進水	
	安政4年 (1857)	1月27日	スクナーに帆柱が建てられ、内装・外装すべて完成
2月17日		藩主の観覧のもとに造船所近辺で試運転	
3月29日		スクナーは、安政3年の「丙辰」の年に起工・進水したことにちなみ「丙辰丸」と命名 。全長約24.5m（8丈1尺）、排水量47t、木造帆船、2本のマストに3枚の帆	
5月19日		丙辰丸の船長に尾崎小右衛門、舳子に17人が決定	
5月23日		見島に処女航海（往路26時間、復路6時間。帆船の弱点露呈）。続いて大坂へ物資を輸送。その後は、藩の主力艦として海軍の練習と国産交易（大坂や長崎、江戸を往復）の任務。	
8月		恵美須ヶ鼻の造船所を閉鎖	
安政5年 (1858)	6月	周布政之助により安政の軍政改革開始	
	7月21日	藩は軍政改革の総責任者として山田亦介を登用し、丙辰丸に続く2隻目のスクナーの建造を企図する。	
	8月10日	山田亦介は一旦閉鎖されていた恵美須ヶ鼻造船所の引渡しを受け、現場を整備	
安政6年 (1859)	1月27日	藩内諸郡から材木の確保にとりかかる。	
	5月25日	山田亦介は藩に軍艦建造準備を報告。	
	6月21日	藩は幕府に大船建造を願い出る。	
	7月4日	藩は幕府から許可を得る。常時160～170の諸職人	
	7月5日	船台に竜骨の固定が終了	
	8月	肋骨の間を詰め、外板を張る作業を行う。	
万延元年 (1860)	3月	船の内部工事を完了する。	
	5月1日	2隻目の洋式軍艦の進水式を挙 行。この年の干支にちなんで「 庚申丸 」と命名。全長約43.6m、幅約8m。この船は国産交易に使用されず、海軍用の練習船として使用	
文久2年 (1862)			8月21日生麦事件
文久3年 (1863)	5月10日	下関海峡（田ノ浦沖）に停泊するアメリカ商船ペンブロック号に対して海岸砲台と「庚申丸」、癸亥丸が砲撃を行い打ち払う。	
	6月1日	下関海峡に入ったワイオミング号（米）の報復により「庚申丸」「壬戌丸」「癸亥丸」が撃沈又は大破される。	
元治元年 (1864)	8月5 ～7日	下関戦争、四国連合艦隊（米、英、仏、蘭）が下関を砲撃	
元治2年 (1865)			春、三重津海軍所で国産発の実用蒸気船「 凌風丸 」建造

【参考文献】

山口県萩市歴史まちづくり部世界遺産推進課 『世界遺産暫定一覧表登載「九州・山口の近代化産業遺産群」萩の候補資産解説集』

(4) 造船所施設の概要

恵美須ヶ鼻造船所として利用された土地の自然環境や造船所の施設、文献から追う事のできる、造船所の施設の改変や稼働状況などにかかわる事項について、『恵美須ヶ鼻造船所跡（萩市埋蔵文化財調査報告第9集）』から以下に抜粋する。

自然環境と土地の成り立ち

恵美須ヶ鼻造船所は、中ノ台と称される日本海に突出した陸繋島の南端に位置し、小畑浦に面している。小畑浦は、中ノ台とその南側に位置する鶴江台に囲まれた湾入部を指す。小畑浦周辺では、この環境を利用して古くから漁業集落が形成され、また、北前船などの寄港地としても栄えていた。

幕末には、陸繋島である鶴江台を切り離す形で姥倉運河が開削され、松本川の水が小畑浦に誘導された。これは、萩城下町が天保7年（1836）に続いて嘉永3年（1850）にも大洪水に見舞われたことに端を発する。こうした洪水の原因の一つとして、鶴江台と浜崎に挟まれた松本川の河口が狭く、洪水の際に水が城下町側にあふれてしまうことがあった。萩藩13代藩主毛利敬親は、松本川の排水と水運の便を考慮した結果、姥倉運河の開作を決定した。嘉永6年（1853）2月7日に起工式を挙行、安政2年（1855）6月5日、約2年半の歳月をかけて姥倉運河が完成した。全長419間、幅15間、総工費は銀1250貫目に達した（『萩市史』第1巻）。

恵美須ヶ鼻と上記の姥倉運河には密接な関連がある。起工から約半年後の嘉永6年（1853）8月27日、藩士天野九郎右衛門から藩に出された報告によると、姥倉の普請をしている「眼医屋敷後通り之山下正道」が「石様之難渋場」になり、大島郡の石工らが取り掛かって「赤土場」も大体取り除いたものの、いまだ余分の残りがあり埒が明かなかったが、近日土砂を小畑浜辺まで運送し、「恵比須鼻捨石」の中にある大石は船木の者が来て以来大いに片付いたというものである。また、同年11月13日、同じく天野の報告で、姥倉の普請を行っている「眼医屋敷跡後通りなめら石」は、川底物通り続きで難渋のように見えるが、これまで砕掘の手間、人力などは格別入り増しになることはなく、また「恵比須鼻波止捨石」は大分波を切るようになり、この間以来風波にも目立って崩れ込むようなこともなく、そのほか都合変わることもないというものである。（「姥倉開作一件」毛利家文庫、山口県文書館所蔵）。

以上のことから、恵美須ヶ鼻に、姥倉運河の開削に伴って搬出された土砂を利用して埋め立てられた土地が存在すること、また防波堤は、姥倉運河を開削する際に出た大石を用いて築いたものであることが判明する。そして工事も完成に近づいた安政2年（1855）3月、藩は姥倉運河の開削に伴って新たにできた土地や施設について、工事中の通称を正式名称に改めた。その中で、これまで「小畑新波止」、あるいは「中ノ台新波止」、あるいは「恵美須ヶ鼻波止」などと称してきた防波堤を、「今浦波止」と称することになった。埋立地については、波止より北にあたる築地（海や沼などを埋めてつくった陸地）をこれまで「波止開作」と称してきたが、「今浦新地」と称することになった（「忠正公伝」第九編第一章、毛利家文庫、山口県文書館所蔵）。こうして恵美須ヶ鼻には、それ以前から存在した榎本伊豆の下屋敷に隣接して、今浦新地と今浦波止が新設された。恵美須ヶ鼻造船所の開設よりも、約1年前の出来事である。

今浦新地の畝数は1反18歩余（1051.1㎡）である。今浦波止は長さ26間2歩、根張8間、留り2間5厘、沖ヶ輪上り4間9歩、鼻にて上り坪5間2歩4厘余、内石垣長さ22間2歩4厘、上り坪3間6歩、腰石垣長さ16間1歩上り、畳石まで2間半、馬踏（上面の平らになった部分）惣坪76坪6合6才、内

外折廻し坪数330坪5合1勺9才、合惣坪数407坪1合2勺5才である。また、今浦新地西の石垣は長さ24間6歩5厘、上り坪数1間5歩6合8毛、今浦新地東の石垣は長さ12間8歩、上り坪1間7歩5厘である（前掲「姥倉開作一件」）。

用地選定と来歴

安政3年（1856）4月15日、尾崎小右衛門は、高崎伝蔵・金右衛門・又三郎を伴い萩に到着した。造船所の設置場所については「伝蔵小右衛門一同、萩近廻り所々穿鑿」の結果、小畑村の恵美須ヶ鼻新湊に決定した（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。

この場所には、先述の通り今浦新地と呼ばれる土地と、榎本伊豆の給領地（下屋敷）があった。以下、「丙辰丸製造沙汰控」に添えられた図を元に、用地選定の状況を確認する。

表 2-3 「丙辰丸製造沙汰控」添付図一覧表

図 2-10	小畑浦地形図
図 2-11	恵美須ヶ鼻造船所建設予定地図①
図 2-12	恵美須ヶ鼻造船所建設予定地図②
図 2-13	恵美須ヶ鼻造船所建設予定地図③
図 2-14	恵美須ヶ鼻造船所建物配置図①
図 2-15	恵美須ヶ鼻造船所建物配置図②

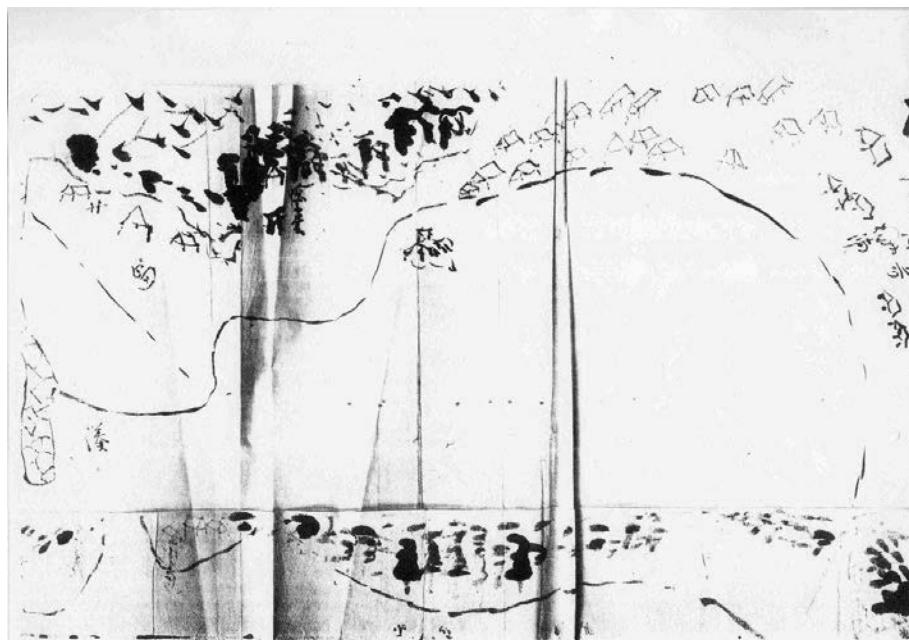


図 2-10 小畑浦地形図（山口県文書館所蔵）

図2-10は周辺を最も広範囲に描いている。向かって右側には小畑浦の集落が描かれ、家並みが途切れた先に恵美須社の鳥居が見える。これによって当該地が集落のはずれにあることがわかる。榎本伊豆下屋敷の敷地内には建物の屋根が3棟分描かれ、中央には「畠」と書かれている。図の端に石造防波堤が描かれ、湊の文字が見える。土地中に斜めに描かれた点線は、榎本伊豆下屋敷と、今浦新地の境界にある石垣と思われる。

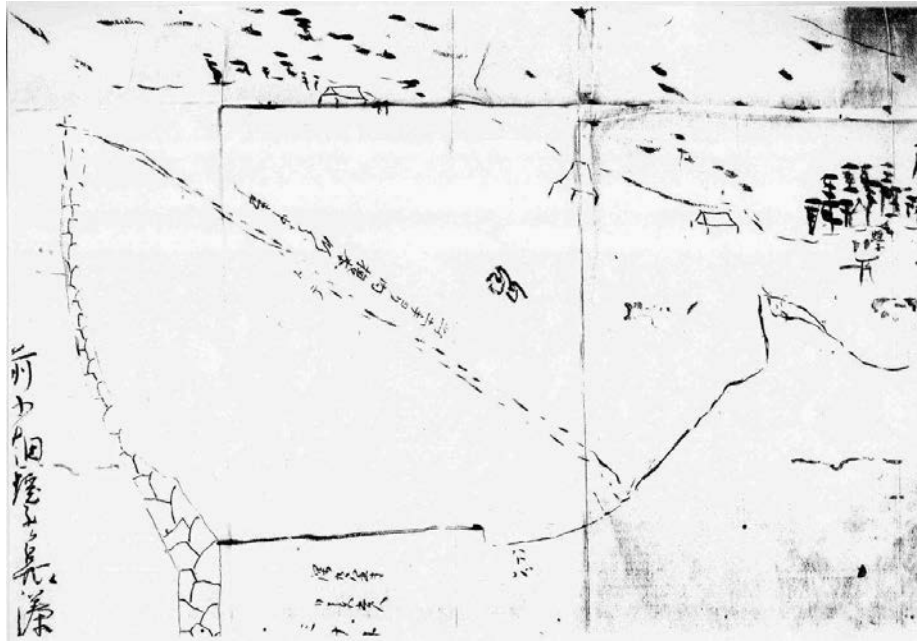


図 2-11 恵美須ヶ鼻造船所建設予定地図① (山口県文書館所蔵)

図2-11は図2-10よりも範囲を絞り込み、恵美須社から西側を描く。図から得られる情報は、図2-10と大差ないが、今浦新地側には「ハトバ」の記述がある。また、境界には「此土手ヨリ内榎本様」とあり、今浦新地と榎本伊豆下屋敷の土地が一連ではなく、「土手」と称されるような施設で区画されていたことが明らかとなる。また、榎本伊豆屋敷の建物は図2-10同様3棟で、しかも敷地の端に寄って描かれている。中央に「島」と記されていることから、大部分は耕作地であった可能性がある。

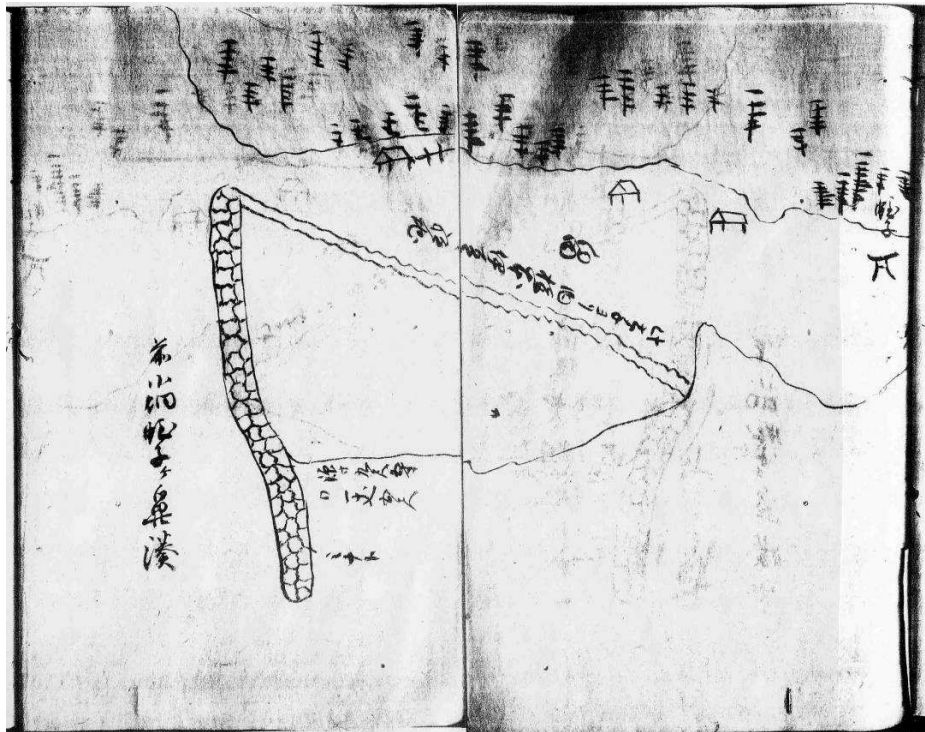


図 2-12 恵美須ヶ鼻造船所建設予定地図② (山口県文書館所蔵)

図 2-12 は、図 2-11 とほぼ同一である。土手で斜めに分けられた土地の北側が榎本伊豆の給地を示す。また、海に面した西端にはすでに石造の防波堤が築かれていたこと、その付近が「ミナト」として使用されていたことが認められる。なお図 2-10 から図 2-12 には建物の配置が見られないため、建設候補地にされてまもない時期の状況を示すものと考えられる。

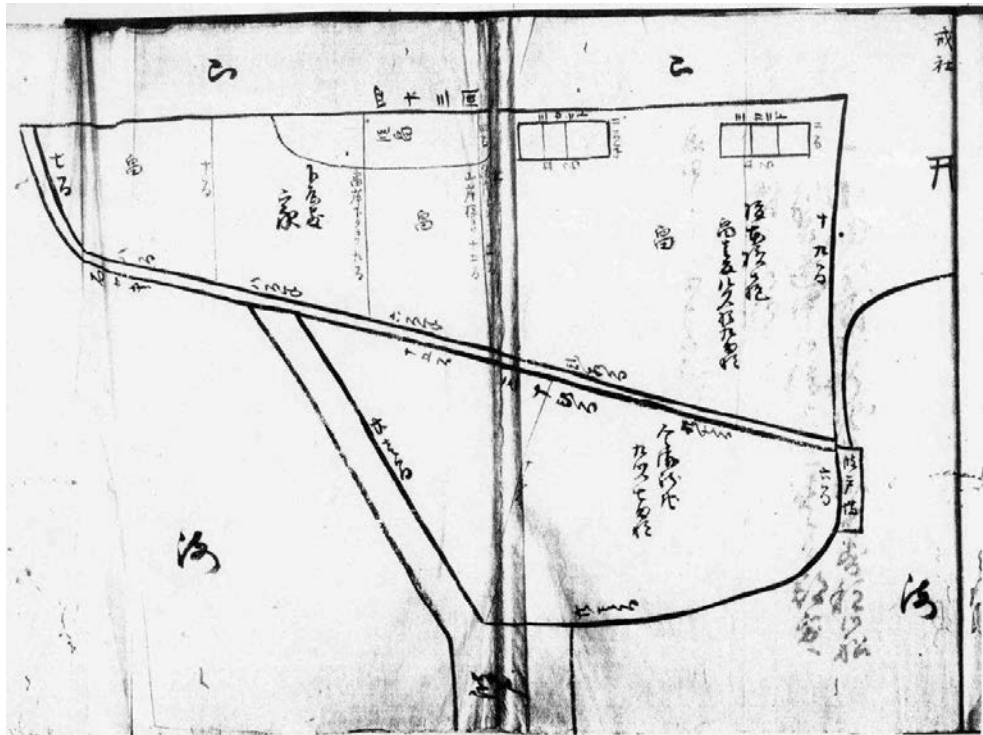


図 2-13 恵美須ヶ鼻造船所建設予定地図③（山口県文書館所蔵）

図2-13は予定地を略測したもので、寸法が記入される。榎本伊豆の土地には「榎本様御抱 畠老反八畝拾九歩程」と書かれている。土地の形状は北側43間、東側19間、西側7間、南側の石垣は総延長43間半で途中3点を設け、北の山際からの距離を記入している。今浦新地には、「今浦新地 九畝七歩程」と書かれている。土地の寸法は北側34間で、途中1点を設け、石造防波堤角からの距離を記入している。西側が21間、東側が20間である。これらの寸法や位置関係は、現在の状況とほぼ一致する。この決定に伴って、萩藩は同年4月25日、榎本伊豆の給地を船の製造中借上げることとした。この時、大庄屋安田兵七は、藩に借上げの期間を質問している。藩の回答は「来春まで」とあるので、ほぼ1年程度を予定していたとわかる。また同時に今浦新地も造船所施設して使用することとした。

施設の概要と機能

恵美須ヶ鼻造船所では安政3年（1856）にスクーナー丙辰丸、万延元年（1860）にバーク庚申丸が建造された。丙辰丸建造後、造船所は約1年半に渡って一時的に閉鎖されていた。庚申丸の責任者である山田亦介が、造船所関係で引き継いだ物のリスト中に「造船場その外固屋々々」とあるので、建物等は残存していたことがわかる。ただし恵美須ヶ鼻は敷地が限られており、さらに庚申丸は丙辰丸よりも格段に大きかったので、施設の配置を変更する必要があったことは確実である。丙辰丸では1ヶ所である絵図固屋が、庚申丸では3ヶ所に分散しているのは、その一証左である。

しかし、庚申丸の建造記録はほとんど今に伝わらない。従って施設の遺構の比定は丙辰丸の施設の配置図と合致するか否かで判断する外はない。施設には用途に応じた特徴があり、遺構がどの施設かを判断する手がかりになりうるので、記録に残る丙辰丸の場合について述べておこう。ちなみに、主要寸法は、丙辰丸が総長81尺、肩20.15尺、深さ10.3尺、庚申丸が総長144尺、肩27.72尺、深さ26.4尺である。

「丙辰丸」の文書中には、建物配置図が2枚存在する。文書の本文中にこの2枚に関する解説はない。従ってまず両図を比較し検討する。

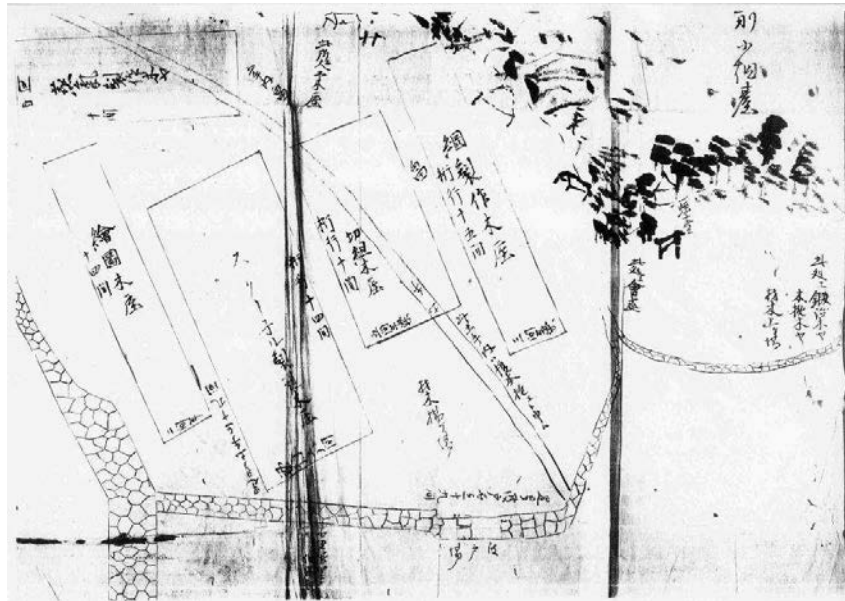


図 2-14 恵美須ヶ鼻造船所建物配置図①（山口県文書館所蔵）

図2-14は絵図木屋、スクー子打建木屋、切組木屋、綱製作木屋の4棟が平行して配置されている。切組木屋と波戸場との間に空地があり、材木揚ケ場の記入がある。西側の蒸気製作木屋、大工木屋は方向が不揃いで、先の4棟を配置した隙間にはめ込んだような状況である。また、榎本伊豆下屋敷と今浦新地境には土手が描かれているが、切組木屋と蒸気製作木屋は、土手をまたぐ形で描かれる。さらに恵美須社東には文字で、「此処に鍛冶木ヤ、木挽木ヤ、材木上ケ場」と書かれている。この図は、戸田の造船所に所在した施設を現地の地図に機械的に投影した、基本構想図であると思われる。恵美須ヶ鼻独特と思われる高崎伝蔵居処が全く描かれていないことも、その傍証となる。従って、この通りに建物が建てられたとは考えがたい。

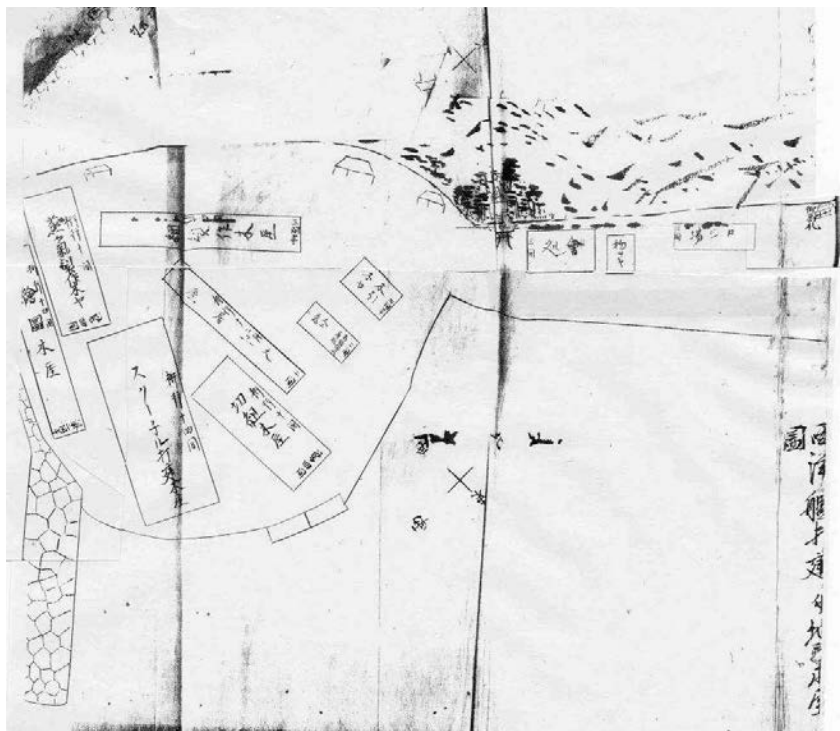


図 2-15 恵美須ヶ鼻造船所建物配置図②（山口県文書館所蔵）

図2-15では、図2-14に平行に描かれていた4棟のうち、切組木屋と綱製作木屋の方向が異なっている。また、絵図木屋もスクー子打建木屋と平行ではあるが、北側に後退している。

これは現地の地形に即し、榎本伊豆下屋敷と、今浦新地との境の土手を避けて施設を配置し

直した結果と思われる。即ち、図2-14の波戸場前の材木揚場予定地に、切組木屋を土手と平行に配置し、スクーネル打建木屋を少し西に寄せる。その結果、絵図木屋のスペースが不足するため、やや広い北側に後退させたと思われる。蒸気製作木屋は土手を避け、今浦新地側に移動させている。綱製作木屋の北に描かれた屋根は、榎本伊豆下屋敷の建物であるから、境の土手は、蒸気製作木屋と綱製作木屋の間、切組木屋と大工居屋の間に所在する可能性が高い。また、高崎伝蔵居処は指導者として招聘した人物の居住場所であり、恵美須ヶ鼻造船所独特のものである。そのほか恵美須社東側の会処、物ヲキ、カジ場も、文字ではなく具体的な形状が描かれている。ただし、木挽木屋については榎本伊豆の給地側へ移動させている。なお、後述の通り、木油製固屋、高崎伝蔵の風呂場、雪隠等の5ヶ所は図中に描かれていない。しかしながら、図2-15は実際に施設を建設した際の図面に近いものであろうと考えられる（「丙辰丸製造沙汰控」一、毛利家文庫、山口県文書館所蔵）。

以下、図2-15に番号を付した図2-16を元に、造船所内の各施設の概要と機能を記す。

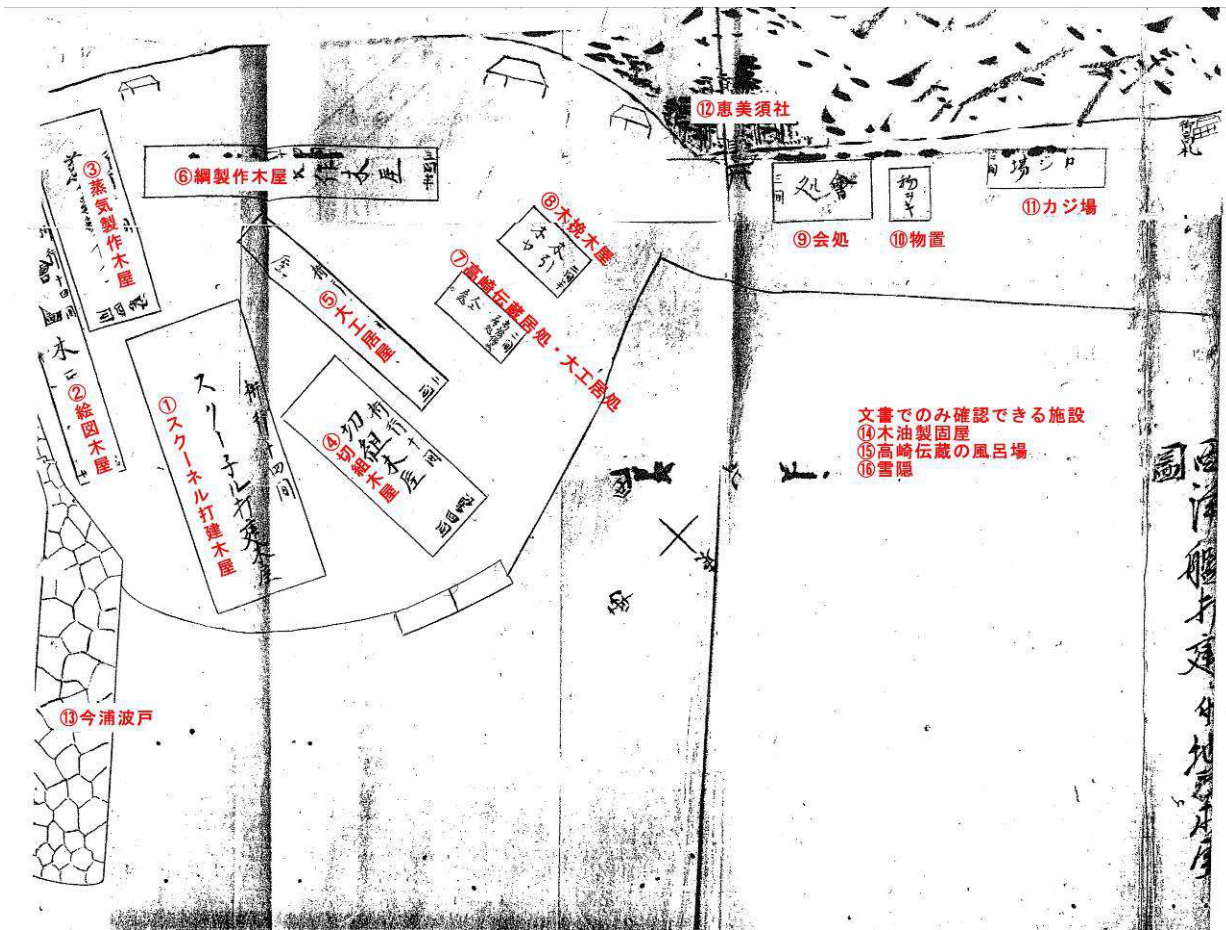


図 2-16 恵美須ヶ鼻造船所内施設図

① スクー子ル打建木屋及びスクー子ル打建地 1ヶ所

丙辰丸の組立を行った建物である。建築についての指示は以下のとおりである。

- 一スクー子ル打建地行拾四間半・横六間半、海之口石垣丈ケ残し置、夫より地場四尺五寸掘下ケ、艫ノ口拾四間半行平迄次第上り地能押シ堅メ之事
- 但、打留根太木之儀ハ、人足現仕方被仰付候様奉存候事
- 一スクー子ル木屋桁行拾四間・梁行六間・梁下夕式丈壺尺にして腰通り板囲ひ注文左之通り
- 一柱杉松之間を以忒間越掘込ミ、三尺ニ而目通り三尺廻り之分ニ而仕調、間貫キ五寸物・高サ江式通り差之事
- 一梁松にして末口六寸もの跡往キつけさし形ラせんとし、尤も忒間越にして
- 一櫓（ツカ）末口三寸物、尤見合
- 一木屋棟屋ともニ梁前通り杉松之間末口四寸物を以仕調之事
- 一極杉松間丸木忒割壺間送り五本打、四寸釘を以打調之事
- 一竹糸つり小繩懸にして曾木五寸足葺調之事
- 一大手い腰通り板囲ひ、夫より上筵つり調之事

「スクー子ル打建地」の規模は、奥行14間半、横6間半。打建地は造船台のことで、海の口に石垣だけ残して地場を4尺5寸掘り下げ、艫の口14間半まで傾斜を付け、次第に地面を上げながら固めて造成した斜路である。斜路の側壁は打留根太木で土留めし、斜路の上には桁行14間、梁行6間、梁下高さ21尺の「スクー子ル打建木屋」つまり上屋を架けた（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。

斜路には長さ14間、横4間の敷板を築造した（「艦船一件」一、毛利家文庫、山口県文書館蔵）。敷板とは、船台・進水台兼用の台の支持・滑走用の構造物をいい、兼用の台を船卸道具と称した。船卸道具は長さ11間半、横は不明であるが、2間半程度と思われる。敷板と船卸道具の具体的な姿は、戸田で造られたロシア使節船の進水を描く「豆州戸田浦於牛川原安政二卯年三月七日ヲロシヤ船出来船卸真写」が参考となる。

敷板と上屋は君沢形の建造には不可欠な設備である。安政2年と翌年に戸田と石川島で建造された、長さ12間、肩3間余、深さ2間余の君沢形の場合、敷板は長さ13間、横3間半、上屋は長さ14間、横3間であった（「スクー子ル船打立仕様諸入用凡積内訳帳」）。

なお安政3年（1856）7月に、御船製造方は船卸の支障となる斜路前面の石垣8間ほどの撤去を上申し、許されている（前掲「丙辰丸製造沙汰控」二）。しかし、実際の撤去は12月の船卸の準備段階で行われたものとみられる。

② 絵図固屋 1ヶ所

原寸大の図面を起こす原図場をいう。安政3年4月の「スクー子ル其外御製造ニ付打建固屋仕調好ミ注文次第書」（以下、安政3年4月の「注文次第書」と略称）によれば、桁行14間、梁行2間半（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。ただし、安政4年8月の「覚」をみると、絵図固屋板座は長さ15間、横2間で、寸法が相違する。桁行15間、梁行2間半に増築された可能性もあるが、いずれにしても「スクー子ル打建木屋」とほぼ同一の規模を持つ（前掲「艦船一件」一）。

前述の戸田と石川島で建造された君沢形の場合、絵図小屋は桁行12間、梁間3間、絵図板は長さ12間、横3間であった。

③ 蒸気製作固屋 1ヶ所

桁行10間、梁行4間（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。船材を入れて、蒸す蒸気箱を設置した小屋のことである。蒸気箱は大小あり、大は長さ33尺5寸、3尺角、小の寸法は不詳（前掲「艦船一件」一）。口径2尺8寸くらいの大羽釜で湯を沸かし、銅製の蒸気吹口戸樋によって蒸気箱に蒸気を吹き込んだ。

従来日本では船材を曲げるには焼くか熱湯をかけるかしていたが、戸田におけるロシア人の造船によって蒸し曲げの方法を学んだ。

④ 切組木屋 1ヶ所

桁行10間、梁行5間（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。原寸大の図面から木形を作って木取りした部材を組み立てる作業場である。なお、史料には「場所取極被仰付候上ハ、切組固屋最早建調被仰付候ハ、ハツテラ打建小属ニ相用候事」、とあり、切組固屋が、スクーター建造に先立つバッテリーの建造固屋として使用するために、最も先行して建てられたことがわかる。

⑤ 大工居固屋 1ヶ所

桁行12間、梁行2間。藩内から集められた大工の居住場所である。大工の総数は48人に上った。仕切りが1ヶ所、竈が2ヶ所設けられていた。また、安政5月4日付の伺いにより、畳が敷かれていたことが判明する（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。

⑥ 綱類製作固屋 1ヶ所

安政3年4月の「注文次第書」によれば、桁行15間、梁行3間（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。製綱所である。ただし安政4年8月の「覚」には桁行18間、梁行3間とみえるので、増築された可能性がある（前掲「艦船一件」一）。

なお②絵図固屋・④蒸気製作固屋・⑤綱類製作固屋の3棟は、風当たりが激しい場所であるため、妻柱だけは掘り込みを深くするようとの指示がある。このことから、これらの建物が掘立柱であることがわかる。また、⑤蒸気製作固屋については急速に建てるよう命じられた。

⑦ 高崎伝蔵居処・大工居処 1ヶ所

桁行4間半、梁行2間。直接の指導者である高崎伝蔵ならびに大工乗方3人、以上4人の居所である。高崎伝蔵は他の3人よりも重い扱いであり、居所は仕切り壁とする。なお、高崎らは5月22日まで中小畑の百姓宅を借り受け、5月23日、「居固屋」の完成に伴いそこへ移った（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。

⑧ 木挽固屋 1ヶ所

桁行4間、梁間2間半（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。

⑨ 会処 1ヶ所

桁行5間、梁行3間。御船製造方等の役人の詰める役所で、押入れが2ヶ所付属した（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一、及び前掲「艦船一件」一）。また、畳が敷かれていた。

⑩ 物置 1ヶ所

桁行2間、梁行2間（前掲「丙辰丸製造沙汰控」六）。

⑪ 鍛冶固屋 1ヶ所

桁行6間、梁行2間。土打付け天井の8畳と6畳の二間を作業場とする（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。

同年11月、御船製造方が、小畑浦水尻新開に鍛冶固屋1ヶ所を建ててよいか伺ったところ、藩は許可を出した。その目的は、スクナー及びバッテリーに入用の碇を新調させるためであった（前掲「丙辰丸製造沙汰控」四）。

⑫ 恵美須社

元禄4年（1691）に萩藩が作成した寺社の基本台帳である『元禄寺社御根帳』には、「小畑浦 夷大明神」の記載がある。寛保元年（1741）12月、椿東分小畑浦に恵美須社が存在することが報告されているが、由来は不分明となっている。現在、文政8年（1824）銘の石鳥居が現存する。本殿、拝殿は昭和7年（1932）に建て替えられたものである。

⑬ 今浦波戸

長さ26間2歩、根張8間、留り2間5厘、沖ヶ輪上り4間9歩。安政2年3月、萩藩はそれまで「小畑新波止」、あるいは「中ノ台新波止」、あるいは「恵美須ヶ鼻波止」などと称してきた防波堤を、「今浦波止」と正式に命名している。現存する石造防波堤がこれに該当する。

⑭ 木油製固屋

勝海舟は戸田におけるロシア人の造船を「魯国の一大不幸や我か幸となり、我か諸工艱苦を経たりと雖も西洋造船の諸法暗に是を実地に得たるもの多しとす」と高く評価して、習得した技術の一例として「松根を蒸焼してテールを製し、生麻に浸入せしめ後諸索を綯ふ」ことを挙げている。木油は海舟のテールのことで、チャンともいう。木油の製法については、伊豆に出張した幕府の勘定奉行水野忠徳の家臣渡辺鑑三が日記（奈木盛雄『駿河湾に沈んだディアナ号』所収）にこう記している。「チャンを取候法、土中を掘、杉皮を並べ、其形ちをすりばちの如く松の根かぶをつみ火を付る、煙かげん見計ひ、土の付候俣の草を乗せ、むしやきに致し候得ば、松やに出、此やにを一昼夜煮つめ候へバ、チャンニ相成候由」。

安政3年4月に藩は「別紙絵図面之内、切組小屋・木油製小屋急速ニ建調被仰付候事」と命じたが、木油製小屋は仕様も別紙絵図面も今に伝わらず、場所を確定できない。しかし、史料には「蛭子堂鼻新湊之処江スクーネル御製造場被仰付候様、尤土手之内榎本領分ニ付、御借受被仰付哉之事」、「同断之内へ木油製作之固屋早々建方被仰付候様申出候事」とあることから、造船所の敷地内に存在したことは間違いなく、さらに「同断之内」が「土手之内榎本領分」を指すとすれば、Ⅱ地区内に所在していたことになる。（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。木油製固屋は木油生産関連施設の総称で、安政4年8月の「覚」によると次の施設から成り立っていた（前掲「艦船一件」一）。

- 一、木油製煉釜上屋壹ヶ所
但、長四間、横貳間、三方壁板囲ひ
- 一、同水抜固屋壹ヶ所
但、壹間半四方壁無シ、家根杉皮葺
- 一、同所物置・居固屋とも壹ヶ所

但、七間七坪
一、同所入口門左右其他板囲ひ五間

⑮ 高崎伝蔵等の風呂場 1ヶ所

長さ8尺、横6尺（前掲「艦船一件」一）。高崎等の居固屋の近くにあったとみられる。

⑯ 雪隠 5ヶ所

規模、場所ともに不明（前掲「丙辰丸製造沙汰控」一）。

なお、⑧鍛冶固屋、⑬会所、⑭物置は、他の建物とは離れ、恵美須社の東側に建てられていた。会所は役人が出仕したため、作業場とは少し距離を置いたものか。また鍛冶場は裸火を常に用い、火災の可能性があることから、船への延焼を恐れたのであろう。

以上が丙辰丸の施設の概要である。

庚申丸の造船用の施設について具体的に知られるのは、絵図固屋を3ヶ所建てたことである。これは、船の規模が全長で2倍近く大きなことにより、原寸絵図が巨大化したことが主原因である。さらに、丙辰丸の「スクーネル打建木屋」が庚申丸には小さすぎて建替を余儀なくされ、ドックを拡張する上で、打建木屋奥に位置していた「蒸気製作木屋」や「絵図木屋」は移転せざるを得なかったと思われる。

尾崎小右衛門が丙辰丸建造のために招聘したのはロシア人の指導の下にスクーナーを建造した戸田の船大工であり、藤井勝之進が庚申丸建造のために招聘したのは長崎海軍伝習で教鞭をとったオランダ人教官の指導の下に長崎の大波止でコットル船を造った船大工である。オランダ人教官は造船法の講義では造船台の築造法を教えたが、造船法を実物について教えるためのコットル船の建造では、造船台を築造せず、三方を石垣で囲まれた入江と称する掘割の入口を板堰で締め切り、潮止めのために小砂利を突き固めた底面に盤木を直置きした。戸田のスクーナーは船台上で造られたのに対し、コットル船は乾船渠内で造られた。今に伝わる建造中の庚申丸の絵をみると、盤木は土の上に直置きされており、しかも盤木は艫から舳に次第に高くなるように組まれている。従って、庚申丸の造船場は乾船渠と思われる。平成24年度、T26の発掘で出土した石垣の遺構は、打留根太木による丙辰丸の側壁の土留め法とは明らかに異なるので、庚申丸のドックたる乾船渠の側壁に相違ない。

造船所のその後

造船所の終焉については、明確な記録がない。しかし、庚申丸以後、萩藩は自力での軍艦製造をやめ、買船に方針を転換した。新たな造船の記録もないことから、庚申丸が進水した万延元年（1860）5月1日以後、恵美須ヶ鼻造船所は閉鎖されたものと思われる。開設時の取り決めであれば、少なくとも、榎本伊豆借り上げ地は同人に返却されたはずであるが、これも記録がない。

現在残る中で最も古い、明治20年代の土地台帳で確認すると、造船所一帯の土地所有者として「石井久衛」「井町辰之助」等の名が見える。「石井久衛」はこの地域の庄屋である。また、神社は「恵美須社」その周辺は「小畑浦組」の所有となっている。また、第Ⅰ地区に当たる土地は、明治33年、石井久衛から「大岡家」が買い取っている。大岡家は萩の商家であった。現在Ⅰ地区に居住しておられる方も、先代から、「この土地は、もと藩の土地で来歴が

しっかりしていることから、大岡さんから買った。」と聞き伝えているという。また、「元は海で、姥倉運河を掘った時の土で埋め立てたと聞いている」とも言い伝えもあった。これは従来全く着目されていないことであったが、今回古文書を再確認して、事実であることが明らかになった。

【参考文献】

萩市歴史まちづくり部文化財保護課 『恵美須ヶ鼻造船所跡』（萩市埋蔵文化財調査報告第9集） 2013年

(5) 発掘調査

① 発掘調査に至る経緯

恵美須ヶ鼻造船所の存在と、幕末に萩（長州）藩がここで2隻の西洋式木造帆船を作ったという史実は、少なくとも昭和初期には人々に認識されていた。昭和7年(1932)、当時の萩町（現在の萩市）が現地に「造船所址」の石柱を建てている。また、昭和13年（1938）、郷土史家の山本勉弥が、以下の史跡説明文を作成している。

二、戎ヶ鼻造船所址

向こふに見える波止場は戎ヶ鼻と申しまして、昔の造船所の址であります。当時長藩軍艦の精鋭として有名な丙辰丸庚申丸は此処で建造されました。この二艦は西洋型帆船でありまして、文久元治の頃、馬関の攘夷戦に参加して偉功を奏したことは御承知のことと思ひます。（山本勉弥「萩市教育会懸賞当選萩史蹟名勝説明文」『萩付近の史実』1951）

文中の「波止場」の表記から、現存する石造防波堤が、造船所の遺構として認識されていたことがうかがえる。しかしその後、恵美須ヶ鼻造船所跡に対する文化財指定等の動きはなく、平成24年（2012）度に周知の埋蔵文化財包蔵地に決定されるまでは、未指定の状態であった。すでに大正13年（1924）に萩反射炉が国史跡になっていることから、萩町（萩市）が、産業遺産の文化財的価値も認めていたことは間違いない。しかしながら恵美須ヶ鼻造船所跡は、地上に顕著な遺構が存在しなかったことから、「すでに消滅した」との認識であった可能性がある。

その後平成に入って、全国的に「近代化遺産」への関心が高まった。その結果、現存する石造防波堤の再評価がなされた。山口県教育委員会が実施した、「山口県近代化遺産（建造物等）総合調査（平成8・9年度）」において、「恵美須ヶ鼻防波堤」として取り上げられ、「江戸時代以来の典型的な防波堤の特徴を今に伝えている点で極めて貴重である」との評価を受けている。しかし、その報告に「造船所建設計画絵図面に、石造防波堤や護岸などの港湾施設が、既存のもののように記載されており、造船所設置以前に築造されていた可能性も少なくない」とあるように、恵美須ヶ鼻造船所との関係については、造船所建設に当たって新規に作られたものではなく、それ以前から存在したものを造船所に取り込んだ可能性も指摘されるなど、その価値付けについては問題が残っていた。

平成20年（2008）度から、萩市は恵美須ヶ鼻造船所跡の保存に向けた取り組みを開始した。まず、現状では造船所跡の大部分が民有地で居住者もあることから、全面的に発掘調査を行って遺構を検出することは困難と判断した。従って、文献史料を根拠とした遺跡の価値づけを検討した。最初に建造された丙辰丸に関する『丙辰丸製造沙汰控』の中に、造船所の配置平面図が残っている。石造防波堤及び外周の形態は現状の地形とほぼ一致しているので、この古図を現在の地形図に投影することで、おおまかな造船所内の状況は把握できると考えた。また具体的な遺構としては、先の近代化遺産調査でも評価を受けたことから、現存する石造防波堤をその証左とした。

平成21・22年（2009・2010）度の2か年に渡り、遺構の残存状態を確認するための試掘調査を行った。併せて文献調査や居住者への聞き取りなども行った。その結果、造船所遺構が残存することを確認できたことから、平成24年度に同地を「恵美須ヶ鼻造船所跡遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地に決定し、埋蔵文化財の保護を行うこととした。同時に、文化財指定に向け、具体的な遺構確認のための発掘調査を実施した。

② 発掘調査の概要

平成21・22・24年（2009・2010・2012）度実施された発掘調査の概要は以下のとおりである。なお、発掘調査は萩市文化財保護課が実施した。

調査に当り、発掘調査対象範囲を3地区に区分した。Ⅰ地区は造船所跡南部、Ⅱ地区は造船所跡北部、Ⅲ地区は恵美須社周辺である。（図2-17）

発掘調査で遺構を検出できたのは、「スクー子ル打建木屋」「庚申丸ドック」「大工居屋」「綱製作木屋」「鍛冶場」の一部である。特に「スクー子ル打建木屋」では、重複する2種類の遺構を検出した。遺構の形状の相違は、丙辰丸建造に当たったのがロシア人の指導の下にスクーナーを建造した戸田の船大工であり、床面を傾斜させた斜路の船台上で建造したのに対し、庚申丸建造に当たったのはオランダ人の指導の下に長崎でコトル船を建造した船大工であり、潮止めのために小砂利を突き固めた底面に盤木を直置きし、いわば乾船渠内で造られたという技術系譜の違いによるものと推定される。平成24年度のT26の発掘で出土した石垣の遺構は、打留根太木による丙辰丸の側壁の土留め法とは明らかに異なるので、庚申丸の造船場たる乾船渠の側壁に相違ない。

なお、現時点において推定している丙辰丸の「スクー子ル打建木屋」と「庚申丸ドック」との遺構重複関係を図2-24で示す。

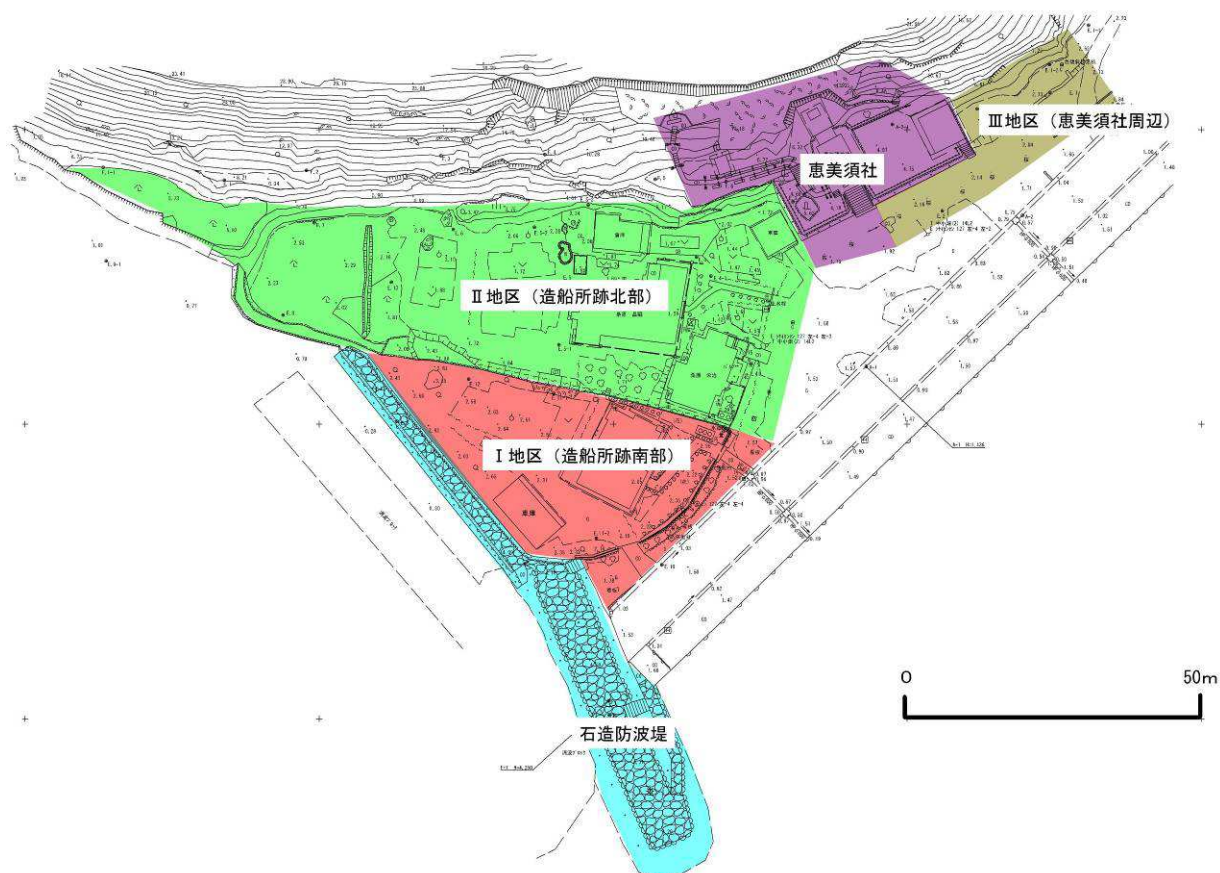


図 2-17 恵美須ヶ鼻造船所跡地区割図

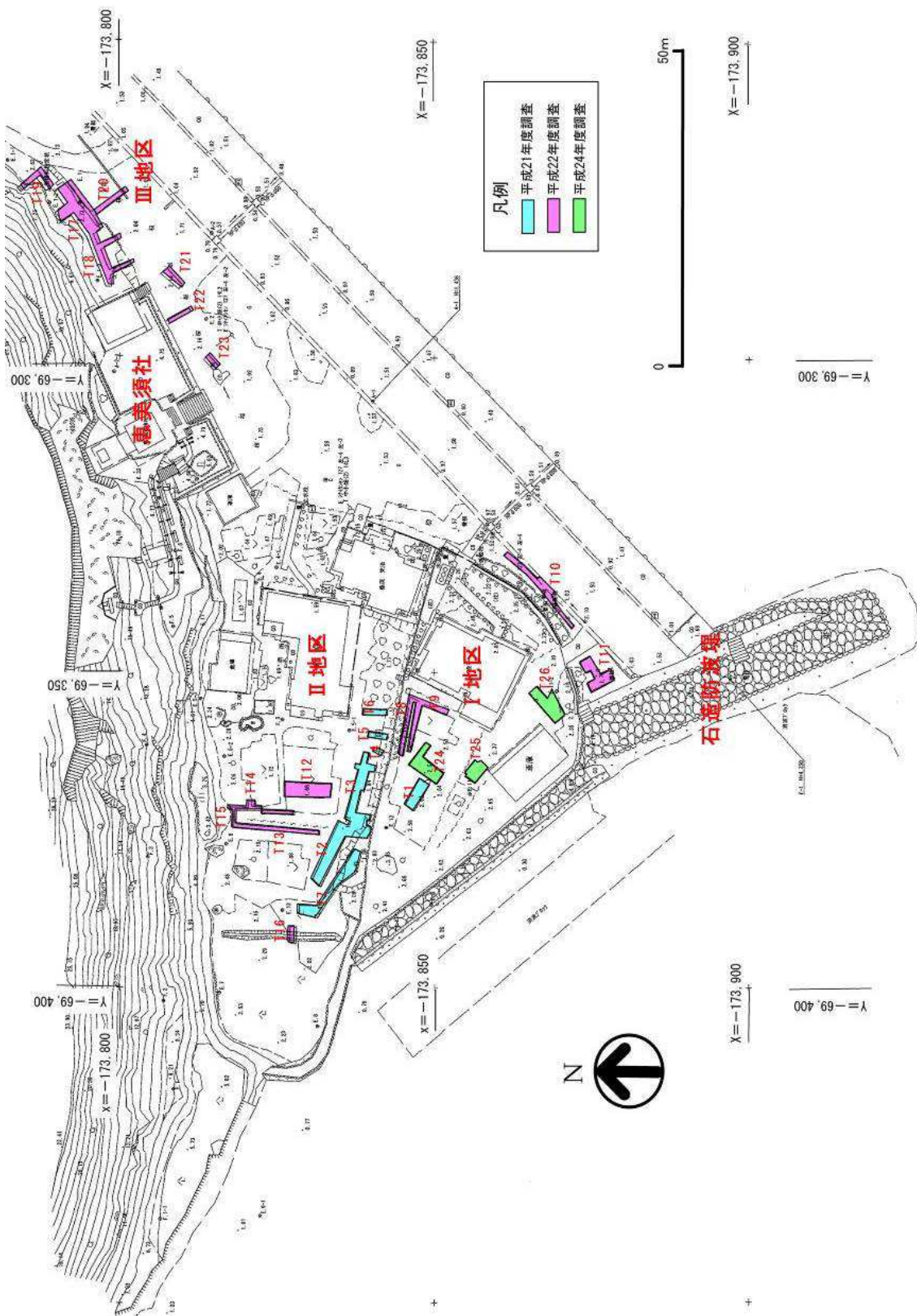


图 2-18 発掘調査位置図

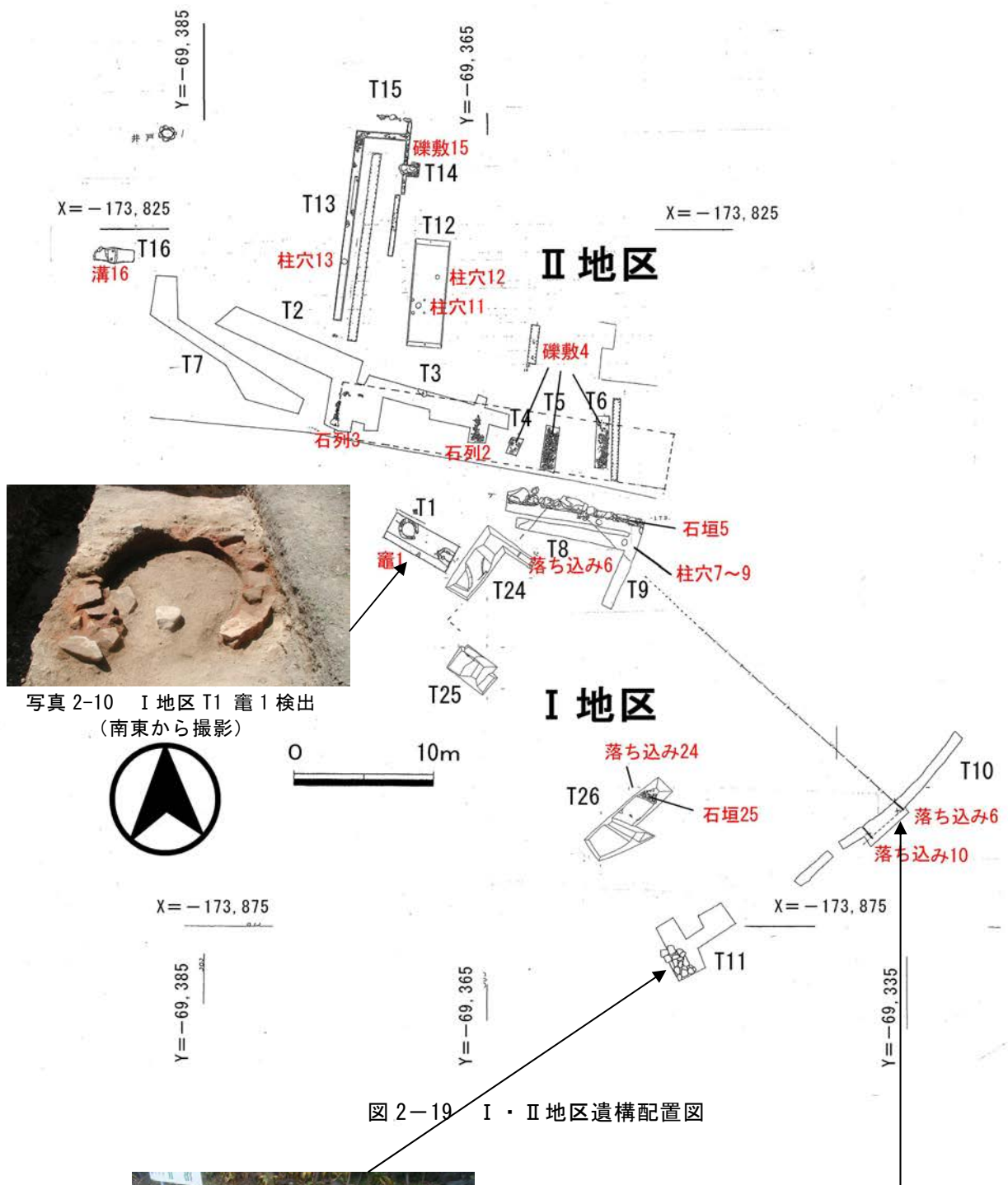


写真 2-11 I 地区 T11 後世の護岸か
(北東から撮影)



写真 2-12 I 地区 T10 落ち込み 6 堆積
(南西から撮影)

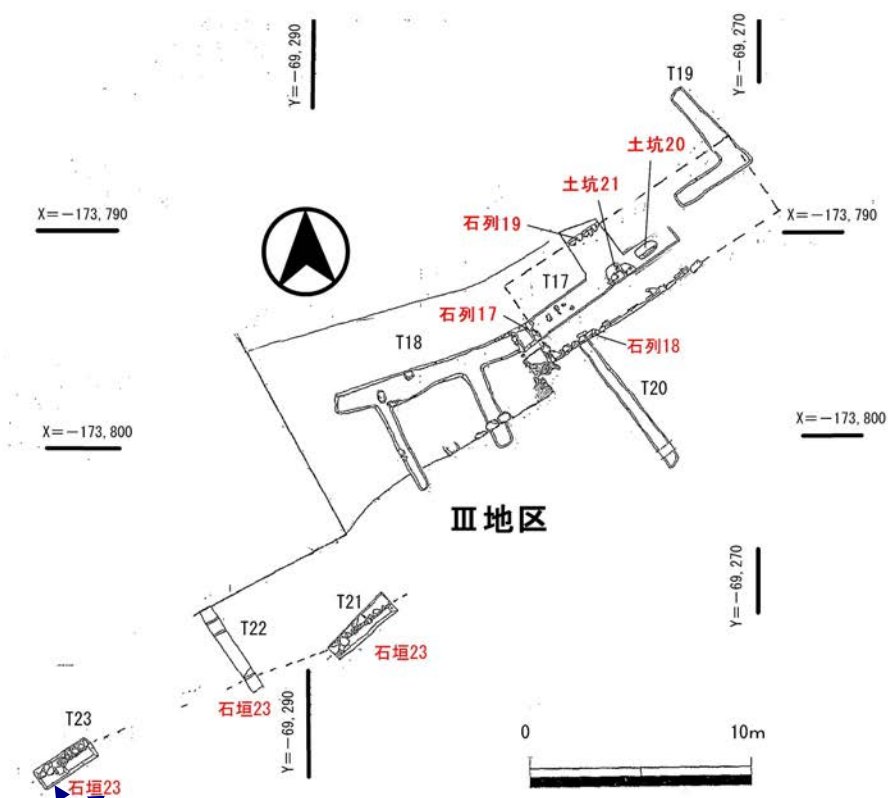


図 2-20 III地区遺構配置図



写真 2-13 道路遺構石垣状況 (南から)
III地区 T23 石垣 23



写真 2-14 道路遺構石垣状況 (南東から)
III地区 T23 石垣 23

恵美須ヶ鼻造船所開設以前の遺構

遺 構	概 要
I 地区・II 地区境 T8 ・ 石垣5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 榎本伊豆下屋敷に関連する可能性がある。古絵図等から、造船所以前からこの位置に存在していたことが明らか。 ○ 遺構では差し渡し1 m以上の大振りな石材を使用しており、本来の護岸としてふさわしい。
II 地区北側 T13～T15 ・ 礫敷15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 礎石と考えられる巨石を始めとする礫敷。 ○ 規模は不明であるが、周囲を栗石で固定しており、本格的な建造物基礎地業と判断した。短期間で建造された造船所の建物の造作とは様相が異なる。古図等では、北側に造船所建物の記述がないため、造船所以前の榎本伊豆下屋敷に関する遺構である可能性が高い。



写真 2-15 II 地区 T14 礫敷 15
(東から撮影)



写真 2-16 II 地区 T15 礫敷 15
(西から撮影)

恵美須ヶ鼻造船所の遺構

スクーネル打建木屋・庚申丸ドック

遺 構	概 要	絵図等表現
I 地区 T8北東隅 ・ 整地土 ・ 落ち込み6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵図の「スクーネル打建木屋」と石垣5の配置とほぼ一致。落ち込み6を丙辰丸の「スクーネル打建木屋」の北東隅遺構と判断した。 ○ 庚申丸は丙辰丸に比べて規模が大きいため、ドックの向きを変えて作り直した可能性がある。T9の埋土は庚申丸のドックに伴うもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造船所の中心的な建物。 ○ 丙辰丸の資料によれば、奥行14間半、幅6間半の「スクーネル打建地」の海側を4尺5寸掘り下げ、そこから陸側に向かって次第に浅くし、斜路を作り上げている。また、この斜路の上に、奥行き14間、幅6間の一回り小さい上屋を建設。この上屋が「スクーネル打建木屋」である。庚申丸についても、同様の施設があったと推定されるが、名称や位置は不明。
I 地区 T26 ・ 南西側の遺構 ・ 緩やかなスロープ状遺構 ・ 落ち込み24 ・ 石垣25	<ul style="list-style-type: none"> ○ T24、26の状況は大きく異なり、遺構の時期が2時期に渡る。 ○ T8の落ち込み6が先行し、T26の落ち込み24が後出する可能性が高い。従って、落ち込み6は丙辰丸の「スクーネル打建木屋」、落ち込み24は庚申丸の遺構と考えられる。庚申丸は丙辰丸の約2倍の全長を持つことから、建物の軸線を変更し、建替を行ったと考えられる。 	
I 地区 T24 ・ T8の落ち込み6が連続せず、埋め戻した堆積		

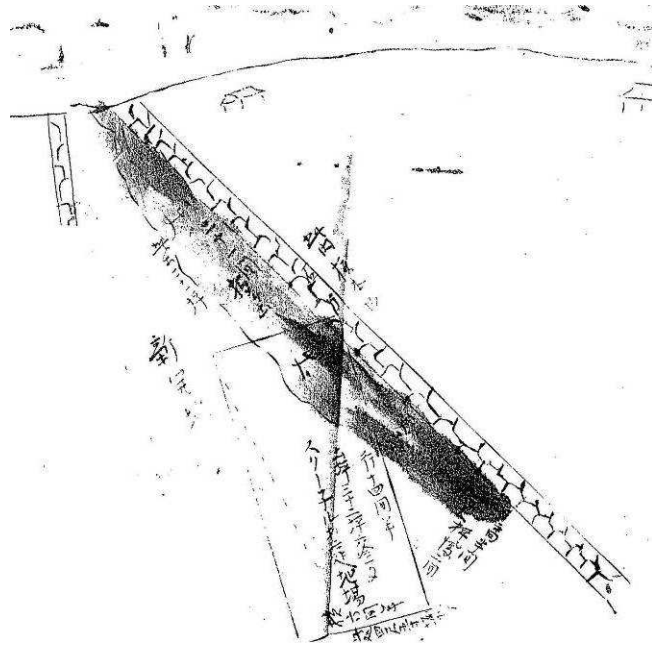


図 2-21 スクー子ル打建地と石垣の関係図
 (『丙辰丸建造一件』山口県文書館所蔵)



写真 2-17 スクー子ル打建木屋遺構検出状況
 I 地区 T8 石垣 5・落ち込み 6・柱穴 9(南東から撮影)



写真 2-18 I 地区 T8 落ち込み 6 東肩
 (南東から撮影)



写真 2-19 I 地区 T8 落ち込み 6 西肩
 (南東から撮影)



写真 2-20 I 地区 T26 落ち込み 24・石垣 25 全景
(北東から撮影)



写真 2-21 I 地区 T24 落ち込み状堆積を掘削
(南西から撮影)



写真 2-22 I 地区 T26 石垣 25
(北東から撮影)

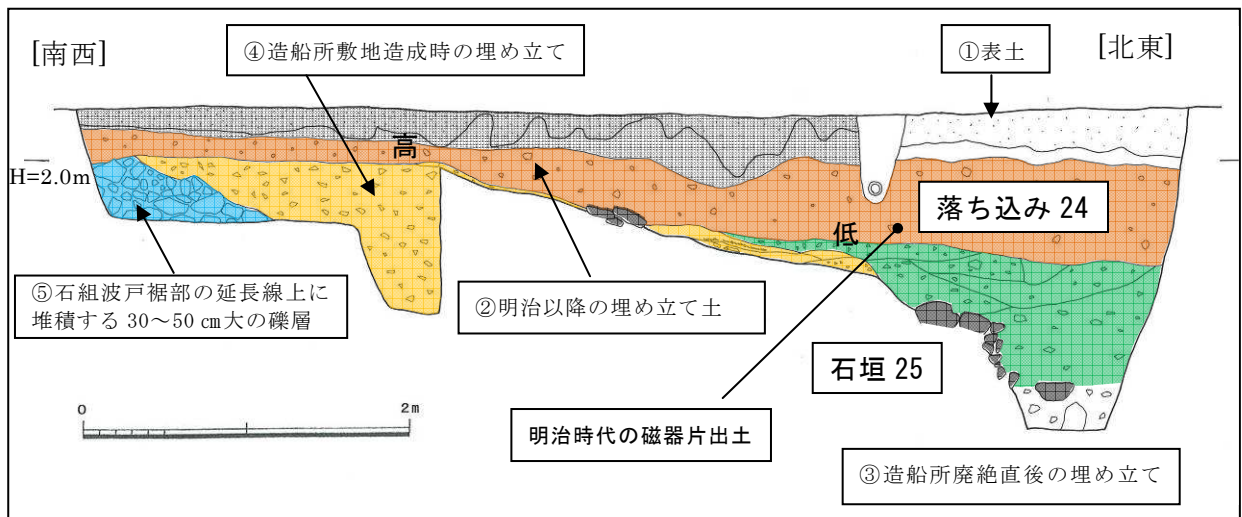


図 2-22 T26 北西側壁面土層断面図

大工居屋

遺 構	概 要	絵図等表現
II 地区 T3 ・ 石列2 ・ 石列3 II 地区 T6 ・ 礫敷4	<ul style="list-style-type: none"> ○ II 地区調査で検出した一連の遺構を、大工居屋と判断した。 ○ 石列2と石列3は、ほぼ同様の石材を用い、同方向に配置することから、一連の構築物である可能性が高い。石列3が建物西端の可能性が高く、東端はまだ検出できていないことになる。石列2と石列3の間隔は、芯心で約10m、なお、その間は暗褐色粘質土を貼り付けて整地していることから、土間であったと推定される。 ○ 石列2の心から礫敷4東端までは約9.5mであるので、東西方向の総延長は19.5m以上となる。一方、南北方向は、石列2・3の延長やT4～T6の礫敷4の幅から約4mとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大工居屋として2間×12間の長大な建物 ○ 古文書に記述された注文から、仕切りが1箇所あり、畳が敷かれていたこと、竈が2基あった。石列延長及び石敷幅の4mは2間に、また石列間の10mは5間に相当することから、12間の建物内部は、5間と7間に仕切られていた可能性が高い。5間の内側は貼り床された土間、7間の石列部分は床下が石敷きと想定できる。



写真 2-23 大工居屋遺構検出状況 手前右側とトレンチ奥側に石列 II 地区 T3 全景 (西から撮影)



写真 2-24 II 地区 同上 石列 2 検出 (北から撮影)



写真 2-25 II 地区 T5 礫敷 4 検出 (東から撮影)

綱製作小屋

遺 構	概 要	絵図等表現
II 地区 T12及びT13 ・ 柱穴11～14	○ 平成21年度にII地区の検出遺構を「大工居屋」と判断したことから、平成22年度調査のII地区T12及びT13で検出した柱穴11～14を「綱製作小屋」の遺構と位置づけた。	○ 大工居屋の北側に平行するように「綱製作小屋」が描かれる。



写真 2-26 綱製作小屋検出状況
II 地区 T12 柱穴 11(東から撮影)

鍛冶場

遺 構	概 要	絵図等表現
III 地区 T17 ・ 石列 17～19 の 建物基礎遺構 ・ 土坑20、21	○ 石列17～19の建物基礎遺構を検出。遺構の規模は東西4m、南北は北側で遺構が削平ら受けているため、8m以上。 ○ 土坑21は壁面や底面が硬く焼き締まっており鉄滓の出土から炉跡の可能性が高い。 ○ 土坑20の壁面は焼けていないが、内部に焼土塊や木炭や灰を多く含む褐色土が堆積。 ○ この炉跡の検出により、「カジ場」跡と判断した。カジ場の規模は東西2間、南北6間であり、遺構と矛盾しない。 ○ 「鍛冶場」の西側では遺構検出なし。 ○ 恵美須社石垣は、社殿の棟札や玉垣の刻銘から、昭和7年(1932)に築造。「物置」「会処」の遺構は、この石垣の下となっている可能性が高い。	○ 恵美須社の東側に「会処」、「物ヲキ」、やや離れて「カジ場」が描かれており、造船所関連の施設があったことが伺える。 ○ 「カジ場」と「物置」「会処」との間に空隙が描かれていることから、空地であった可能性が高い。火を扱う建物であるから、地区の端に離して建設した可能性がある。

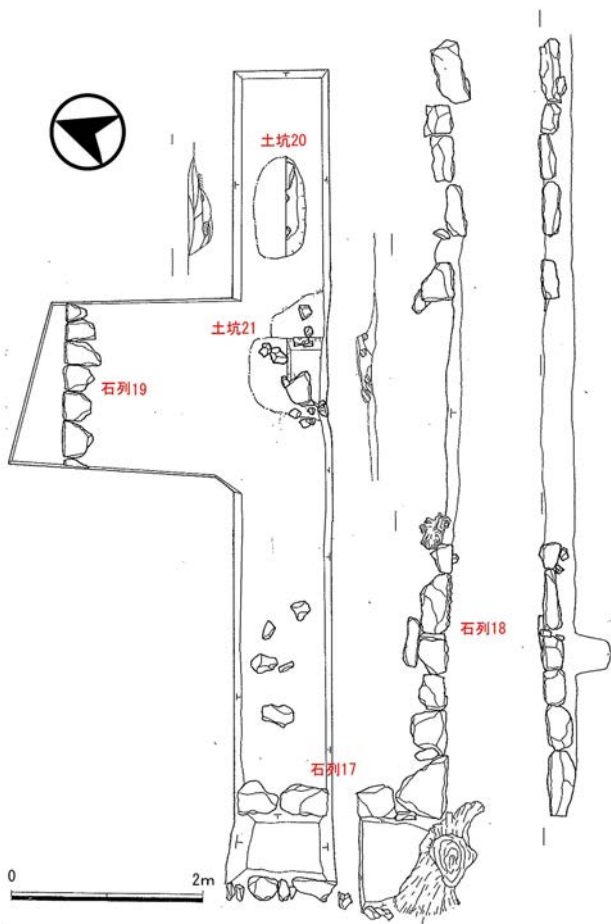


図 2-23 T17 遺構平面図



写真 2-27 カジ場遺構検出状況
Ⅲ地区 T17~20 全景(南西から撮影)



写真 2-28 カジ場遺構検出状況
Ⅲ地区 T17・20 石列 17~19(南東から撮影)



写真 2-29 炉跡検出状況
Ⅲ地区 T17 土坑 21(南東から撮影)

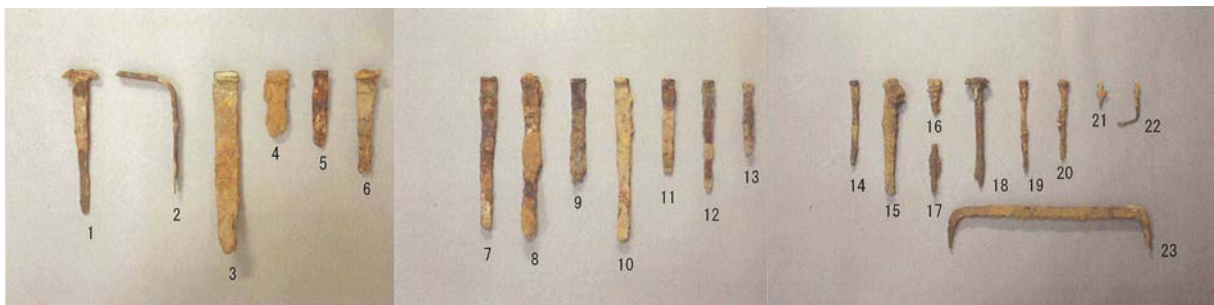


写真 2-30 出土遺物

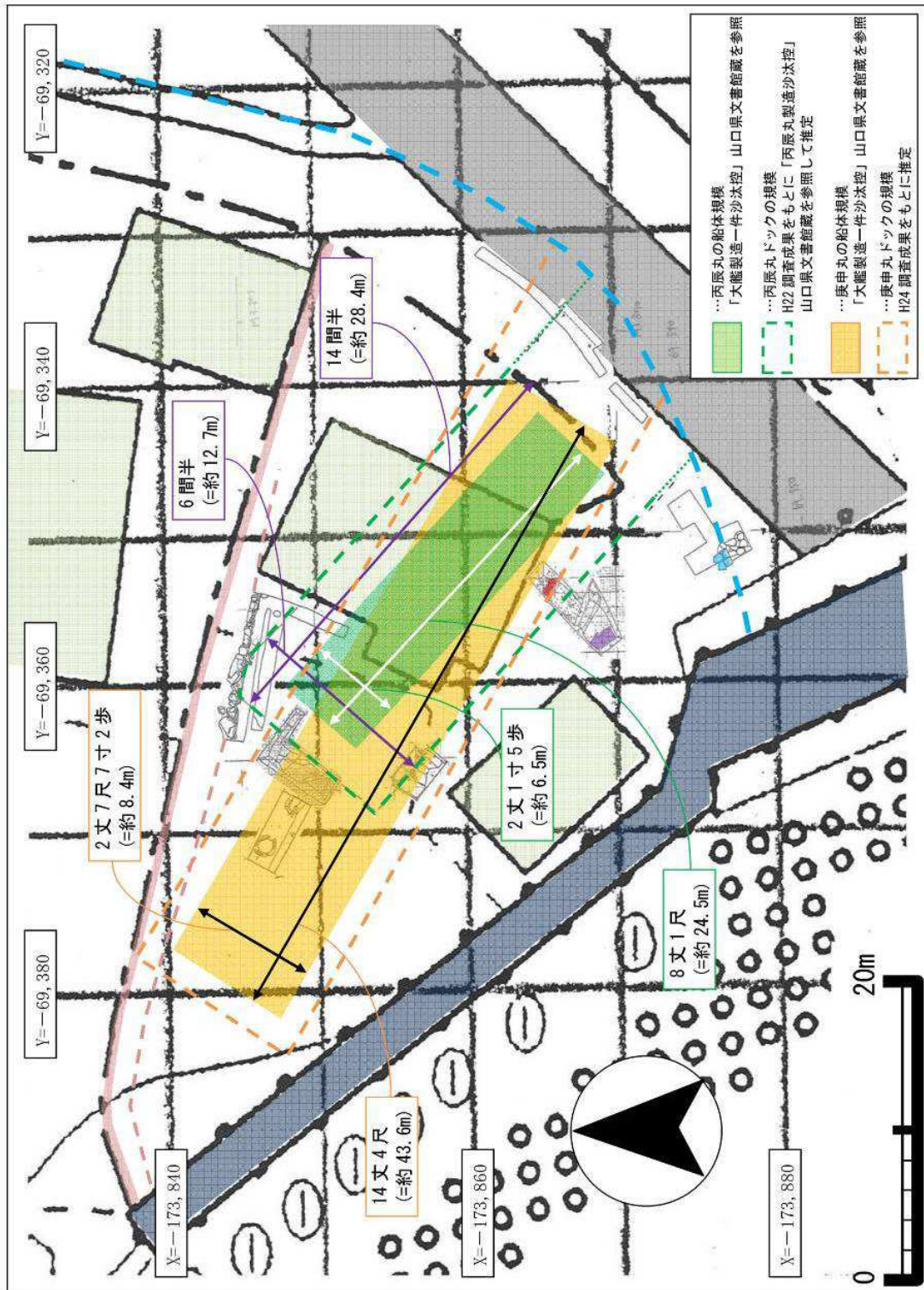


図 2-24 「スクー子打建木屋」及び「庚申丸ドック」遺構重複推定図

【参考文献】

萩市歴史まちづくり部文化財保護課 『恵美須ヶ鼻造船所跡』（萩市埋蔵文化財調査報告第 9 集） 2013 年

5. 社会的調査

(1) 史跡に係る法令

恵美須ヶ鼻造船所跡に係る法令と規制内容は、表 2-4 のとおりである。

表 2-4 史跡に係る法令一覧表

法律・条例	位置づけ	規制内容	所管
1 文化財保護法	国指定史跡 恵美須ヶ鼻造船所跡	<ul style="list-style-type: none"> 現状変更行為を行う場合は、文化庁長官の許可が必要 	萩市歴史まちづくり部文化財保護課
2 都市計画法	用途地域に指定されていない		萩市歴史まちづくり部都市計画課
3 景観法に基づく、萩市景観計画、萩市景観条例	一般景観計画区域－ 川外都市計画区域B地区	<p><届出対象行為>・・・萩市長へ届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 開発行為：3,000 m²以上の宅地造成 <p><景観形成基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態・意匠・色彩、位置、屋根、外壁、開口部、基礎、建築設備、緑化等について基準が設定されている。 勾配屋根を用いるなど、スカイライン（稜線）に配慮する。 低層建物（10m未満）の屋根は、3.5/10～5/10の切妻、寄棟、入母屋とする。 建築物の最高高さは、16m以下とする。 	萩市歴史まちづくり部都市計画課
4 萩市屋外広告物等に関する条例	第1種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> 一般広告物（自家用広告物以外）は表示不可。自家用広告物は、許可基準に適合し、市長の許可を受けて表示可能 歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは表示しない。 材質は、原則として木材、石材等の自然素材又は銅板などの伝統材料 屋上広告物は設置不可 形態はいずれも四角形 個別基準を満たす建植広告物、壁面広告物、突出広告物のうち2種類以下は、設置可能 	萩市歴史まちづくり部都市計画課

	法律・条例	位置づけ	規制内容	所管
5	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域－急傾斜地崩落警戒区域、樺東(一)41	<p><制限行為>・・・山口県知事の許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水の放流、停滞、浸透を助長する行為 ・ 土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、集積 ・ 竹木の伐採、滑り下ろし、地引による搬出 ・ ため池、用水路、急傾斜地崩落防止施設以外の工作物の設置、改良 ・ 宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨の重要事項の説明が義務づけられている。 ・ 萩市では、土砂災害警戒情報が発令された場合、警戒区域の居住者に対して避難勧告を発令する。 	萩市総務部防災安全課 萩市土木建築部土木課
6	漁港漁場整備法	第3種漁港－萩漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の建設等に対しては、山口県知事の許可が必要 	山口県萩水産事務所

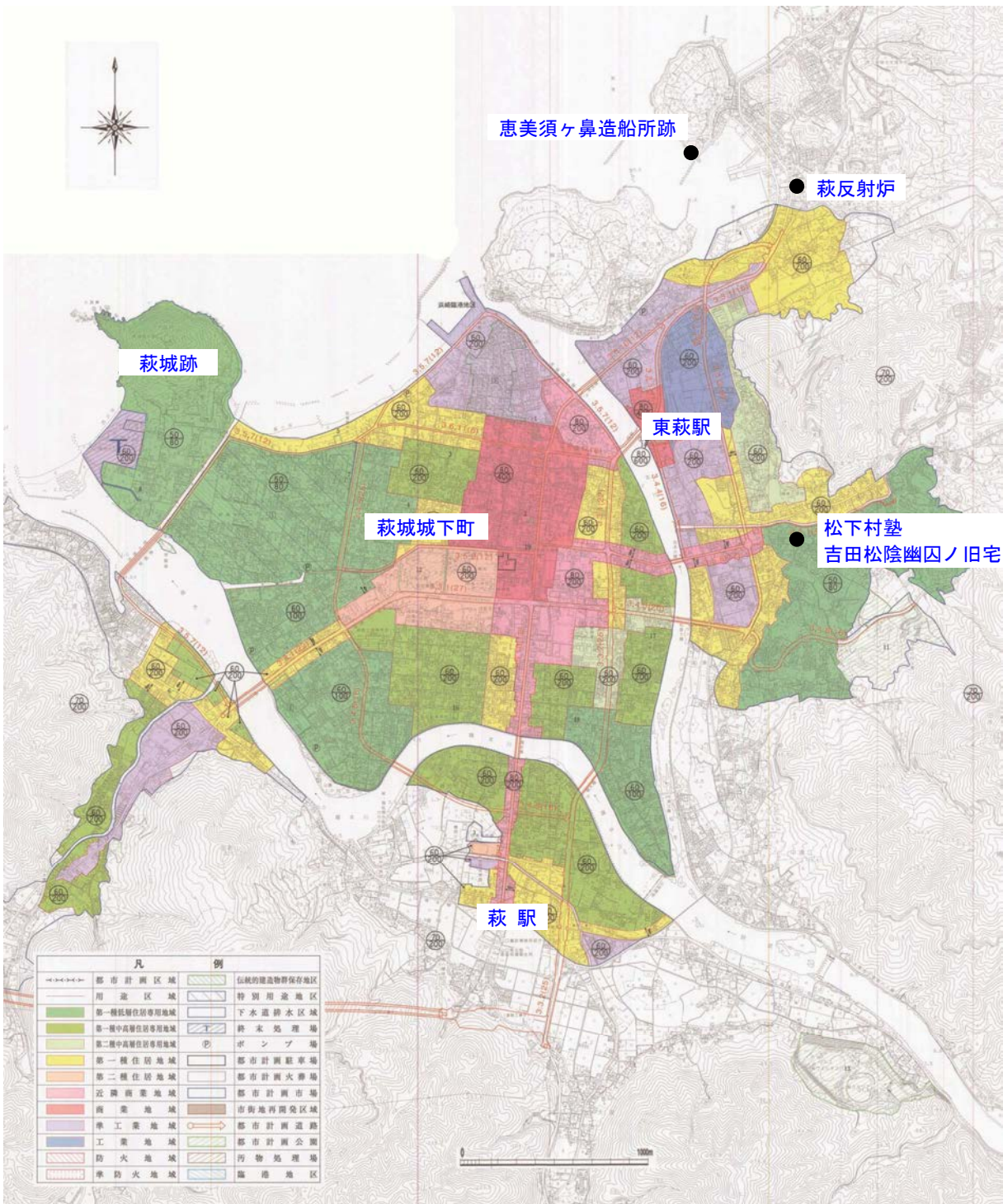


図 2-25 萩市都市計画図

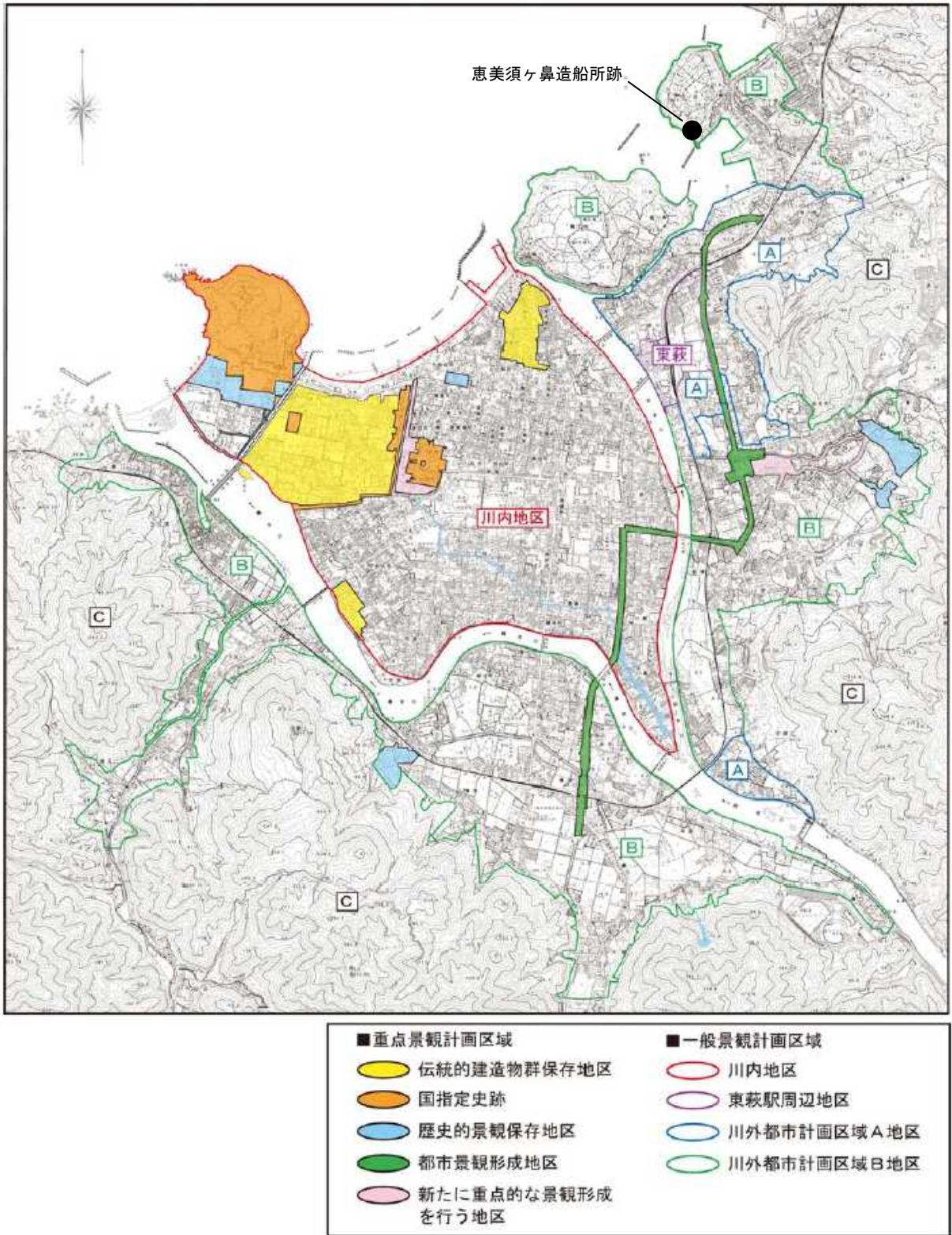


図 2-26 景観計画—一般景観計画区域（川外都市計画区域B地区）
 【出典】萩市都市計画課『萩市景観計画』（2012年3月30日改訂版）

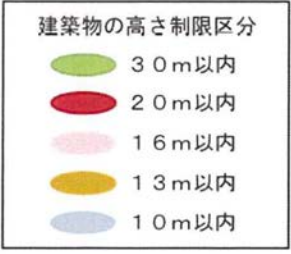
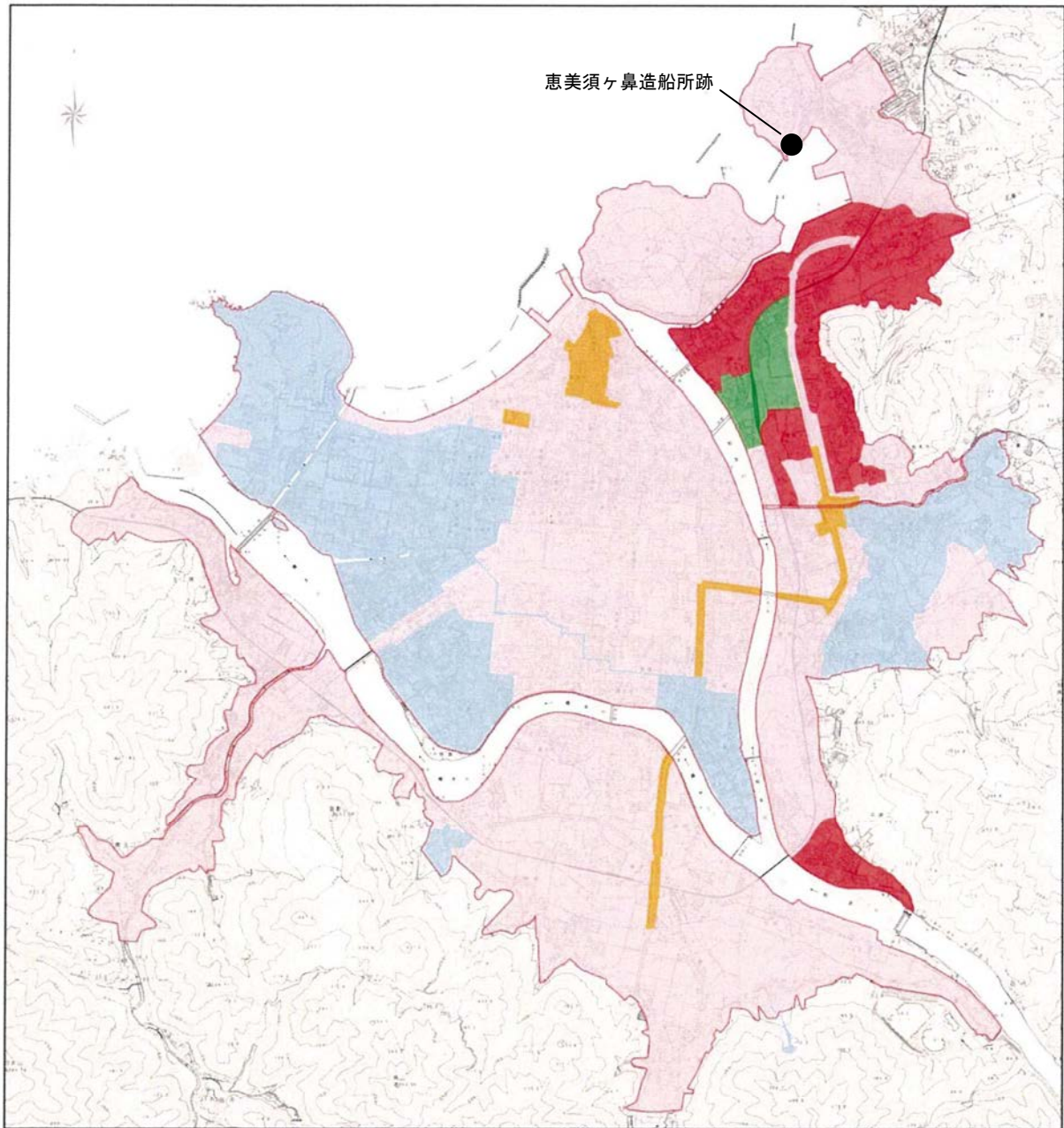
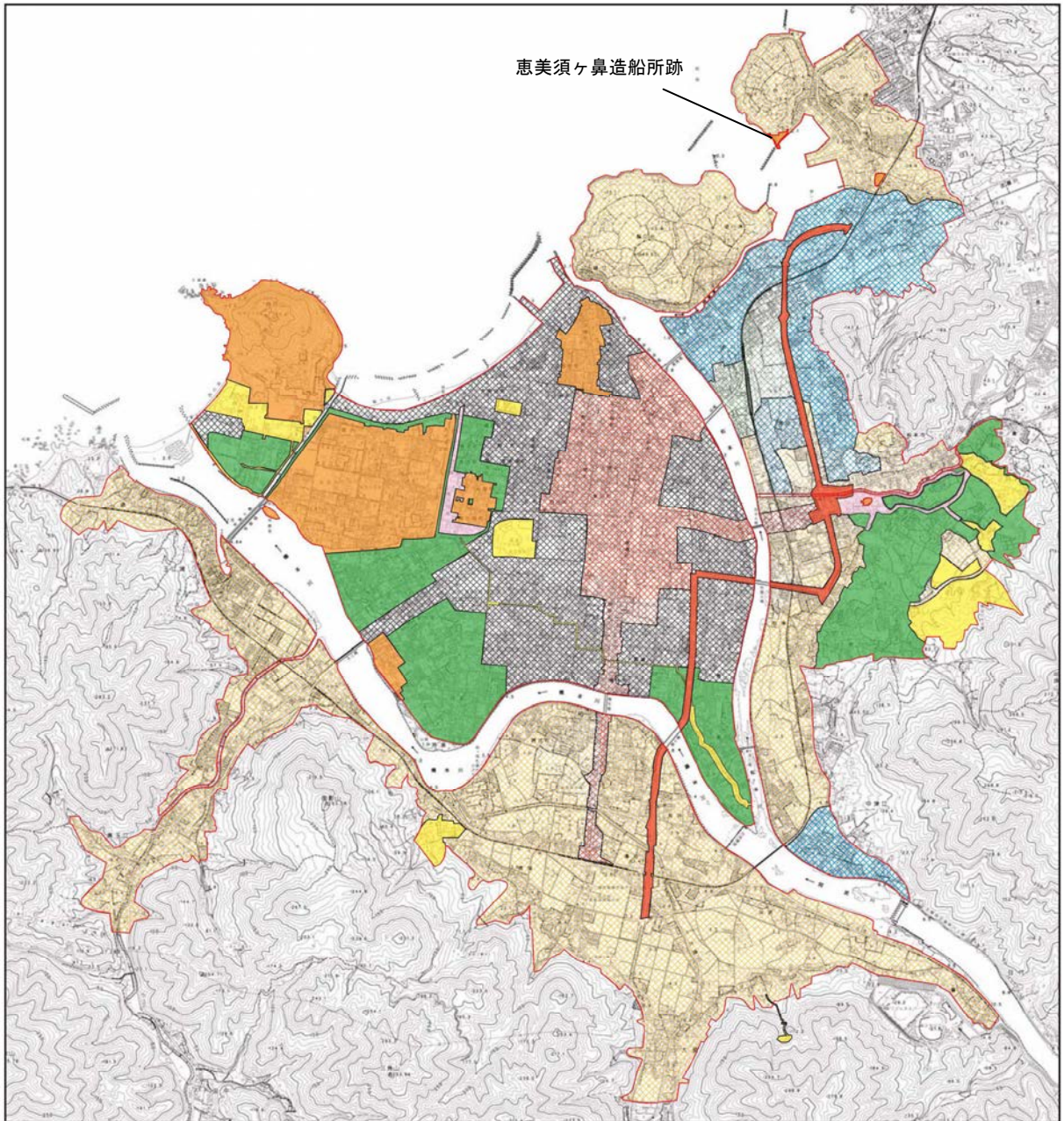


図 2-27 景観計画—建築物の高さ制限（16m以内）



禁止地域	
	第1種禁止地域
	第2種禁止地域
	第3種禁止地域
	第4種禁止地域
	第5種禁止地域

許可地域			
	第1種許可地域		第6種許可地域
	第2種許可地域		第7種許可地域
	第3種許可地域	※第7種許可地域は都市計画区域外地区	
	第4種許可地域		
	第5種許可地域		

図 2-28 萩市屋外広告物等地域区分図

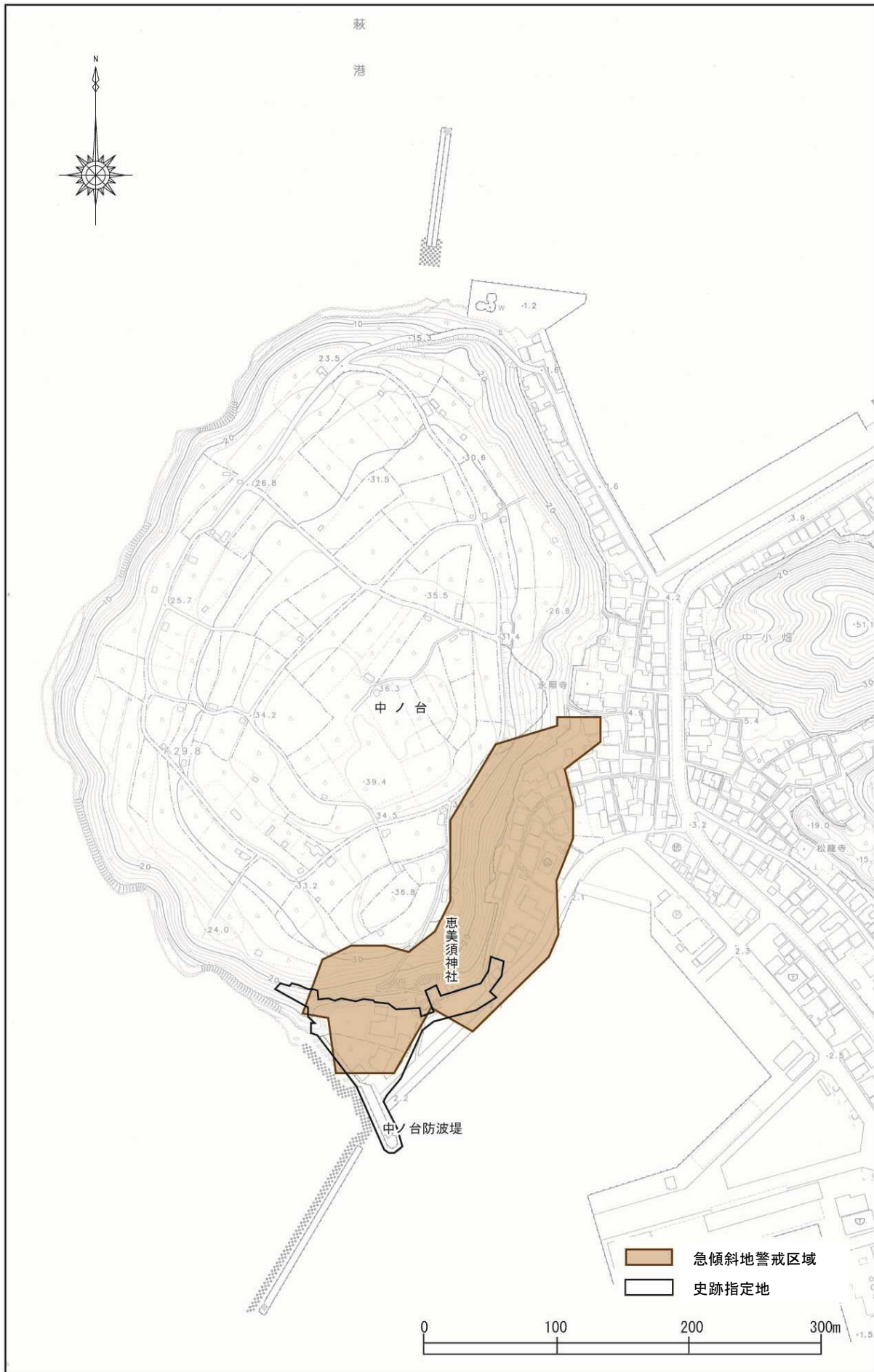


图 2-29 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩落警戒区域）

(2) 利用状況

① 土地利用

現在、恵美須ヶ鼻造船所跡の海岸は萩漁港として利用されており、造船所の遺構である中ノ台防波堤やそれに続くコンクリート護岸は、現在も漁港施設として利用されている。スクーヰル打建木屋等の造船所中枢部の遺構が確認された地区は、宅地として利用され民家が立地している。造船所跡の北東部の山側には恵美須神社が位置している。

造船所跡が位置する中ノ台の台地上は果樹園や畑地として利用されている。台地の東麓から北麓にかけては、樹林地となっている。造船所跡の東側は住宅地として利用されている。

造船所跡の周辺環境は、造船所跡の対岸に道の駅「萩しーまーと」が位置しているほか、鶴江台とその南麓に安政2年（1855）に開削された姥倉運河が位置している。周辺の歴史遺産として、造船所跡の南東に史跡萩反射炉が位置している。

② 周辺動線

恵美須ヶ鼻造船所跡へは国道191号線からアクセスする。造船所跡から中ノ台山頂に至る動線は設置されておらず、中ノ台へは台地の北側道路からアクセスする。

③ 管理状況

恵美須ヶ鼻造船所跡は、漁港漁場整備法に基づく第3種漁港 萩漁港となっており、中ノ台防波堤は山口県萩水産事務所によって管理されている。

恵美須社は、現在は宗教法人の扱いとはなっておらず、地元の町内会及び山口県漁業協同組合によって管理されている。

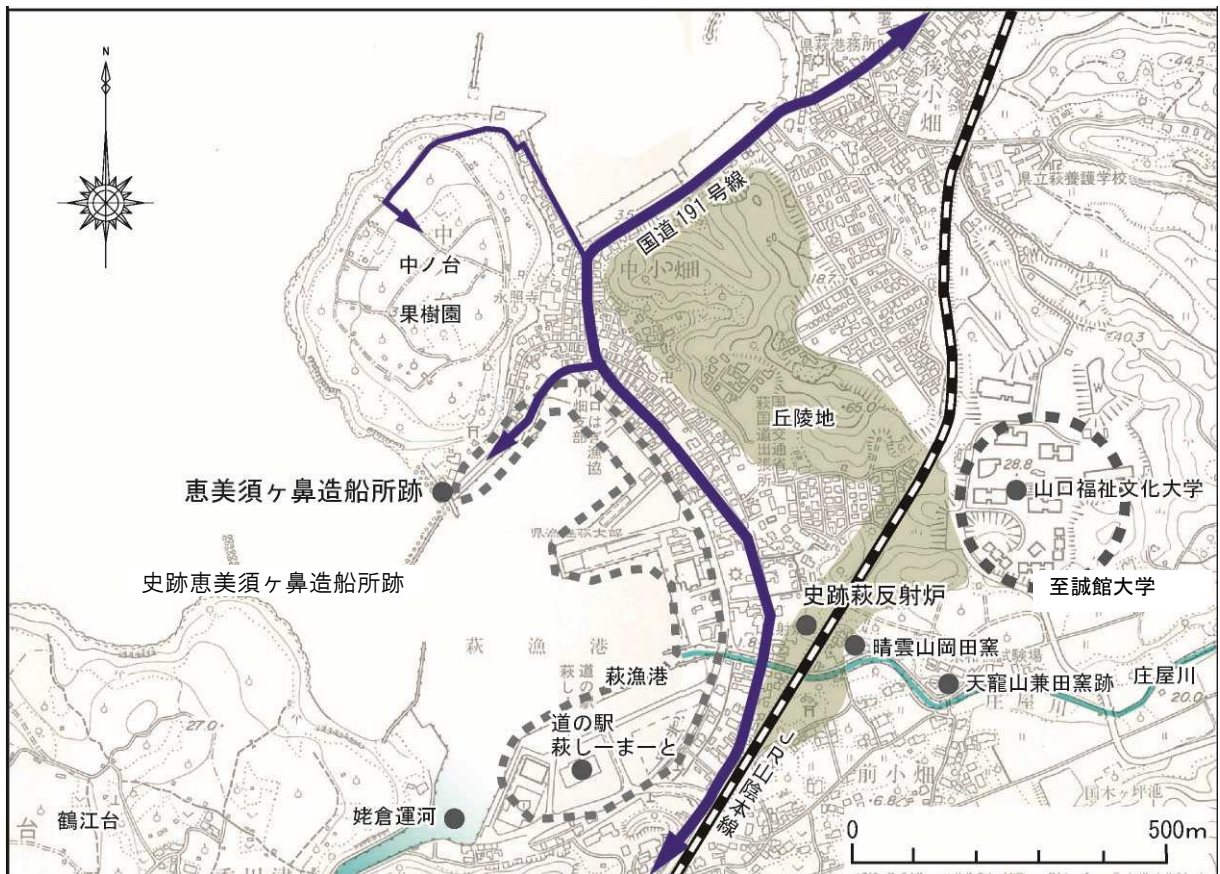


図 2-30 恵美須ヶ鼻造船所跡周辺図

第3章 保存管理

1. 史跡の本質的価値

① 数少ない近代西洋造船所跡の調査例であり、幕末期の造船所の構造を知る上で貴重な遺跡

発掘調査では、造船所の中心的施設である造船場（ドック）に関して丙辰丸、庚申丸それぞれに関する推定される遺構を検出した。形状の差異はそれぞれがよりどころとした技術系譜、すなわち伊豆戸田でのロシア船と、長崎伝習所でのオランダ船との違いに由来すると思われる。また、大工居屋など作業者の生活空間、鍛冶場なども検出しており、総じて後世の攪乱は少なく、遺構の残存状態は良好であると推察される。丙辰丸及び庚申丸建造後、萩（長州）藩が洋船購入に転じたことにより、その後恵美須ヶ鼻造船所は改変されることなく、現在まで遺構を伝えるに至っている。

萩（長州）藩のみならず、幕府や佐賀藩などで行った近代造船技術については、発掘調査例が少なく研究も進展していない。本遺跡の調査成果は、数少ない近代西洋造船所跡の調査例であり、日本に導入された技術の特徴を知る上で貴重な資料を提供した。

② 異なる2つの洋式造船術によって、萩（長州）藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」と「庚申丸」の建造を行った造船所跡

恵美須ヶ鼻造船所の操業は、安政3年（1856）から4年（1857）にかけてのスクーター丙辰丸、および安政6年（1859）から万延元年（1860）にかけてのバーク庚申丸建造の2回行われた。丙辰丸は萩（長州）藩最初の洋式軍艦であり、スクーターとしてはヘダ号に続く全国的にも早い時期のものである。

丙辰丸も庚申丸も君沢型以降の洋式帆船であることに変わりはないが、造船術には大きな違いがあった。丙辰丸建造はロシア人の指導の下にスクーターを建造した戸田の船大工によるものであり、庚申丸建造はオランダ人の指導の下に長崎でコトル船を建造した船大工によるものである。萩（長州）藩だけが両船大工を招聘したので、恵美須ヶ鼻は異なる外国人から習得した造船術の共存する、他に類例のない造船所の遺跡である。

③ 萩（長州）藩が自力で船の洋式化、近代化に取り組んだ証し

諸藩では、洋式軍艦の建造は技術的にも財政的にも不可能であった。そうした全国的な観点から見ると、恵美須ヶ鼻造船所跡は萩（長州）藩がこの難題に果敢に挑戦したことの証しといえる。

丙辰丸の建造では、原料鉄を萩市紫福の大板山鑛場（「大葉山」の名で操業、平成24年（2012）国史跡指定）から供給した。萩（長州）藩の洋式軍艦の導入や軍備増強は、日本が古くから培ってきたたたら製鉄のような在来技術を活用して行われた。史料上明らかなのは1隻目の「丙辰丸」であるが、2隻目の軍艦「庚申丸」にも大板山の産鉄が利用されたことは想像に難くない。

④ 造船所が稼働していた時期の環境が継承されている遺跡

恵美須ヶ鼻造船所跡の中ノ台防波堤は、「丙辰丸製造沙汰控」内の絵図から、造船所建設前にすでに存在したことがうかがえる。この中ノ台防波堤は、幕末期の造船所稼働時にも活用され、現在に至っても防波堤としての機能を果たしている。また、防波堤の石積みは、当初は姥倉運河開削の際の大石で築かれ、その後の修理で安山岩が使用されたものと推測される。恵美須社についても、元禄 4 年（1691）以前には創建されており、豊漁祈願の対象として守り継がれてきた。

このように、恵美須ヶ鼻造船所は小畑浦や中ノ台の地形や地域の材料を活用して築かれ、その環境や景観が現在に至っても継承されている。

2. 史跡を構成する要素

（1）史跡の本質的価値を示す構成要素の特定

史跡は表 3-1 に示すとおり、①造船所建設以前（～安政 3 年（1856））、②丙辰丸・庚申丸建造期（安政 3 年（1856）～文久 3 年（1863））、③下関戦争終焉後（元治元年（1864）～）、おおむね 3 つの時代に区分することができる。このうち、顕著に史跡の本質的価値を示すものは、②丙辰丸・庚申丸建造期（1856～1864）の構成要素である。この時代における造船所の敷地範囲、建物配置は、「丙辰丸製造沙汰控」（安政 3 年（1856）～万延元年（1860））に収録された絵図（図 2-15、図 2-16）に描かれている。

表 3-1 構成要素の時代区分表

時代区分	期 間	概 要
① 造船所建設以前	～安政 3 年（1856）	安政 3 年（1856）に恵美須ヶ鼻に造船所が建設されるまで。
② 丙辰丸・庚申丸建造期	安政 3 年（1856）～ 文久 3 年（1863）	造船所の建設、丙辰丸の建造・進水、造船所の一旦閉鎖、一旦閉鎖されていた造船所の整備、庚申丸の進水、そして庚申丸が下関海峡で撃沈されるまで。
③ 下関戦争終焉後	元治元年（1864）～	下関戦争終焉後から現在まで。

(2) 各構成要素の概要

恵美須ヶ鼻造船所跡の本質的価値を踏まえて、史跡を構成する要素を図 3-1 のように整理し、表 3-2～3-3、図 3-2、写真 3-1～3-2 にその概要をまとめた。

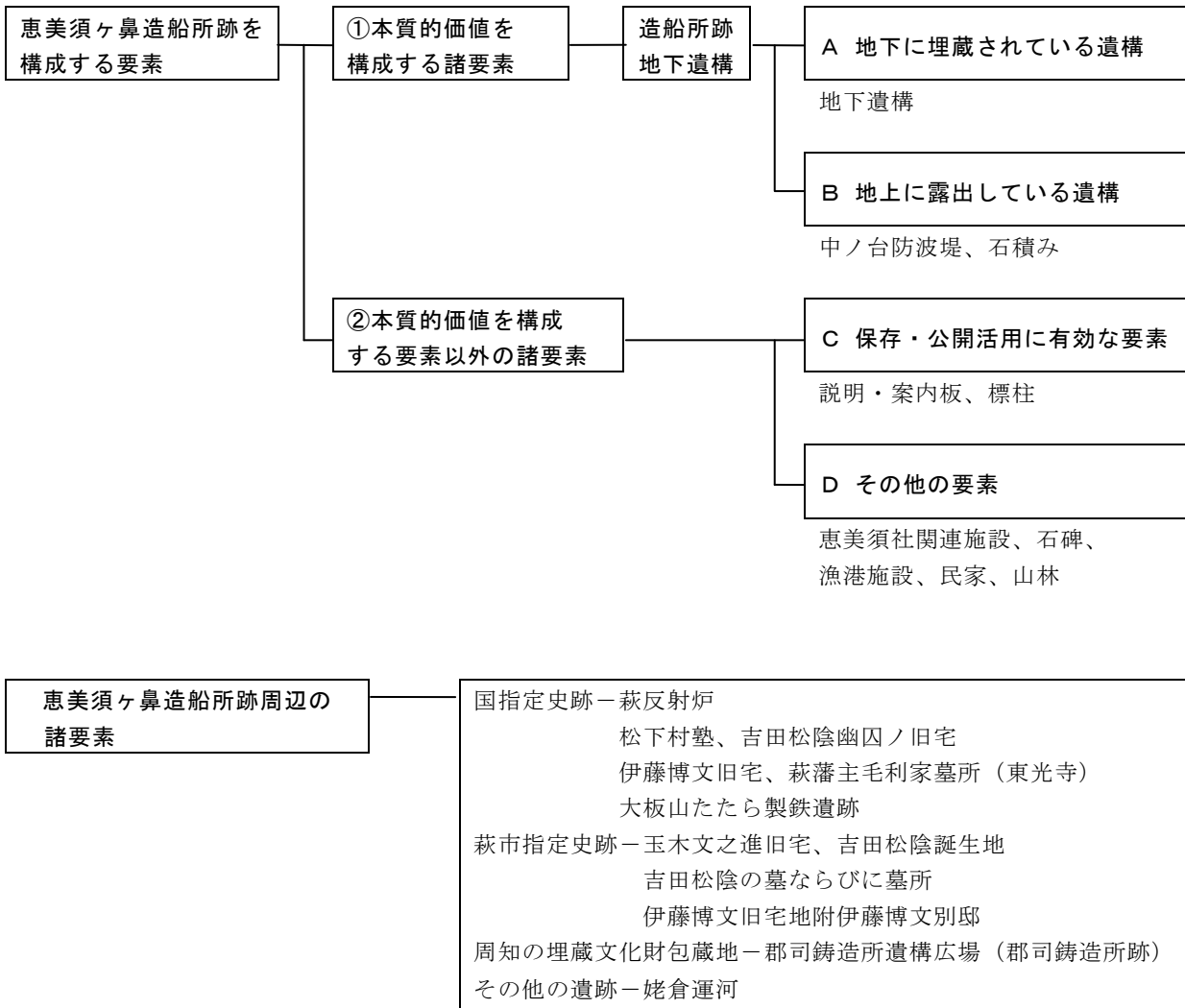


図 3-1 史跡を構成する要素

表 3-2 本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名称	概要	番号
A 地下に埋蔵 されている遺構	地下遺構	発掘調査で、「スクー子打建木屋」・「庚申丸ドック」の落ち込み・石垣遺構、「大工居屋」の石列・礫敷遺構、「綱製作木屋」の柱穴遺構、「鍛冶場」の石列・土坑遺構を検出した。特に「スクー子打建木屋」では、丙辰丸建造と庚申丸建造による2種類の遺構を重複する形で検出した。	—
B 地上に露出している 遺構	中ノ台防波堤	全長52mの上部に船繫を有する子持波止である。基底部の一部が海岸埋め立てにより埋没している。防波堤一帯は安山岩の巻石構造を持ち、積み方は間知石の縁部をたたくことで、するどい当りの合端合わせの落とし積みとしている。 防波堤上部には、船繫4基が設置されている。	①
	石積み	コンクリート製の護岸⑩最北部の中ノ台山麓部と接した部分に位置している。大小自然石の長軸を水平に据える乱積み、もしくは横目地が一部通る布積み崩しとなっている。	②

表 3-3 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要

区分	種別	名称	概要	番号
C 保存・公開 活用に有効な要素	説明・案内施設	恵美須ヶ鼻造船所跡説明板	恵美須ヶ鼻造船所跡の歴史を説明したもので、民家南側に設置されている。支柱には、経済産業省近代化産業遺産プレートが附属している。	③
		QRコード案内板	スチール製の可動式案内板で、民家南側に設置されている。盤面のQRコードを携帯で読み取ると、時代劇風動画を見ることができる。設置は(社)萩青年会議所。	④
		北長門海岸国定公園案内板	北長門海岸国定公園—山口県と表示された木製の案内板で、民家南側に設置されている。	⑤
		急傾斜地標識	急傾斜地崩壊危険区域を示す標識で、山口県によって設置されている。カジ場跡の山裾側に設置されている。	⑥
D その他の要素	標柱	石製標柱	「造船所址」の刻字がされた石柱で、昭和7年(1932)に当時の萩町が建てたものである。民家南側に設置されている。	⑦
		恵美須社社殿 玉垣 祠・参道 石鳥居	境内一周圍3面を高さ約2.5mの石垣で囲んで周囲よりも1段高くしており、標高は約4.9m。 社殿一本殿は木造銅板葺の流造一間社。昭和7年(1932)の棟札がある。拝殿は木造棧瓦葺の入母屋造、銅板葺向拝付で。社殿は南東向きに一直線に並んでいる。造船所が築かれた安政3年(1856)には、すでに神社は現地にあった。 玉垣一境内周囲には花崗岩製の玉垣が巡り、親柱には昭和7年(1932)の紀年銘がある。拝殿前には石造狛犬一対がある。昭和15年(1940)7月、皇紀二千六百年を記念しての寄進である。	⑧

区分	種別	名 称	概 要	番号
D その他の要素	恵美須社関連施設	恵美須社社殿 玉 垣 祠・参道 石鳥居	祠一本殿に向かって右手奥に石祠1基がある。本殿左手にはクランク状の参道があり、参道奥には昭和15年（1940）寄進の石造狐一對と昭和14年（1939）寄進の石碑がある。参道中間には木造塩ビ波板葺の拝殿と石祠1基がある。また、参道上には鳥居が10基寄進されている。寄進者は「勝丸」「康安丸」など漁業関係者である。 石鳥居一拝殿前の階段を下りたところに、石造鳥居1基が所在する。鳥居は明神形で、高さは3.3m。向かって左柱に「文政八年（1825）八月吉日」、向かって右柱に「奉寄進 氏子中」の刻銘がある。	⑧
		擁壁	安山岩製切石を谷積にし、目地にモルタルを詰めている。南東面（正面）延長 32m、南西面及び北東面各延長 10m。南東面（正面）の中央と東端には石段がある。中央の石段は花崗岩である。擁壁上部の平坦面に神社が位置している。	⑨
		神輿庫	神輿庫は境内北端に所在し、木造棧瓦葺入母屋造。コンクリート基礎であり、開口部にサッシを入れるなど、新しい建造物である。	⑩
	石碑	石 碑	恵美須社拝殿の西側に建てられている。 （碑文）敬神報国 昭和8年 紀元節之日 陸軍少将 土井市之進書	⑪
	漁港施設	護 岸	中ノ台防波堤と連続して北部に伸長するコンクリート製の護岸である。	⑫
		灯 台	高さ約 4.0m のコンクリート製の灯台で、中ノ台防波堤の先端に建てられている。	⑬
		漁港関連看板	山口県海面利用協議会や山口はぎ漁業協同組合等によって設置された漁業権侵害に関する看板で、中ノ台防波堤上部に設置されている。その他に、漁場保護や駐車禁止の看板が設置されている。	⑭
	その他	民 家	スクーザル打建木屋や大工居屋の遺構が検出された区域の上部に民家が建てられている。民家の北側には畑が附属している。	⑮
		側溝・電柱・電線	恵美須社や民家に向かって、電線が引かれている。	⑯
		旗竿石	恵美須社石鳥居の前に設置されている。	⑰
		山 林	造船所跡の北側は中ノ台の山林となっており、ヤマモモ、カシ、トベラ等が見られる。一帯が、急傾斜地崩落警戒区域に指定されている。	⑱

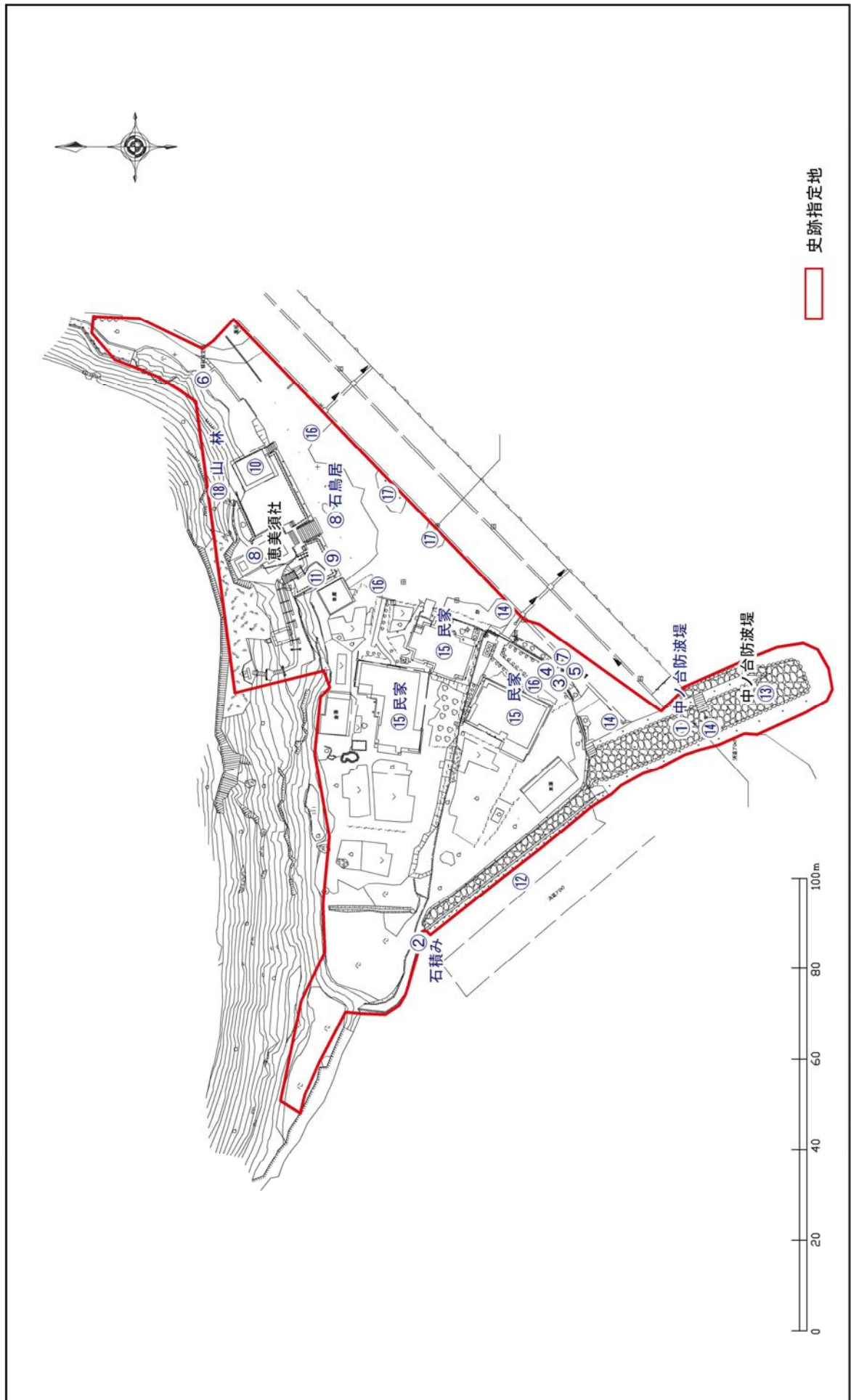


图 3-2 構成要素位置图

写真 3-1 本質的価値を構成する諸要素
B 地上に露出している遺構



1 中ノ台防波堤



2 石積み

写真 3-2 本質的価値を構成する要素以外の諸要素
C 史跡の保存・公開活用に有効な要素



3 説明板／4 QRコード案内板
5 北長門海岸国定公園案内板



6 急傾斜地標識



7 石製標柱

D その他の要素



8 恵美須社社殿



8 参道



9 擁 壁



10 神輿庫



11 石 碑



12 護 岸



13 灯 台



14 漁港関連看板



15 民 家



16 側溝・電柱・電線



17 旗竿石



18 山 林

3. 保存管理上の課題

史跡の概要等から、現状及び保存管理を行う上での課題を抽出し、表 3-4～3-5 に示した。

表 3-4 本質的価値を構成する諸要素の課題

区分	名 称	現状及び課題
A 地下に埋蔵 されている遺構	地下遺構	現時点における保存状況は良好であるが、降雨等による遺構の保護層や土砂の流出、樹木根の影響によって地下遺構が破損する可能性がある。
	中ノ台防波堤	現時点における保存状況は良好であるが、経年変化等により、石材に割れが生じる可能性がある。
B 地上に露出 している遺構	石積み	現時点における保存状況は良好であるが、経年変化や樹木根の影響等により、石積みの孕みや石材の転落の可能性がある。

表 3-5 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の課題

区分	種別	名 称	現状及び課題	
C 保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内施設	恵美須ヶ鼻造船所跡説明板	現時点における保存状況は良好である。説明板の内容について、発掘調査で確認された遺構や、造船所の構造に関する説明はされていない。	
		QRコード案内板	現時点における保存状況は良好である。	
		北長門海岸国定公園案内板	現時点における保存状況は良好であるが、経年変化等により木部に日焼けや劣化が生じる可能性がある。	
		急傾斜地標識	現時点における保存状況は良好である。	
	標柱	石製標柱	現時点における保存状況は良好である。経年変化等により石材の風化や劣化が発生する可能性がある。	
D その他の要素	関連施設 恵美須社	恵美須社社殿 玉 垣 祠・参道 石鳥居	社殿、石鳥居、狛犬、玉垣、稲荷社共に、現時点における保存状況は良好である。石鳥居や狛犬、玉垣は、経年変化等により石材の風化や劣化が発生する可能性がある。社殿西方の木製鳥居及び社殿両側の石祠は、経年変化等により劣化が見られる。	
		擁 壁	現時点における保存状況は良好である。	
		神輿庫	現時点における保存状況は良好である。	
	石碑	石 碑	現時点における保存状況は良好である。経年変化等により石材の風化や劣化が発生する可能性がある。	
		漁港施設	護 岸	現時点における保存状況は良好である。万が一、護岸背後の中ノ台急傾斜地で土砂災害が発生した場合、護岸にも破損等の影響を及ぼす恐れがある。
			灯 台	現時点における保存状況は良好である。経年変化等により風化や劣化が発生する可能性がある。
	漁港関連看板		現時点における保存状況は良好であるが、遺構である中ノ台防波堤上部に設置されているため、遺構や史跡景観への配慮が必要である。	
	その他	民 家	スクー子ル打建木屋や大工居屋などの造船所中枢部の遺構上部に位置している。造船所閉鎖後の明治に宅地化され、建て替えられたものである。	
		側溝・電柱・電線	現時点における保存状況は良好であるが、電柱・電線については史跡景観への配慮が必要である。	
		旗竿石	現時点における保存状況は良好である。	
		山 林	山林一帯は、急傾斜地警戒区域に指定されているため、万が一、土砂災害が発生した場合、遺構の破損や見学者の安全へ影響を及ぼす恐れがある。	

4. 保存管理の基本方針

(1) 基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素を十分に把握し、以下の基本方針に基づき、適切な保存管理を図る。

- ① 恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末期に「丙辰丸」、「庚申丸」の2隻の洋式軍艦を建造した建物等の遺構が残存しており、その建物構造や建造過程を知ることができる遺跡である。史跡の本質的価値を示す要素については現状維持を基本とし、遺構の特性や保存管理上の課題に沿った修理や維持管理を行う。維持のために必要な措置は必要最小限とし、史跡の価値を毀損することなく後世に継承する。
- ② 史跡の本質的価値を補完する要素である説明・案内施設等の施設については、現状の説明板も合わせて解説内容や設置場所を検討し、整備を進める。整備後は、景観の保全や安全管理上必要な補修等を行うものとする。
- ③ 史跡の本質的価値と直接的に関連しない施設については、その必要性を検討の上、不要であると判断されるものについては撤去・移転等の対応を検討する。
- ④ 史跡は昼夜開放されているため、人為的な毀損に対する防犯対策を講じ、遺構の保全を図る。また、火災、風水害、落雷、地震などの自然災害による遺構への影響を総合的に検討し、必要な防災措置を講じる。同時に非常時に迅速な対応が可能な体制の強化を図る。
- ⑤ 造船所は小畑浦の地形や地域の材料を活用して建設された経緯から、中ノ台の地形や周辺の豊かな自然環境の保全を図る。
史跡景観に配慮しながら適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による遺構の破損を防止する。
- ⑥ 継続的に遺構や施設の修理・維持管理を行うとともに、本質的価値に影響を与える保存管理上の課題について経過観察を行う。また、それらを円滑に実行するため、関連組織と連携した保存管理や活用の体制を構築する。
- ⑦ 史跡の周辺環境については、史跡の本質的価値に影響を与える可能性のある開発行為等に対して関連する法令を適用し、周辺の歴史資産や自然環境の保全を図る。

(2) 地区区分

史跡の特性に沿った保存管理を行うため、史跡を構成する諸要素の分布状況や現況の利用状況等から、史跡の地区区分を行い、保存管理方針を示した。なお、史跡周辺の保存管理については、第3章7.周辺の環境に対する考え方において示している。

表 3-6 史跡の地区区分と保存管理方針

地 区	地区の概要	保存管理方針
A. 造船所跡	平成 21、22、24 年度 (2009、2010、2012) にかけて発掘調査が実施され、「スクーゾル打建木屋」、「庚申丸ドック」、「大工居屋」、「綱製作木屋」「カジ場」等の造船所に関わる遺構の一部が確認された区域。	<ul style="list-style-type: none"> ● 当地区は、宅地内に位置しているため、民家等の施設の移転・撤去、公有地化を図り、造船所跡の面的な調査を実施する。 ● 地下遺構と石積み等の露出遺構の適正な保存を図る。 ● 説明板の更新や整備を進め、適切な維持管理を行う。
B. 防波堤	小畑浦へ突き出した中ノ台防波堤とそれに連続するコンクリート護岸の位置する区域。	<ul style="list-style-type: none"> ● 中ノ台防波堤とコンクリート護岸の維持管理を実施し、適正な保存を図る。
C. 恵美須社	史跡北東部の恵美須社の位置する区域。	<ul style="list-style-type: none"> ● 社殿や石鳥居の補修を行いながら、造船所跡と一体的に保存管理を図る。
D. 中ノ台山林部	史跡北側の中ノ台山林部。急傾斜地警戒区域に指定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 斜面の崩壊等によって遺構が破損することのないよう、地形の保全を図る。 ● 枯損木や倒木によって遺構が破損することのないよう、樹木の剪定や間伐等の適正な植生管理を行う。
E. 臨海地区	発掘調査があまり実施されていない区域。本質的価値を構成する諸要素の外廊に位置する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来的に、造船所跡の面的な調査を実施し、遺構の及ぶ範囲を確認したうえで適正な保存を図る。 ● 地下遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木を伐採するなど、適正な植生管理を行う。

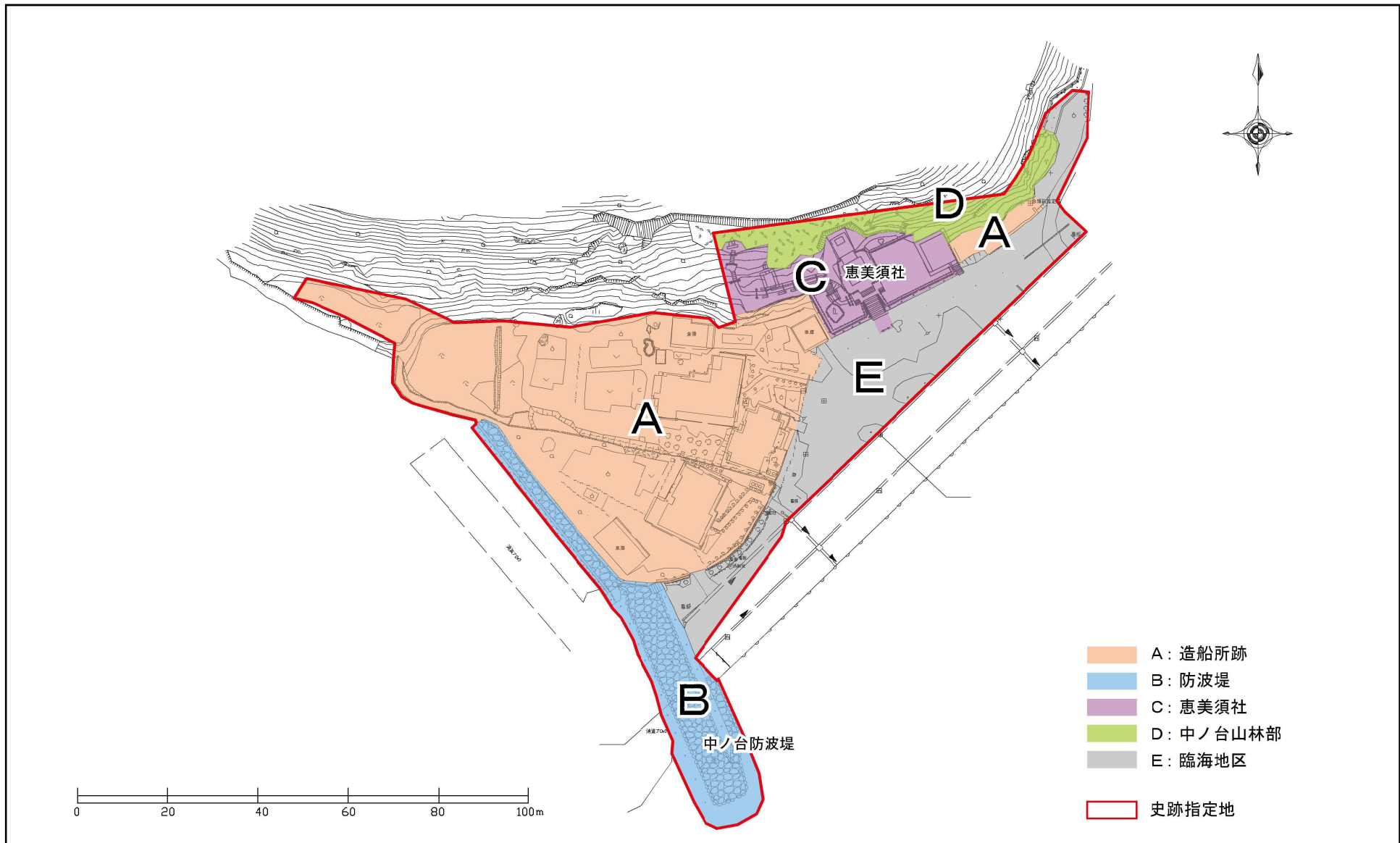


图 3-3 地区区分图

(3) 具体的方策

(1) 基本方針を踏まえ、各構成要素の具体的な保存管理の方策を表3-7～3-8に示した。

表3-7 本質的価値を構成する諸要素の保存管理の具体的方策

区分	名称	具体的方策
A 地下に埋蔵さ れている遺構	地下遺構	地下遺構が破損することのないよう、遺構を保護する表土や盛土層の流出に留意しながら、定期的な点検・維持管理を実施する。また、樹木根による遺構の破壊を防止するため、適宜剪定・伐採等の植生管理を実施する。今後、保存整備・活用に係る発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提に、調査目的を明確にした上で必要箇所にとどめるとともに、その遺構の保存管理を実施する。
	中ノ台防波堤	露出していることによる風化や劣化状況を把握し、特に石垣に緩みや劣化が生じないように、石垣表面の日常的な清掃・除草など、現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行う。石垣の孕みや石材の割れ・欠損が生じた場合は、維持的措置として修理を行い、原状に復する。復旧に際しては調査を行い、史跡や景観に配慮したものとする。
B 地上に露出している遺構	石積み	露出していることによる風化や劣化状況を把握し、特に石垣に緩みや劣化が生じないように、石垣表面の日常的な清掃・除草など、現状維持を基本とした定期的な点検・維持管理を行う。石垣の孕みや石材の転落が生じた場合は、維持的措置として修理を行い、原状に復する。復旧に際しては調査を行い、史跡や景観に配慮したものとする。

表3-8 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の保存管理の具体的方策

区分	種別	名称	具体的方策
C 保存・公開活用に有効な要素	説明・案内施設	恵美須ヶ鼻造船所跡説明板	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。今後、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所や解説内容の検討を行う。
		QRコード案内板	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。今後、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所の検討を行う。
		北長門海岸国定公園案内板	現状維持を基本とし、木部の劣化に注意しながら、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。今後、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所の検討を行う。
		急傾斜地標識	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施し、急傾斜地であることを周知する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。
	標柱	石製標柱	露出していることに起因する石材の風化の進行度合いを把握し、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。今後、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所の検討を行う。

区分	種別	名 称	具体的方策
D その他の要素	恵美須社関連施設	恵美須社社殿 玉 垣 祠・参道 石鳥居	恵美須社及び石鳥居（文政 8 年（1825） 建立）は、造船所稼働時に既に存在し、周辺の漁業集落の豊漁祈願の対象として守り継がれてきたことから、今後も造船所跡と一体のものとして保存管理を行う。保存管理は、経年変化による劣化や破損に注意しながら、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。また、今後も起こりうる新たな寄進・奉納による建造物・工作物等の設置については、関係機関と協議し、遺構や景観に配慮したうえで実施する。
		擁 壁	恵美須社背後は急傾斜地であるため、定期的な点検・補修を実施し、土砂災害を防止する。補修を行う場合は史跡や景観に配慮する。
		神輿庫	経年変化による劣化や破損に注意しながら、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。
	石碑	石 碑	露出していることに起因する石材の風化の進行度合いを把握し、必要に応じて劣化防止のための措置を検討する。今後、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所の検討を行う。
	漁港施設	護 岸	漁港施設として現在も使用されているため、現状維持を基本とした定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は中ノ台防波堤や石積み、史跡景観に配慮する。
		灯 台	灯台として現在も使用されているため、現状維持を基本とした定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は中ノ台防波堤や景観に配慮する。
		漁港関連看板	中ノ台防波堤上部に設置されているため、遺構保護や史跡景観の面から、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて適切な設置場所の検討を行う。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。
	その他	民 家	「スクーヰル打建木屋」や「大工居屋」等の造船所中枢部の施設の遺構上部に位置していることや、造船所閉鎖後の明治以降に宅地化され、建て替えがされたものであるため、移転及び撤去を進め、公有地化を図る。
		側溝・電柱・電線	電柱や電線については、地下遺構の有無や安全面から検討を行い、埋設化を進める。側溝については、排水不良等に注意しながら、定期的な点検・補修を実施する。
		旗竿石	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。
		山 林	山林一帯は急傾斜地警戒区域に指定されているため、斜面の崩壊等によって遺構が破損することのないよう、地形の保全を図る。また、枯損木や倒木によって遺構が破損することのないよう、樹木の剪定や間伐等の適正な植生管理を行う。

5. 現状変更等に対する基準

(1) 現状変更の意思決定のプロセス

史跡の現状変更の意思決定プロセスは、文化財保護法（以下「法」という。）に基づいており、それぞれ以下のとおりである。

- ① 史跡の管理保全、修理及び公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている。史跡指定地内において、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない。（法第 43 条、第 125 条）
- ② 文化庁長官は、許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。（法第 43 条、第 125 条）
- ③ 史跡の管理・復旧（修理）に対しては、必要に応じて国が経費の一部を補助し、技術的指導を行うこととする。（法第 35 条、第 47 条、第 118 条）
- ④ 文化庁長官の権限に属する事務のうち、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が現状変更を許可する。（法施行令第 5 条第 4 項）

(2) 現状変更の取扱方針及び基準

① 現状変更の取扱方針

史跡の価値を確実に次世代に継承していくため、現状変更について以下のとおり区分し、具体的な取扱基準を定める。

(ア) 現状変更が認められない行為

- i) 「史跡恵美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画書」に定められた基準に反する行為
- ii) 史跡の本質的価値に滅失、き損又は衰亡等の影響を及ぼす行為
- iii) 史跡の景観を阻害又は価値を減じると認められる行為
- iv) 地形の変更（軽微なものを除く。）

(イ) 現状変更許可が必要な行為

史跡の現状変更については、法第 125 条に規定されており、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、法第 168 条の規定に基づき、国の機関による現状変更の場合は、文化庁長官の同意を求めなければならない。

なお、法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が許可することができる。その範囲は以下のとおりである。

【 申請先 】 萩市教育委員会

【 行為の内容 】 法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づく現状変更

- 小規模建築物(地階を有しない 2 階以下の木造又は鉄骨造の建物で建築面積が 120 ㎡以下、増改築にあつては増改築後の面積が 120 ㎡以下)で、3 ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却(ただし、土地の改変を伴わないものに限る。)
- 工作物の設置、改修若しくは除却(設置後 50 年未満)又は道路の舗装若しくは修繕(ただし、土地の改変を伴わないものに限る。)
- 埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修(ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないものに限る。)
- 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- 木竹の伐採など史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

【 例 】

- 園路における降雨等による軽微な表土流出の復旧
- 案内板・説明板等の設置、改修、除却
- 調査、工事用仮設物の設置
- 行事に伴う仮設物の設置
- 枯損木及び危険木の伐採、撤去、除草、病虫害の駆除

(ウ) 現状変更の許可が不要な行為

法第 125 条第 1 項(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の規定に基づき、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合、又は日常的な維持管理の行為は文化庁長官の許可を必要としない。

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第 4 条に規定されている。現状変更の許可が不要な行為は以下のとおりである。ただし、実際の行為が該当するか否かについては、事前に協議して確認するものとする。

i) 維持の措置

- 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更の後の原状)に復するとき
- 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- 史跡の一部が、き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

ii) 非常災害、防災上必要な応急措置

- 保護、養生(盛土、土留め、土のう等の設置)、損壊要因等(土砂、建築物等の残骸、樹木等)の除去など、遺構等の損壊防止のための応急措置
- 土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊及び崩壊防止のための措置

- 公益上必要な維持管理施設・設備の代替施設等の設置の措置

iii) 日常的な維持管理の行為

- 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、樹木の支障枝剪定、枯損木及び危険木の伐採、除去、除草、施肥、病虫害の駆除措置等の植生の日常的な維持管理
- 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、史跡の公開活用及び管理上必要な施設、工作物、舗装等の軽微な修繕（例：土地の改変を伴わない説明板の設置、改修、撤去等）や清掃等の日常的な維持管理

② 現状変更の取扱基準

史跡に関連する現状変更の取扱基準を、表 3-9 に示した。

表 3-9 現状変更の取扱基準

行 為	取扱基準	地 区				
		A	B	C	D	E
発掘調査及び保存整備	○ 遺構の解明、保存状況の把握又は史跡整備に伴う調査は、目的を明確にし、適切な範囲及び方法で行う場合に許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 学術的な調査成果を基にした史跡の保存整備又は遺構復元は、許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
建築物の新築、増築、改築、移転又は除却	○ 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却は、原則として認めない。	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない
	○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される建築物や寄進・奉納等で宗教上必要とされる建築物の新築は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 増築及び改築は、建築物の用途、構造、規模等に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 移転又は除却は、地下遺構に著しく影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
工作物、土木構造物の設置、改修又は除却	○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される工作物、土木構造物及び園路の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
	○ 非常時や防災上必要な施設の設置は、遺構への影響を最小限にとどめ、史跡景観に可能な限り配慮した場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可

	○ 仮設物の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	市許可	市許可	市許可	市許可	市許可
--	---------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

行 為	取扱基準	地 区				
		A	B	C	D	E
道路の新設、修繕	○ 新設は原則として認めない。	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない
	○ 史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される修繕は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	市許可	市許可	許可不要	許可不要	市許可
土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更	○ 原則として認めないが、遺構復元又は地形復元といった保存整備に係る地形の変更は、事前に十分な検討及び協議をした上で許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
埋設管の新設、改修	○ 公益上必要な電線、水道管又は下水道管等の新設又は改修は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	国許可	国許可	国許可
樹木の伐採・植栽	○ 遺構及び史跡景観に影響を及ぼす植栽は、原則として認めない。	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない	許可しない
	○ 遺構及び史跡景観に影響を及ぼす又は及ぼす可能性の高い樹木の剪定・伐採は許可する。	市許可	市許可	許可不要	許可不要	市許可
	○ 史跡の保存整備、公開活用上必要と判断される植栽は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。	国許可	国許可	市許可	市許可	市許可

※なお、上記の現状変更を許可する場合には、以下の項目に留意する。

- 現状変更の事前に発掘調査を行い、重要遺構が確認された場合には、適切な措置を講じ、遺構の保護を図る。
- 地下遺構の保全に影響を及ぼさない軽微な建物、構造物の場合は、市職員の立会い等を求め、指示を受けること。
- 現状変更の許可に当たっては、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない措置をとること。

6. 史跡の保全へのリスクと脅威

史跡に保全に対して予想されるリスクと脅威を、表 3-10 に示した。

表 3-10 史跡の保全へのリスクと脅威

区分	リスクと脅威	対策等
① 環境変化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風雨・積雪・凍結や、それらによる樹木の倒壊により、遺構や整備施設の破損、劣化が進むことが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡に影響を及ぼす可能性のある樹木の伐採、剪定の植生管理を行う。 ○ 継続的な観察を実施し、必要に応じて補修を行う。
② 自然災害	ア. 落雷・火災 <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡背後は中ノ台の山林となっており、山火事が発生した場合には、史跡への延焼や、森林資源が失われることによる史跡景観の大きな変化が予想される。 ○ 落雷による倒木や火災によって、遺構や整備施設の損壊や滅失等の被害を受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災や落雷による被害を受けた場合には、非常時の体制に基づき、萩市を中心とした関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。
	イ. 風水害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡は海に面しており、高潮や津波によって、史跡の破損や滅失等の直接的な被害を受ける可能性がある。 ○ 樹木の風倒による間接的な被害を受けることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中ノ台防波堤やそれに続くコンクリート護岸の定期的な点検、維持管理を実施する。 ○ 風水害による被害を受けた場合には、非常時の体制に基づき、萩市を中心とした関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。
	ウ. 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の大部分と背後の中ノ台の斜面は、土砂災害警戒区域（山口県告示）に指定されており、急傾斜地崩落の恐れがある。 ○ 現状で岩盤が露出している部分も確認できるため、落石等に対する日常的な点検が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害による被害を受けた場合には、萩市地域防災計画により対応する。
	エ. 地震 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が発生した場合、遺構や整備施設の破損、それによる人的被害が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡が被災した場合には、非常時の体制に基づき、萩市を中心とした関係機関において被災状況の情報を共有し、復旧対策等を実施する。

区分	リスクと脅威	対策等
③ 観光圧力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、史跡への交通手段は車やレンタサイクルの利用によるものが多く、交通量の多い国道 191 号によってアクセスするため、事故等が発生する恐れがある。 ○ 現状で使所や駐車場等の便益施設が設置されておらず、観光客の増加に対応できる利用環境となっていない。 ○ 史跡周辺は漁港として利用されているため、観光客の増加によって地域の漁業やその環境へ影響を及ぼす恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐輪場や駐車場を確保すると同時に、史跡までの安全な誘導対策を行う。 ○ 見学者の変動状況や行動状況の観察や、漁港としての周辺環境を考慮しながら、使所や駐車場等の便益施設の設置を検討する。
④ 開発圧力に 対する危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発行為により、史跡及び中ノ台や海岸の自然環境への影響や、史跡景観の阻害要因の発生が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡及び周辺において、建築物又は工作物の設置、土地の形状の変更、樹木の伐採等の行為を行う場合には、文化財保護法や萩市景観計画に基づく規制により、それらの規模・形態・色彩・意匠等の規制を行う。
⑤ 人為災害 (防犯)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の防犯の対象事項としては、遺構や既存施設の破損・放火等の人為的なき損や盗難が挙げられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、見学者の変動状況や行動状況の観察を行い、必要な防犯対策を検討する。 ○ 現在実施されている月 1 回の文化財パトロールに加え、巡回頻度の見直しなどの人的な監視体制の強化と、センサーや監視カメラの設置などの機器による自動監視体制の強化の両側面から検討を行う。

7. 周辺の環境に対する考え方

恵美須ヶ鼻造船所は小畑浦・中ノ台の地形や地域の材料を活用して築かれ、現在に至ってもその環境が継承されてきた。また、造船所跡と萩反射炉の相互の眺望景観や、小畑浦や中ノ台の景観も往時の様子を伝える重要な要素として挙げられる。

史跡の本質的価値に影響を与える可能性のある開発行為に対しては、史跡周辺に係る各種法令（景観法に基づく萩市景観計画・萩市景観条例、自然公園法、漁港漁場整備法）による規制を適用し、地形の保全や建築物や工作物の位置・規模・材質・色彩等の規制を行い、史跡の遺構や景観へ影響を及ぼすことのないよう努める。

また、史跡周辺は漁港として利用されているため、周辺の環境保全や漁業等の生業への影響に注意を払いながら史跡の保存管理を行う。

表 3-11 史跡周辺に係る法令一覧表

法律・条例	位置づけ	規制内容	所管
景観法に基づく 萩市景観計画、 萩市景観条例	一般景観計画区域－ 川外都市計画区域B 地区	<p><届出対象行為>－萩市長へ届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 開発行為：3,000㎡以上の宅地造成 <p><景観形成基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態・意匠・色彩、位置、屋根、外壁、開口部、基礎、建築設備、緑化等について基準が設定されている。 勾配屋根を用いるなど、スカイライン（稜線）に配慮する。 低層建物（10m未満）の屋根は、3.5/10～5/10の切妻、寄棟、入母屋とする。 建築物の最高高さは、16m以下とする。 	萩市歴史まちづくり部 都市計画課
自然公園法	北長門海岸国定公園 の普通地域及び第2 種特別地域	<ul style="list-style-type: none"> 水面の埋立て等の行為について、普通地域は山口県知事へ届出、特別地域は山口県知事の許可が必要。 	萩市歴史まちづくり部 都市計画課
漁港漁場整備法	第3種漁港－萩漁港	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の建設等に対しては、山口県知事の許可が必要である。 	山口県萩水産事務所

8. 経過観察の体制

(1) 本質的価値及び周辺環境の保全に関する観察指標

史跡の本質的価値の保存には、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）の実施により価値の保存状況を確認し、破損等が確認された場合には原因の究明や修理を行う必要がある。また、経過観察（モニタリング）の実施に当たっては、随時山口県教育委員会を通じて文化庁の指導を仰ぎながら、萩市が主体となって実施する。

第3章 3. 保存管理上の課題や6. 史跡の保全へのリスクや脅威に基づき、経過観察の指標、測定内容・手法、周期、実施主体を表3-12に示した。

- ① 本質的価値が保存、維持されているか。
- ② 管理・運営体制が適切に機能しているか。
- ③ 保存管理上の課題が史跡や周辺環境にどのような影響を与えているか、又は与えたか。

表3-12 経過観察指標一覧表

リスクと脅威		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	実施主体
環境変化 (史跡の景観保全・保存状況)	遺構・整備施設の破損状況		目視による破損等状況の観察(破損箇所数とその状況)	随時	萩市
			修理記録の記載	随時	〃
			現状変更数及びその内容の把握	毎年	〃
	植生	植生管理状況の把握	毎年	萩市	
		目視による樹木等植生の生育状況の観察	毎年	〃	
自然災害	火災	火災によるき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	山口県萩水産事務所 萩市
	落雷	落雷によるき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	
	風水害	風水害によるき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	
			潮位の変動状況の把握	毎年	
	土砂災害	土砂災害によるき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	
土砂災害・崩壊地形の調査			目視等による地形の変状の把握	毎年	
地震	地震によるき損状況	き損件数や被害状況の把握	随時		
観光圧力	観光客数の増加による影響	観光客入り込み数	観光客入り込み数の測定	毎年	萩市

リスクと脅威	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	実施主体
開発圧力	景観阻害状況	景観を阻害する要素数の把握	毎年	萩市
		景観計画に反する要素数の把握	毎年	〃
	開発状況	建築物・道路の新設状況の把握	毎年	萩市
		周辺史跡・関連施設の観光客入り込み数	毎年	〃
		中ノ台の植生管理や利用状況の把握	毎年	〃
非常時の体制整備	役割分担 連絡網の体制	防災訓練の実施状況	毎年	山口県萩水産事務所 萩市 恵美須社
史跡の整備・活用状況		史跡整備の状況の把握	毎年	萩市
		調査・研究報告書の刊行数	毎年	〃
		パンフレット、HP等による情報提供状況	毎年	〃
		イベント、研修会、講座の開催数	毎年	〃
		便益施設、駐車場の適正な収容能力の把握	毎年	〃
		周辺史跡、関連施設の整備状況の把握	毎年	〃

第4章 整備活用

1. 基本方針

恵美須ヶ鼻造船所跡の本質的価値を広く周知し、次世代へと適切に保存・継承していくためには、萩市を主体とした関係機関との連携体制を確立し、恵美須ヶ鼻造船所跡に関する調査・研究や公開・活用を行うことが重要である。

① 保存整備の推進

恵美須ヶ鼻造船所跡の本質的価値をき損することなく後世に継承していけるよう、調査・研究に基づきながら、地下遺構や防波堤等の露出した遺構の保存整備や維持管理を行う。

② 公開・活用、周知の推進

現存している恵美須ヶ鼻造船所跡の本質的価値を損なうことなく適切な保存管理を行い、往時の造船技術や造船所の構造、造船所での造船プロセスを理解できるような整備・展示を行い、公開及び活用を推進する。同時に、広報活動やパンフレットやホームページ等の活用、市民講座の開催や教育活動への活用、発掘調査現場公開等により、遺跡の周知を図り、遺跡への理解や関心を高める。

③ 見学環境の整備

来訪者が安全且つ快適に見学が行えるよう、史跡の価値を損なわないように配慮して、基盤となる便益施設や管理施設等の充実を図る。

④ 地域の歴史・文化資産や自然環境と一体となった整備・活用の推進

萩市には、恵美須ヶ鼻造船所跡のほか、「丙辰丸」に使用された鉄を供給した「大板山たたら製鉄遺跡」をはじめとして、近代化に寄与した「郡司鑄造所遺構広場」、「萩反射炉」といった製鉄遺跡や、近代化の礎となった「萩城跡」、「萩城城下町」、「松下村塾」といった関連遺産が存在する。多様な手法によって、恵美須ヶ鼻造船所跡の萩市の近代化遺産としての周知や解説、これら歴史資産の総合的な解説や遺産相互の解説を行い、一体的な活用を進める。

また、造船所の立地背景を含め、これらの山海の豊かな環境を取り込んだ活用を推進する。

⑤ 萩まちじゅう博物館構想の中に位置づけた活用の推進

「萩まちじゅう博物館構想」の下、萩博物館をコア施設とした総合案内拠点と位置づけ、「萩近代化遺産群」、「萩城跡・萩城城下町」、「維新の里」のサテライト施設と連携することにより、観光面等においてテーマやストーリー性をもった活用をさらに発展させ、萩市内外へその価値を発信していく。

同時に、小畑地区の観光振興を図るため、萩反射炉や道の駅等の観光施設との連携を図りながら、萩市中心部からのアクセス環境や地区周遊ルートを整備する。

萩まちじゅう博物館

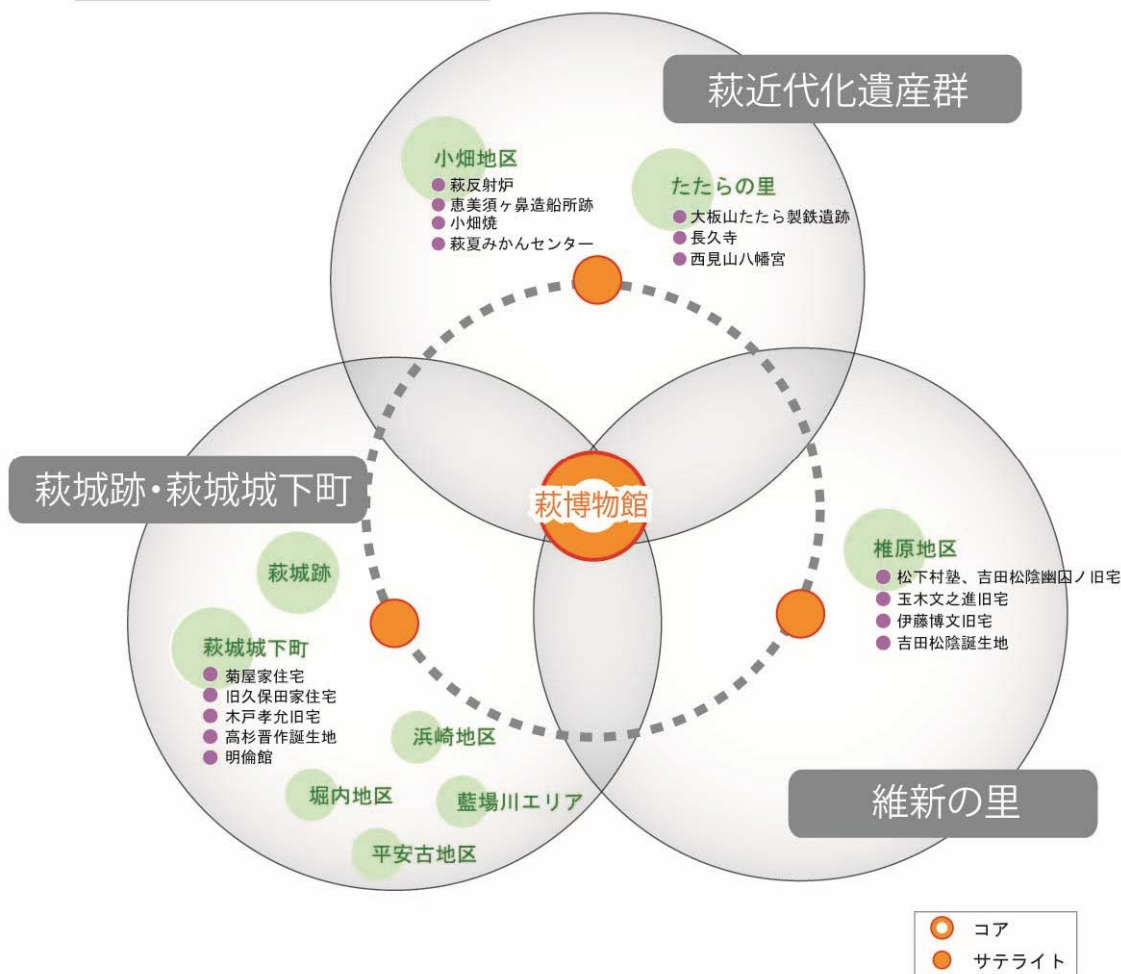


図 4-1 萩まちじゅう博物館構想

2. 整備・活用の方法

恵美須ヶ鼻造船所跡の保存整備や活用に当たっては、発掘調査等の調査・研究により遺構や造船所の構造を解明し、その成果に基づいて実施する。整備・活用の基本方針に基づいた、具体的な整備・活用方法は以下のとおりである。

① 保存整備の推進

(ア) 地上に露出した遺構

防波堤や石積み等の地上に露出した遺構のモニタリングを実施し、破損状況に応じて修理を実施し、遺構の保存を図る。修理に際しては、その緊急性や本質的価値を損なうことのない適正な工法の検討を行い実施する。

(イ) 地下遺構

遺構の確実な保存を前提に、スクーザル打建木屋跡の平面表示や、大工居屋の基礎石列の露出展示等の整備を検討し、造船所の建物配置や状況を伝える。整備に際しては、本質的価値を損なうことのない適正な工法の検討を行い実施する。

(ウ) 植 生

現在、造船所跡と萩反射炉相互の眺望景観が維持され、造船所の立地環境を体感することができることから、適正な植生管理の実施や景観を阻害する要素や行為の制限により、眺望を確保する。また、造船所跡一帯は急傾斜地崩壊警戒区域に指定されているため、その地形の保全と遺構への影響に注意しながら中ノ台斜面地の植生管理を実施する。

② 公開・活用、周知の推進

(ア) ガイダンスの整備

見学者に造船の工程や幕末の造船所の姿、萩市や日本の製鉄関連遺跡との関連性をわかりやすく伝えるため、CGや映像、模型等を利用したガイダンスの整備を検討する。ガイダンスは、コアとなる施設で萩の近代化遺産の総合解説を行うと同時に、現地における解説も検討する。

(イ) 案内板・説明板の充実

現状の説明板の配置の検討を含め、遺構の分布や見学動線と整合を図りながら、案内板・説明板の整備を行う。造船所跡の解説は、図版やCG画像を活用し、造船の工程や造船所の姿がわかりやすいものにする。調査・研究等によって新たな成果がもたらされた場合は、随時、その内容の更新を行う。また、英語等の外国語表示も検討していく。

(ウ) 見学動線の整備

遺構の分布や造船のプロセスに沿いながら、見学者が安全かつ理解しやすい動線の設定を行い、園路を整備する。

(エ) 広報活動

萩市の観光資源として、各種媒体を利用した広報や情報発信を更に推進する。

(オ) 発掘調査等の現場公開

整備事業への理解・関心や造船所跡価値への理解を深める機会として、造船所跡の発掘調査や整備工事の現場公開を積極的に実施する。

(カ) パンフレット、ホームページ等の活用

造船所跡への理解を深めるツールとして、造船所跡や萩市の近代化遺産の総合的なパンフレットやCG等を用いた動画を作成し、一体的な活用を進める。また、ホームページの活用により造船所跡の最新情報を発信・公開し、見学者の増加を目指す。

(キ) 市民講座や教育の場としての活用

恵美須ヶ鼻造船所跡をはじめ萩市の歴史を学ぶ場として講座や講演会を開催し、造船所跡の価値や研究成果の発表を行う。また、小中学校の社会科見学など教育活動の場としても積極的に活用する。

③ 見学環境の整備

(ア) 便益施設の充実

恵美須ヶ鼻造船所跡は北長門海岸国定公園の一部に指定されており、特長ある自然景観を身近で見ることのできる展望空間という側面も有している。同時に、漁業信仰の対象である恵美須神社に隣接する地域の憩い空間といった側面も有している。今後、見学動線や視点場、造船所跡の景観と整合を図るとともに、周辺関連施設と連携してベンチ、休憩所、トイレ等の便益施設の設置を検討し、快適な見学空間を形成する。

(イ) 誘導案内の充実

恵美須ヶ鼻造船所跡へのアクセスは自動車や自転車等による手段を想定し、主要アクセス道である国道 191 号からの分岐点に誘導案内板の設置を検討する。また、道の駅をはじめとする観光拠点に、造船所跡案内板やパンフレットを設置し、造船所跡への円滑な誘導を行う。

④ 地域の歴史・文化資産や自然環境と一体となった整備・活用の推進

(ア) 萩市の歴史遺産や関連する近代化遺産と連携した保存・活用の推進

萩市内には、大板山たたらで生産された鉄を原材料として洋式軍艦を建造した「恵美須ヶ鼻造船所跡」のほか、「萩反射炉」、「大板山たたら製鉄遺跡」、「郡司鑄造所遺構広場」といった製鉄関連遺跡や、近代化の礎となった「松下村塾」「萩城跡」及び「萩城城下町」といった関連遺産が存在するため、これらの歴史資産の一体的な活用を推進する。また、造船所は小畑浦・中ノ台の地形や地域の材料を活用して築かれ、現在に至ってもその環境が継承されていることを踏まえ、立地背景も含めた整備・活用を推進する。

(イ) 地域と一体となった保存と活用の推進

恵美須ヶ鼻造船所跡とその周辺を含む空間は、「恵美須ヶ鼻造船所跡」と「萩反射炉」を含む範囲と、椎原地区の「松下村塾」や「吉田松陰幽囚ノ旧宅」が位置する「松陰神社」を含む範囲の大きく 2 つに分けられることから、これらの空間単位を意識した活用を展開していく。

恵美須ヶ鼻造船所跡とその周辺の歴史・文化資産については、それらの価値を周知・解説することによって、地域住民への理解や地域住民との積極的な連携や理解を促進し、地域と一体となった保存と活用を図る。

⑤ 萩まちじゅう博物館構想の中に位置づけた活用の推進

(ア) 展示やイベントの開催

萩博物館、萩まちじゅう博物館などとも連携し、造船所跡や萩の近代化遺産に関連した企画展示やイベントの開催を推進し、恵美須ヶ鼻造船所跡の周知を図る。

(イ) 観光・散策ルートの設定と整備の推進

観光面の活用においては、恵美須ヶ鼻造船所跡を含めた地域の歴史資産周遊ルート、三角州内の萩城跡や萩城城下町とつながる広域のルート、松下村塾等の椎原地区と連携した

幕末をテーマにしたルート、萩市の近代化遺産を巡るルートなど、テーマ性のあるルートの設定を行う。そして、そのルートをわかりやすく、安全且つ快適に回遊できる観光マップの頒布や誘導案内や解説板の整備を進める。同時に、恵美須ヶ鼻造船所跡対岸に位置する道の駅「萩しーまーと」を観光拠点に、レンタサイクル等の交通手段の充実を図り、周遊観光を推進する。

また、萩漁港をはじめとした姥倉運河、松本川等の近隣水域を水上交通でつないだ交通面における新たな活用を図り、地域や観光来訪者両者にとって有益な公開及び活用を図る。

3. 整備・活用の進め方

恵美須ヶ鼻造船所跡の整備・活用に当たっては、遺跡の特性やこれまでの利用状況等を踏まえながら、整備の優先度や事業効果を検討し、段階的に実施していく必要がある。

① 整備活用計画の策定と委員会の設置

恵美須ヶ鼻造船所跡の保存整備や活用は、遺構の保存状況を把握し、十分な調査研究の成果に基づいて実施する。また、恵美須ヶ鼻造船所跡全体の整備活用計画を策定し、必要な整備の抽出や整備手法を十分に検討し実施していく。

なお、整備活用計画の作成や実施に当たっては、必要に応じて専門家や有識者による委員会を設置し、専門的な見地から整備方針や手法の検討を行う。

② 段階的な事業の実施

整備・活用事業は、上記の整備活用計画等の中で事業計画を作成し、それに沿って段階的に事業を実施していく。事業に際しては、社会状況の変化等と合わせ、事業効果を検討しながら進めることとする。

③ 市民参加による整備・活用

継続的に保存管理を行い、整備・活用を図っていくためには、市民が史跡の本質的価値をしっかりと理解しながら、積極的に管理・運営の一端を担っていくことが必要である。

今後、NPOまちじゅう博物館やNPO萩観光ガイド協会、地元住民などとも連携を図り、史跡をはじめ関連する産業遺産や自然、歴史、文化を継続的に研究し、蓄積された調査研究成果を広く公開し、その価値を共有しながら、ガイドの育成や価値の普及に努め、市と市民が一体となって愛着・誇りを持って保存に取り組むとともに整備・活用を図っていく。

第5章 運営及び体制整備

1. 基本方針

恵美須ヶ鼻造船所跡は遺跡としての文化財的な要素だけでなく、周辺の中ノ台の山林という自然的な要素や漁港としての側面も有している。また、様々な法規制によって保全が図られており、関連機関と連携しながら円滑な管理運営を行っていくと同時に、継続的に恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理や整備・活用を図っていくため、地域住民や市民が積極的に管理・運営の一端を担うことが必要となる。その他に、恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理や整備・活用は、専門的な側面を有することから、事業に際しては、専門家や有識者による委員会を設置し、専門的な見地から整備方針や手法の検討を行う。

2. 保存管理活用の体制

恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理及び整備・活用は、萩市をはじめ、地元地域、市民、専門家、関連機関が一体となった保存管理活用体制を確立し、遺跡の現状や問題点、事業内容を共有する必要がある。恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理活用の体制は以下のとおりである。

円滑な保存管理、整備・活用体制の確立

- 恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理及び整備活用、モニタリングは、管理団体である萩市が主体となり、恵美須神社、山口県萩水産事務所と連携しながら実施する。
- 恵美須ヶ鼻造船所跡の現状変更許可申請の事務手続きは萩市が行う。
- 恵美須ヶ鼻造船所跡の保存管理及び整備活用は、随時、文化庁や山口県と協議を行いながら実施する。
- 恵美須ヶ鼻造船所跡の整備活用事業に当たっては、必要に応じて地元地域、専門家、萩市、山口県、文化庁、関連機関等によって構成される整備活用委員会を設置して検討や協議を進める。

地元地域や関連機関との連携体制の確立と強化

- 日常的な維持管理や植生管理は、萩市、山口県萩水産事務所及び地元地域が役割分担を決め、実施する。
- 今後、地元地域で恵美須ヶ鼻造船所跡や地域資産の保存や活用、維持管理を担っていきけるような、保存会等の組織づくりを検討する。
- NPO萩まちじゅう博物館やNPO萩観光ガイド協会と連携を図り、ガイドの育成やその活動をさらに推進する。同時に、その活動を支援する方策や仕組みづくりを構築する。

萩市庁内の体制強化

- 萩市庁内においては歴史まちづくり部が主体となり、恵美須ヶ鼻造船所跡に関する意見の集約や事業の調整を行う。
- 各種関連法令の調整だけでなく、観光やまちづくり、農業、自然といった多面的な活用を推進していくため、関連部局との連携を強化し、事業の円滑な推進を図る。

非常時の体制

- 万が一災害が発生した場合には、現況把握を萩市が行い、山口県萩水産事務所等の関係機関と情報を共有して復旧を行う。
- 災害が発生した場合に備え、非常時の体制を整備し、連絡体制や避難場所の確保、避難誘導について日常的な協議を行い、初期消火活動等の定期的な訓練を行う。
- 第3章で示した遺跡の保全へのリスクと脅威を未然に防ぐために、日常的な点検やメンテナンスを実施する。

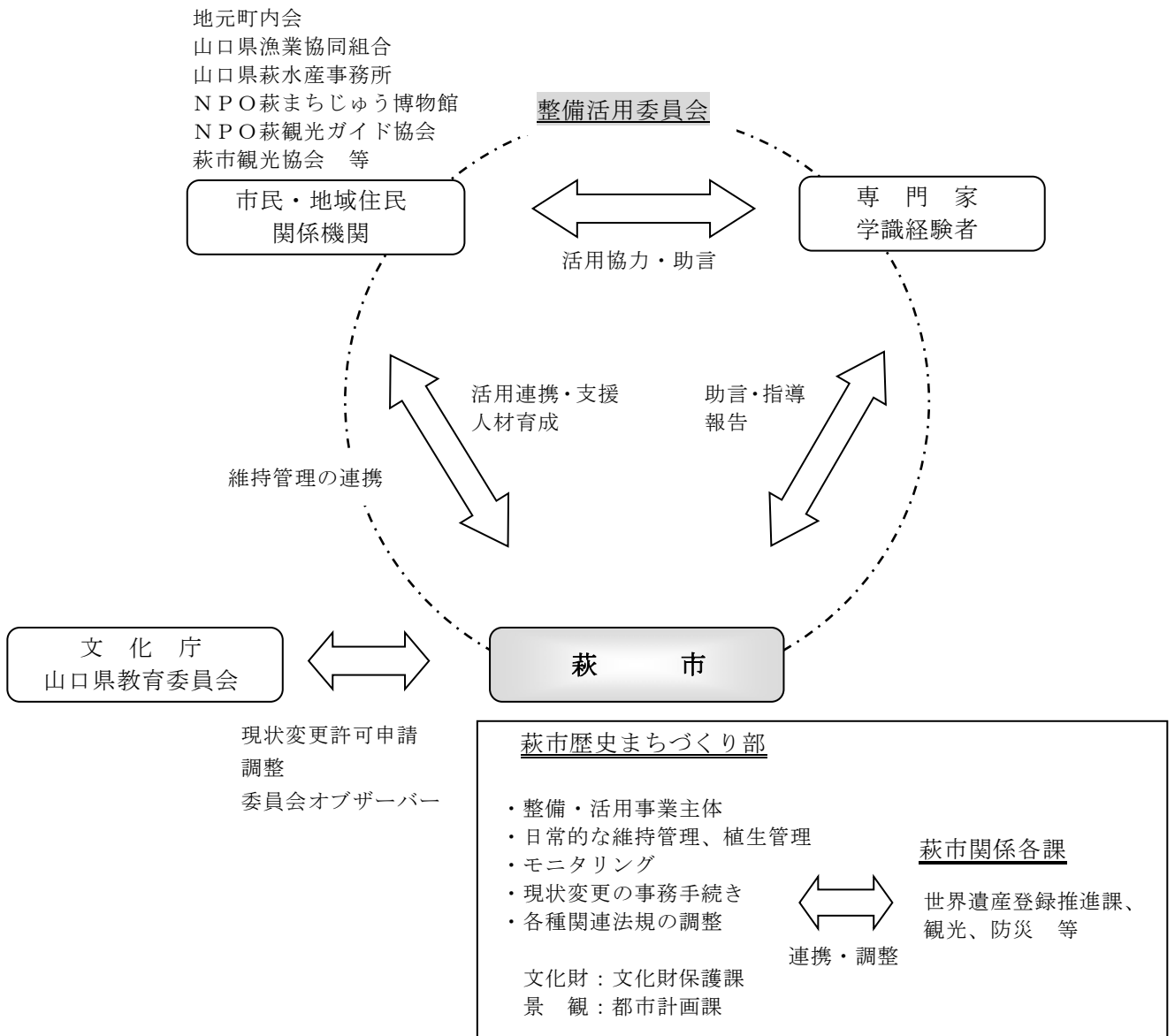


図 5-1 保存管理活用の体制

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画

平成26年 3月

編集・発行 山口県萩市歴史まちづくり部
〒758-8555 萩市大字江向 510
印 刷 石川特殊特急製本株式会社